

指定都市基本施策比較検討調

〈令和2年度 決算編〉

福岡市議会事務局

指定都市基本施策比較検討調

〈 令和 2 年度 決算 編 〉

目 次

I 総 記

1 人 口	1
2 世 帯 数	1
3 従業地・通学地による人口	1
4 人 口 構 成	1
5 合計特殊出生率	2
6 面 積	2
7 土 地 利 用	2
8 産 業 構 造	3
9 経済活動別市内総生産額	4
10 商 業 機 能	4
11 製造品出荷額等	4
12 市 民 所 得	4
13 雇 用	4
14 国 際 化	5
15 家 計	5
16 消費者物価指数	5
17 平均消費者物価地域差指数	6
18 職 員 総 数	6
19 行 政 区	6

II 令和 2 年度決算

1 令和 2 年度普通会計決算及び各種指標	7
2 普通会計歳入内訳	9
3 普通会計性質別歳出の内訳	13
4 普通会計目的別歳出の内訳	17
5 資金不足比率	19
6 公営事業の経営状況	21

Ⅲ 主要施策の現況

1 長期計画	31
2 姉妹友好都市提携（海外）	33
3 市税収納状況	35
4 法人市民税超過課税	35
5 交通事故件数	37
6 清掃施設等	37
7 保育所・認定こども園	39
8 高齢者保健福祉	45
9 介護保険事業	47
10 国民健康保険事業	49
11 生活保護	50
12 医療施設	51
13 公害関係	52
14 金融関係	53
15 中央卸売市場の実績	53
16 都市公園	55
17 道 路	57
18 河 川	58
19 住 宅	59
20 教育関係	61
(1) 幼稚園	61
(2) 市立小学校	62
(3) 市立中学校	63
(4) 義務教育学校	64
(5) 高等学校	65
(6) 中等教育学校	67
(7) 私立学校への助成状況	68
(8) 市立短期大学	69
(9) 市立大学	69
(10) 市立図書館	71
21 港 湾	72
22 上 水 道	73
23 工業用水道	74
24 下 水 道	75
25 交 通	77
(1) バ ス	77
(2) 高速鉄道（地下鉄）	79

26 消 防	81
IV 公共料金、助成・融資制度等	
1 保育所徴収金	83
2 住宅融資制度	127

凡 例

- 1 調査事項は、特に指定のない限り、令和3年4月1日現在である。
(期日を異にするものは、その旨記入してある。)
- 2 資料中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」	単位未満
「△」	減少
「-」	皆無または該当数字なし
「…」	不詳
- 3 数字の単位未満は、小数点第2位以下四捨五入した数値である。

I 総記

区分	1		世帯数 当たり 人	3		4								
	人口 (伸び率)	世帯数 (伸び率)		従業地・ 通学地 による人口 (昼間人口)	昼夜間 人口比率 (夜間人口 =100)	人口 構成	15歳 未満 (年少 人口)	5年間 の増減	15歳～ 64歳 (生産 年齢 人口)	5年間 の増減	65歳 以上 (老年 人口)	5年間 の増減	65～ 74歳	5年間 の増減
単位	人 (%)	世帯 (%)	人	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	※1 1,974,212 (0.2)	※1 970,131 (0.2)	2.0	1,959,740	100.4	100.0	11.4	△0.3	63.7	△ 4.0	24.9	4.4	13.3	2.5
仙台市	1,094,919 (0.7)	525,793 (0.7)	2.1	1,148,389	106.1	100.1	12.5	△0.8	65.0	△3.2	22.6	4.0	11.9	2.0
さいたま市	1,323,405 (0.7)	591,882 (1.9)	2.2	1,175,579	93.0	100.0	13.2	△0.6	64.0	△ 3.0	22.8	3.5	12.6	1.4
千葉市	※2 976,745 (0.0)	※2 450,703 (1.4)	2.2	951,528	97.9	100.0	12.7	△0.6	62.4	△ 2.9	24.9	3.5	14.1	1.0
川崎市	1,539,127 (0.2)	753,280 (0.9)	2.0	1,302,487	88.3	100.0	12.8	△0.3	67.7	△2.3	19.5	2.7	10.5	1.1
横浜市	3,775,319 (0.6)	1,762,612 (2.3)	2.1	3,416,060	91.7	100.1	12.7	△0.6	64.0	△ 2.6	23.4	3.3	12.5	1.2
相模原市	※3 722,715 (0.1)	※3 333,957 (1.5)	2.2	636,218	88.3	99.9	12.4	△0.8	63.6	△ 3.9	23.9	4.5	13.8	2.0
新潟市	※5 785,627 (△0.9)	※6 344,086 (0.8)	2.3	822,469	101.5	100.0	12.2	△0.6	60.8	△ 3.2	27.0	3.8	13.6	2.1
静岡市	684,622 (△0.6)	298,011 (0.7)	2.3	726,136	103.0	100.1	12.2	△0.7	59.3	△ 3.1	28.6	3.9	14.7	1.7
浜松市	788,333 (△0.2)	321,278 (△0.9)	2.5	792,639	99.3	100.0	13.6	△0.5	60.0	△ 3.0	26.4	3.5	13.4	1.8
名古屋市	※9 2,324,757 (△0.0)	※9 1,125,482 (0.3)	2.1	2,589,799	112.8	100.0	12.5	△0.5	63.3	△ 2.5	24.2	3.0	12.7	1.2
京都市	1,459,072 (△0.2)	728,856 (0.3)	2.0	1,608,216	109.0	100.0	11.3	△0.6	62.0	△3.1	26.7	3.7	14.0	2.3
大阪市	2,755,236 (0.3)	1,481,048 (2.2)	1.9	3,543,449	131.7	100.0	11.2	△0.5	63.6	△ 2.1	25.3	2.6	13.3	0.9
堺市	823,731 (△0.3)	367,051 (1.7)	2.2	785,324	93.6	100.0	13.6	△0.4	59.5	△ 3.9	26.9	4.3	15.0	1.4
神戸市	1,519,907 (△0.4)	737,145 (0.5)	2.1	1,571,625	102.2	100.0	12.2	△0.5	60.7	△ 3.4	27.1	4.0	14.3	2.0
岡山市	※11 719,134 (△0.2)	334,876 (1.0)	2.1	745,199	103.6	100.0	13.7	△0.6	61.5	△ 2.6	24.7	3.2	12.9	2.0
広島市	1,198,084 (△0.1)	556,852 (0.8)	2.2	1,211,020	101.4	100.0	14.2	△0.4	62.1	△ 3.4	23.7	3.7	13.1	2.2
北九州市	933,537 (△0.2)	436,249 (1.0)	2.1	983,517	102.3	100.0	12.6	△0.4	58.1	△ 3.6	29.3	4.1	14.9	2.0
福岡市	1,616,351 (1.2)	832,876 (0.9)	1.9	1,704,218	110.8	100.0	13.3	△0.0	66.0	△3.1	20.7	3.1	11.2	1.8
熊本市	737,788 (0.0)	328,316 (1.0)	2.2	756,852	102.2	100.0	14.1	△0.4	61.7	△ 2.8	24.2	3.2	12.0	1.9

(注)

- ・ 1の人口は、令和3年4月1日現在の推計人口。
- ・ 2の世帯数は、令和3年4月1日現在の推計世帯数。
- ・ 3の従業地・通学地による人口（昼間人口）及び昼夜間人口比率は、平成27年国勢調査結果の数値。
- ・ 4の人口構成は、平成27年国勢調査結果の数値（年齢不詳を除く）。四捨五入のため、合計は100%になるとは限らない。また、5年間の増減は、平成22年国勢調査結果の数値からの増減値。
- ・ 5の合計特殊出生率（各都市独自算出）は、令和元年の数値を小数点第2位まで記載。
- ・ 6の面積の市街化区域及び市街化調整区域の（％）は市域面積に対する比率（市域と都市計画区域の面積が同一でない場合は、両比率の合計は、100%にならない）。
- ・ 7の土地利用の数値は、令和3年1月1日現在の地目別有租地面積の数値を小数点第1位以下四捨五入して記載。国及び地方公共団体の所有する公有地、公衆用道路、社寺境内地等の課税対象外の土地は含まない。

		5			6						7								
75歳以上	5年間の増減	平均年齢	5年間の増減	合計特殊出生率	面積	市街化区域		市街化調整区域		人口密度(1km ² 当たり)	土地利用(小数点第1位以下四捨五入)	宅地					田畑	雑種地その他	免税点未満
						km ²	km ²	%	km ²			%	人	商業	工業	住宅			
歳	歳	歳	歳		km ²	km ²	%	km ²	%	人	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
11.6	1.9	46.2	1.8	1.12	1,121.3	250.3	22.3	325.5	29.0	1,761	33,312	788	755	11,805	489	13,837	2,152	12,706	4,617
10.6	1.9	44.3	2.0	1.18	786.4	180.8	23.0	262.2	33.3	1,392	31,802	756	1,252	7,299	969	10,276	6,108	14,367	1,051
10.2	2.1	44.3	1.5	1.32	217.4	117.0	53.8	100.5	46.2	6,106	14,638	315	306	6,717	716	8,054	3,835	2,159	590
10.8	2.4	45.4	1.4	1.26	271.8	128.8	47.4	143.3	52.7	3,594	17,780	278	1,528	5,374	1,000	8,180	3,884	4,783	933
8.9	1.5	42.8	1.3	1.27	144.4	127.3	88.2	17.1	11.8	10,659	8,958	240	2,085	5,122	1	7,448	498	964	48
10.9	2.0	44.9	1.5	1.26	437.7	337.4	77.3	99.1	22.7	8,625	27,306	941	2,969	16,493	7	20,410	2,585	3,855	456
10.2	2.6	44.8	2.0	※4 1.25	328.9	68.3	20.8	42.0	12.8	2,197	14,731	142	564	4,064	9	4,779	1,705	7,300	947
13.4	1.7	46.8	1.5	1.28	726.3	129.9	17.9	596.6	82.1	1,082	51,046	867	1,506	6,062	3,476	11,911	32,962	4,836	1,337
13.9	2.2	47.5	1.6	※7 1.29	1,411.8	※8 104.8	7.4	※8 130.1	9.2	484.9	77,309	177	972	5,128	543	6,820	9,013	56,567	4,909
13.0	1.8	46.2	1.5	1.43	1,558.1	98.9	6.3	415.6	26.7	506	64,405	212	874	9,207	159	10,452	13,826	34,521	5,606
11.4	1.7	45.0	1.2	1.34	326.5	302.6	92.7	23.9	7.3	※9 7,120	18,382	1,130	1,922	11,855	291	15,198	1,035	2,042	107
12.6	2.0	45.9	1.3	1.22	827.8	149.8	18.1	330.7	39.9	1,763	32,754	287	808	6,632	512	8,239	2,164	20,171	2,180
12.0	1.7	45.8	1.0	1.09	225.3	211.45	93.9	13.87	6.1	12,228	11,223	1,445	2,370	6,749	0	10,564	72	491	96
11.9	2.5	45.8	1.5	1.39	149.8	107.4	71.7	42.5	28.4	5,498	8,899	479	1,755	4,189	3	6,426	1,066	1,072	335
12.8	2.0	46.6	1.6	※10 1.37	557.0	204.0	36.6	353.3	63.4	2,729	26,905	549	1,709	6,595	1,149	10,003	4,795	10,879	1,228
11.8	1.2	44.7	1.1	※12 1.43	789.9	103.9	13.2	482.1	61.0	910	41,883	1,064	639	4,614	2,609	8,926	15,437	14,403	3,117
10.6	1.5	44.4	1.3	1.40	906.7	161.5	17.8	237.8	26.2	1,321	42,348	320	902	6,607	703	8,532	3,429	26,568	3,819
14.4	2.1	47.5	1.4	1.52	491.7	205.6	41.8	283.1	57.6	1,899	24,262	585	3,883	6,939	561	11,968	2,906	7,809	1,579
9.5	1.3	43.1	1.2	※13 1.33	※14 343.5	163.7	47.7	177.1	51.6	4,706	18,422	1,009	1,011	6,616	669	9,305	2,116	5,664	1,337
12.1	1.3	44.8	1.4	1.48	390.3	108.0	27.7	246.4	63.1	1,890	26,338	92	261	5,788	1,933	8,074	11,756	4,780	1,728

- ※1 (札幌市) 令和2年国勢調査(速報値)の数値
- ※2 (千葉市) 令和2年国勢調査(速報値)の数値
- ※3 (相模原市) 平成27年国勢調査を用いて算出
- ※4 (相模原市) 平成30年の数値
- ※5 (新潟市) 令和2年国勢調査(確報値)を基準とした数値
- ※6 (新潟市) 令和3年3月末の住民基本台帳上の世帯数
- ※7 (静岡市) 令和2年9月30日現在の住民基本台帳人口による女子人口(日本人)で算出
- ※8 (静岡市) 令和3年3月末現在の数値
- ※9 (名古屋市) 令和2年国勢調査結果の確定値を基礎として推計した数値
- ※10 (神戸市) 平成27年の数値
- ※11 (岡山市) 平成27年国勢調査の数値
- ※12 (岡山市) 令和元年9月末現在の住民基本台帳人口の年齢(各歳)別人口を基に岡山市独自に算出
- ※13 (福岡市) 平成27年の数値
- ※14 (福岡市) 令和3年1月1日現在の数値

区 分	8 産業構造													
	事業所数	第一次産業		第二次産業		第三次産業		従業者数	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
		所	%	所	%	所	%		人	%	人	%	人	%
札幌市	76,604 (72,451) 64,839	105 (96)	0.1 (0.1)	9,321 (8,757)	12.2 (12.1)	67,178 (63,598)	87.7 (87.8)	912,841 (838,911)	1,345 (894)	0.1 (0.1)	99,922 (95,808)	10.9 (11.4)	811,574 (742,209)	88.9 (88.5)
仙台市	50,186 (48,419) 57,797	75 (62)	0.1 (0.1)	5,984 (5,851)	11.9 (12.1)	44,127 (42,506)	87.9 (87.8)	597,651 (554,801)	604 (614)	0.1 (0.1)	72,339 (71,455)	12.1 (12.9)	524,708 (482,732)	87.8 (87.0)
さいたま市	43,057 (41,330) 50,567	64 (55)	0.1 (0.1)	6,747 (6,371)	15.7 (15.4)	36,246 (34,904)	84.2 (84.5)	547,354 (509,450)	476 (384)	0.1 (0.1)	75,198 (73,970)	13.7 (14.5)	471,680 (435,096)	86.2 (85.4)
千葉市	30,647 (29,326) 36,669	45 (50)	0.2 (0.2)	4,023 (3,859)	13.1 (13.1)	26,579 (25,417)	86.7 (86.7)	432,258 (406,378)	310 (478)	0.1 (0.1)	56,430 (55,392)	13.0 (13.6)	375,518 (350,508)	86.9 (86.3)
川崎市	43,149 (40,934) 54,626	74 (64)	0.2 (0.2)	7,378 (6,863)	17.1 (16.8)	35,697 (34,007)	82.7 (83.1)	584,131 (543,812)	782 (650)	0.1 (0.1)	115,072 (98,902)	19.7 (18.2)	468,277 (444,260)	80.2 (81.7)
横浜市	120,778 (114,930) 155,919	168 (163)	0.1 (0.1)	18,052 (16,984)	14.9 (14.8)	102,558 (97,783)	84.9 (85.1)	1,573,667 (1,475,974)	1,126 (1,403)	0.1 (0.1)	242,954 (220,836)	15.4 (15.0)	1,329,587 (1,253,735)	84.5 (84.9)
相模原市	24,010 (22,480) 27,617	79 (73)	0.4 (0.4)	4,838 (4,553)	20.2 (20.3)	19,093 (17,854)	79.6 (79.5)	265,283 (248,832)	1,004 (786)	0.4 (0.4)	57,577 (57,296)	21.8 (23.1)	206,702 (190,750)	78.0 (76.7)
新潟市	37,385 (35,510) 40,056	147 (139)	0.4 (0.4)	6,033 (5,811)	16.1 (16.4)	31,205 (29,560)	83.5 (83.2)	396,433 (364,667)	1,887 (2,006)	0.5 (0.5)	73,296 (72,771)	18.5 (20.0)	321,250 (289,890)	81.0 (79.5)
静岡市	37,081 (35,194) 40,506	70 (70)	0.2 (0.2)	7,134 (6,711)	19.2 (19.1)	29,877 (28,413)	80.6 (80.7)	372,917 (340,623)	622 (662)	0.2 (0.2)	80,537 (76,142)	21.6 (22.4)	291,758 (263,819)	78.2 (77.5)
浜松市	37,660 (35,552) 40,719	177 (150)	0.5 (0.4)	8,389 (7,893)	22.3 (22.2)	29,094 (27,509)	77.3 (77.3)	394,381 (367,526)	2,130 (1,908)	0.5 (0.5)	112,665 (105,715)	28.6 (28.8)	279,586 (259,903)	70.9 (70.7)
名古屋市	125,884 (119,510) 149,801	58 (50)	0.0 (0.0)	19,550 (18,399)	15.5 (15.4)	106,276 (101,061)	84.4 (84.6)	1,498,995 (1,417,153)	426 (385)	0.0 (0.0)	236,475 (228,649)	15.8 (16.1)	1,262,094 (1,188,119)	84.2 (83.8)
京都市	75,282 (70,637) 90,178	78 (73)	0.1 (0.1)	12,727 (11,781)	16.9 (16.7)	62,477 (58,783)	83.0 (83.2)	788,170 (739,542)	1,106 (967)	0.1 (0.1)	124,559 (118,929)	15.8 (16.1)	662,505 (619,646)	84.1 (83.8)
大阪市	179,252 (191,854) 251,149	51 (57)	0.0 (0.0)	25,408 (27,907)	14.2 (14.5)	153,793 (163,890)	85.8 (85.4)	2,209,412 (2,354,657)	452 (555)	0.0 (0.0)	314,897 (352,667)	14.3 (15.0)	1,894,063 (2,001,435)	85.7 (85.0)
堺市	30,128 (28,733) 35,445	21 (22)	0.1 (0.1)	5,697 (5,456)	18.9 (19.0)	24,410 (23,255)	81.0 (80.9)	337,160 (314,806)	179 (201)	0.1 (0.1)	80,260 (76,164)	23.8 (24.2)	256,721 (238,441)	76.1 (75.7)
神戸市	71,718 (66,882) 80,551	98 (81)	0.1 (0.1)	8,179 (7,615)	11.4 (11.4)	63,441 (59,186)	88.5 (88.5)	776,937 (727,130)	778 (685)	0.1 (0.1)	119,904 (110,402)	15.4 (15.2)	656,255 (616,043)	84.5 (84.7)
岡山市	33,016 (31,798) 41,158	115 (102)	0.3 (0.3)	4,832 (4,626)	14.6 (14.5)	28,069 (27,070)	85.0 (85.1)	360,610 (341,398)	1,289 (1,198)	0.4 (0.4)	61,021 (58,364)	16.9 (17.1)	298,300 (281,836)	82.7 (82.6)
広島市	55,733 (53,327) 65,689	96 (83)	0.2 (0.2)	7,640 (7,365)	13.7 (13.8)	47,997 (45,879)	86.1 (86.0)	618,100 (581,331)	871 (732)	0.1 (0.1)	100,887 (100,932)	16.3 (17.4)	516,342 (479,667)	83.5 (82.5)
北九州市	44,150 (41,772) 49,874	53 (39)	0.1 (0.1)	6,214 (5,972)	14.1 (14.3)	37,883 (35,761)	85.8 (85.6)	466,561 (434,714)	467 (419)	0.1 (0.1)	91,930 (88,145)	19.7 (20.3)	374,164 (346,150)	80.2 (79.6)
福岡市	75,200 (72,284) 98,457	63 (54)	0.1 (0.1)	7,379 (7,077)	9.8 (9.8)	67,758 (65,153)	90.1 (90.1)	908,807 (866,930)	586 (441)	0.1 (0.1)	87,999 (86,051)	9.7 (9.9)	820,222 (780,438)	90.3 (90.0)
熊本市	32,048 (28,310) 38,332	120 (107)	0.4 (0.4)	3,931 (3,545)	12.3 (12.5)	27,997 (24,658)	87.4 (87.1)	348,598 (305,105)	1,299 (1,096)	0.4 (0.4)	41,947 (42,391)	12.0 (13.9)	305,352 (261,618)	87.6 (85.7)

(注)

・ 8の産業構造のうち、上段については、平成26年経済センサス（基礎調査）における民営及び国・地方公共団体の合計。中段のカッコ内については、平成28年経済センサス（活動調査）における民営の数値。下段の事業所数については、令和元年経済センサス（基礎調査）における民営及び国・地方公共団体の合計。

・ 9の経済活動別市内総生産額は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（29年度）の数値（名目値）。また、内訳には輸入品に課される税・関税等が含まれないため、各産業の合計は市内総生産額と一致しない。

・ 10の年間商品販売額（卸売業）及び同（小売業）は、平成28年経済センサス（活動調査）の数値。

・ 11の製造品出荷額等（4人以上）は、令和元年の工業統計結果の数値。

・ 12の市民所得及び雇用者報酬は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（29年度）の数値。

・ 13の有効求人倍率は、一般の常用と臨時、季節及びパートタイムを合計した全数の数値とし、令和3年2月時点の公共職業安定所公表数値（パートを含む）を小数点第2位まで記載。完全失業率は、平成27年国勢調査結果数値から算出（なお、新聞報道等で一般的に使われている完全失業率は、就業・不就業の状態を明らかにすることを目的に行われる労働力調査に基づく数値）。

9 経済活動 別市内 総生産額 (伸比率) 億円 (%)	10 商業機能			11 製造品 出荷額等 (4人以上) 億円	12		13 雇用				
	第一次 産業 億円	第二次 産業 億円	第三次 産業 億円		年間商品 販売額 (卸売業) 億円	年間商品 販売額 (小売業) 億円	市民所得 (1人当たり) (伸比率) 千円 (%)	雇用者 報酬 (1人当たり) 千円	有効求人 率 倍	完全 失業率 %	
											千円 (%)
68,470 (2.4)	40	7,362	61,068	76,662	22,899	5,749	2,789 (2.7)	4,348	0.90	5.4	
53,880 (1.4)	42	8,468	44,957	76,327	14,914	10,293	3,461 (2.6)	5,389	1.38	4.9	
44,776 (3.3)	39	6,344	38,080	38,397	13,785	8,896	3,336 (3.1)	...	※1 1.01	4.0	
38,320 (2.8)	66	6,139	31,933	25,704	11,119	13,163	3,122 (3.2)	5,761	1.25	4.4	
63,816 (0.5)	23	18,528	44,947	17,945	12,287	40,828	3,725 (△0.6)	5,587	1.19	3.6	
136,886 (2.1)	79	21,668	114,176	66,877	40,119	37,297	3,368 (3.0)	5,038	1.04	3.7	
...	※2 5,311	※2 6,637	※2 14,018	0.80	4.3
※3 31,464 (1.8)	※3 377	※3 6,432	※3 24,485	22,708	9,611	11,754	※3 2,977 (2.0)	※3 4,579	※4 1.21	4.0	
33,003 (2.8)	115	9,805	22,922	21,723	7,385	21,202	3,643 (2.6)	...	※5 1.25	4.3	
32,585 (5.1)	402	10,515	21,668	15,081	8,795	20,113	※6 3,297 (5.8)	※6 5,431	1.05	4.0	
135,860 (2.3)	11	18,511	116,111	238,838	34,756	32,901	3,787 (3.2)	5,111	1.48	4.0	
67,064 (0.5)	54	17,669	48,884	53,632	18,295	26,653	3,221 (0.9)	4,799	1.09	4.5	
200,259 (2.7)	10	25,200	173,867	369,855	45,782	38,213	4,443 (2.6)	5,953	※7 1.78	5.7	
32,489 (10.2)	20	12,379	19,890	9,914	7,631	34,782	3,078 (10.5)	4,462	0.94	5.2	
65,470 (1.9)	103	17,055	47,817	37,796	18,687	34,398	3,216 (2.9)	4,972	1.10	5.1	
28,578 (0.8)	171	5,404	22,832	23,099	8,842	10,580	2,979 (2.0)	4,691	※8 1.56	4.3	
56,731 (2.8)	57	12,863	43,420	63,808	14,633	31,667	3,528 (3.3)	4,810	1.62	3.9	
37,188 (0.9)	56	10,334	26,570	16,472	10,495	21,691	2,871 (△1.1)	4,630	※9 1.13	5.5	
77,488 (1.5)	63	6,041	70,851	116,033	21,399	5,773	3,365 (1.1)	5,083	1.07	5.1	
...	(...)	15,120	7,800	4,588	...	(...)	...	※10 1.20	4.6

- ※1 (さいたま市) 市の値がないため埼玉県の値を使用
 ※2 (相模原市) 億円未満を四捨五入
 ※3 (新潟市) 「新潟市の市民経済計算 平成30年度」の平成29年度の数値
 ※4 (新潟市) 市の値がないため新潟県の値を使用
 ※5 (静岡市) 静岡市の外に、焼津市及び島田市を含めた中部管内の数値
 ※6 (浜松市) 「平成30年度浜松市の市民経済計算」の平成29年数値を使用しており、同冊子平成29年度版の数値と一致しない。
 ※7 (大阪市) 吹田市を含む
 ※8 (岡山市) 岡山市の外に、吉備中央町の一部及び瀬戸内市を含めた岡山管内及び西大寺管内の数値
 ※9 (北九州市) 北九州市の外に、中間市及び遠賀郡を含めた数値
 ※10 (熊本市) 市の値がないため熊本県の値を使用

区 分	14 国際化			15 家計						16 消費者 物価指数 (27年=100)	
	外国人 居住者	姉妹都市 等の数	国際会議 開催件数	1世帯1箇月当たり(二人以上の世帯)							
				世帯人員	有業人員	世帯主 の年齢	消費支出	実収入 (勤労者世帯)	消費支出 (勤労者世帯)		
単 位	人	箇所	件	人	人	歳	円	円	円		
札幌市	14,010	5	2	2.8	1.2	60.4	301,683	634,825	334,015	102.2	
仙台市	12,968	7	10	3.0	1.2	60.2	264,817	493,635	285,393	102.3	
さいたま市	27,112	※1	6	0	3.0	1.4	57.2	326,313	750,325	369,498	101.0
千葉市	28,642	7	1	3.0	1.3	61.7	303,193	694,203	352,524	101.8	
川崎市	45,168	9	0	2.9	1.4	56.7	286,239	683,190	316,620	101.8	
横浜市	101,614	15	9	2.9	1.2	60.7	295,913	652,156	324,083	101.2	
相模原市	15,927	2	0	2.8	1.1	61.9	261,154	567,980	286,792	101.2	
新潟市	5,468	8	1	3.1	1.4	56.6	273,946	646,072	298,710	101.2	
静岡市	11,097	5	0	2.9	1.4	60.0	281,343	623,915	314,721	101.1	
浜松市	25,593	4	0	3.0	1.4	59.6	270,773	608,360	296,022	101.9	
名古屋市	82,509	※4	8	9	3.1	1.4	59.1	282,283	619,880	312,857	101.0
京都市	※6 44,658	15	26	3.0	1.2	60.9	253,880	523,903	261,645	101.9	
大阪市	142,995	7	9	2.9	1.3	59.9	246,247	548,425	276,430	100.7	
堺市	15,563	※9	4	0	2.9	1.2	60.5	264,905	592,477	305,956	101.1
神戸市	48,211	10	23	2.8	1.2	59.3	268,760	570,622	277,068	102.3	
岡山市	13,749	8	2	3.1	1.4	55.2	262,385	407,316	290,903	101.2	
広島市	20,047	6	2	3.0	1.3	59.0	287,257	628,699	304,804	101.3	
北九州市	13,426	6	6	2.8	1.1	61.9	260,310	547,681	313,917	103.3	
福岡市	37,253	※10	8	15	3.0	1.3	57.3	317,047	639,955	351,513	102.3
熊本市	6,360	8	0	3.2	1.4	55.2	291,734	580,541	330,082	101.2	

(注)

・14の外国人居住者は、令和3年3月末現在の住民基本台帳による外国人住民数。姉妹都市等の数は、全市的に交流している都市。国際会議開催件数は、日本政府観光局（JNTO）が公表済の令和2年開催分とする。なお、「国際会議」とは①50人以上の参加者のある会議で、②参加国数が日本を含む3カ国以上、③開催期間が1日以上との会議とする。

・15の数値は、総務省統計局所管家計調査に基づく令和2年の平均の数値。

・16の消費者物価指数は、令和2年度平均の数値。

・17の消費者物価地域差指数は、「全国平均=100」として計算した令和2年平均の数値。

・18の職員関係の数値は、令和3年地方公務員給与実態調査の数値。一般行政職平均給与は給料+扶養手当+地域手当の合計数値。市民千人当たりの職員数及び市民千人当たりの一般行政職職員数は、令和3年4月1日現在の推計人口により算出。ラスパイレス指数は、令和3年4月1日現在の数値。

・19の行政サービスコーナーとは、市民の利便性の向上のため、市が市内の主要な箇所に直接設置し、又は他施設の一部を利用して設置し、市職員を配置し、住民票の写しの交付等の行政サービス及び行政情報等を提供する施設であって、区役所、支所、出張所等総合的な市行政サービスを行う施設以外のものをいう。

17 平均消費者 物価地域差 指数(全国平 均=100)	18						19				
	職員総数(伸び率)		一 行 政 職 平 均 年 齢	一 般 職 平 均 給 与	市 民 千 人 当 た り の 職 員 数	市 民 千 人 当 た り の 一 般 職 員 数	ラ ス バ イ レ ス 指 数 (令 和 3 年 4 月 1 日)	行 政 区 区	支 所 数 所	出 張 所 数 所	行 政 サ ー ビ ス コ ー ナ ー 所
	人	(%)	歳	円	人	人					
100.1	22,868	(1.0)	40.3	318,185	11.6	3.7	99.6	10	85	2	1
99.4	14,874	(2.1)	41.9	352,943	13.6	3.6	102.6	5	2	-	10
101.6	15,440	(1.5)	40.4	375,935	11.7	3.1	101.8	10	16	-	9
101.1	12,051	(1.0)	41.1	373,100	12.3	3.5	100.9	6	-	-	※2 17
104.7	19,235	(△0.4)	41.6	398,100	12.5	3.6	100.6	7	2	4	6
103.7	45,965	(2.7)	40.8	371,686	12.2	3.4	99.9	18	-	-	10
102.1	7,951	(2.3)	40.5	354,026	11.0	3.9	99.0	3	-	※3 18	※3 11
98.7	11,431	(2.1)	42.1	342,496	14.6	3.9	99.0	8	0	14	15
99.9	9,027	(3.2)	40.8	352,252	13.2	3.8	102.3	3	-	3	28
98.6	9,123	(3.7)	42.6	361,800	11.6	3.4	100.2	7	-	-	52
98.5	35,701	(△0.6)	41.3	373,676	15.4	3.4	99.1	16	6	-	※5 31
101.6	20,884	(5.2)	43.2	369,800	14.3	4.1	101.0	11	3	14	9
100.7	36,472	(3.6)	43.5	377,552	13.2	3.8	96.7	24	-	※7 2	※8 7
99.7	10,154	(1.5)	42.6	360,506	12.3	3.9	100.2	7	-	-	-
100.3	21,808	(3.7)	42.6	378,007	14.3	4.2	100.2	9	1	14	2
97.6	8,947	(5.8)	44.3	365,088	12.7	3.7	100.5	4	4	13	12
98.7	15,620	(5.6)	41.3	357,572	13.0	3.8	99.8	8	-	12	9
98.3	12,476	(4.7)	45.8	372,019	13.4	5.0	101.7	7	-	9	2
97.8	17,478	(4.8)	40.1	※11 353,900	10.8	3.6	101.7	7	-	2	3
98.7	10,252	(3.9)	41.9	331,941	13.9	4.2	100.0	5	-	8	※12 1

- ※1 (さいたま市) 姉妹都市4、友好都市2
 ※2 (千葉市) 市民センター12、連絡所5
 ※3 (相模原市) まちづくりセンター14、出張所4 行政サービスコーナー欄は、連絡所数を掲載
 ※4 (名古屋市) 姉妹都市5、友好都市1、パートナー都市2
 ※5 (名古屋市) サービスセンター1、地下鉄駅長室30
 ※6 (京都市) 令和3年4月1日現在の人数
 ※7 (大阪市) 東淀川区役所出張所、東住吉区役所矢田出張所
 ※8 (大阪市) 大阪市サービスカウンター(3:梅田、難波、天王寺)、大阪市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー
 (1)、住之江区南港ポータウンサービスコーナー(1)、平野区サービスセンター(2:北部、南部)
 ※9 (堺市) 姉妹都市2、友好都市2
 ※10 (福岡市) 姉妹都市7、友好都市1
 ※11 (福岡市) 100円未満切り捨て
 ※12 (熊本市) マイナンバーカードサテライト(中央区)

Ⅱ 令和2年度決算

1 令和2年度普通会計決算及び各種指標

区分	歳入総額		歳出総額		実質収支		単年度収支	実質単年度収支	基準財政需要額	基準財政収入額
	前年度 伸び率		前年度 伸び率		実質収 支比率					
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	千円	千円	千円
札幌市	1,288,833,506	28.6	1,272,707,248	28.4	12,229,226	2.3	4,695,776	4,696,665	406,619,985	302,827,250
仙台市	662,371,544	25.0	652,174,052	25.3	4,338,347	1.5	519,063	△ 259,956	213,404,418	195,600,376
さいたま市	717,948,173	29.7	705,320,564	28.8	7,790,182	2.5	6,041,489	5,790,671	241,433,512	236,511,386
千葉市	582,079,580	25.6	575,225,264	26.1	5,721,085	△ 2.0	△ 117,791	3,764,281	194,439,762	182,012,976
川崎市	907,176,643	22.7	903,211,857	22.8	540,325	0.1	94,175	142,563	295,154,897	306,317,343
横浜市	2,392,988,333	33.4	2,369,287,047	34.2	6,732,820	0.7	△ 1,417,622	△ 154,212	737,680,974	714,604,325
相模原市	391,464,488	27.7	380,200,171	28.3	10,089,124	5.7	986,048	619,741	133,171,598	117,329,863
新潟市	490,299,973	22.1	483,721,487	21.9	3,569,952	1.5	△ 371,222	△ 1,396,427	180,967,396	125,357,845
静岡市	409,765,739	27.4	401,389,969	28.0	5,342,539	2.8	236,512	257,616	143,019,694	126,654,414
浜松市	451,429,045	25.6	440,426,166	26.0	6,480,255	3.0	540,996	△ 238,288	163,058,161	140,594,355
名古屋市	1,513,930,676	23.1	1,496,380,572	22.9	8,453,147	1.3	597,064	△ 1,179,714	511,100,786	507,045,605
京都市	1,070,394,828	39.3	1,062,840,572	38.8	△ 316,816	△ 0.1	△ 727,861	△ 1,158,601	307,376,698	254,898,065
大阪市	2,042,685,098	15.8	2,014,653,275	14.7	13,041,029	1.5	10,368,934	15,145,441	654,898,101	621,727,850
堺市	509,918,193	21.8	507,566,565	22.1	1,429,836	0.6	△ 10,495	6,053,790	169,411,859	136,809,228
神戸市	1,064,734,684	5.4	1,043,420,498	5.9	299,947	0.3	△ 1,021,354	△ 4,297,676	336,521,396	266,259,377
岡山市	431,751,201	26.6	414,502,028	27.2	11,928,941	5.9	1,918,808	△ 2,776,613	153,123,239	120,451,141
広島市	783,966,161	24.3	778,023,633	24.2	2,654,899	0.8	479,020	1,397,200	253,477,996	209,642,353
北九州市	682,339,099	23.0	677,136,765	23.1	2,930,918	1.0	807,719	709,719	217,874,114	156,636,747
福岡市	1,265,069,654	43.4	1,247,829,435	43.7	8,631,879	2.0	△ 711,686	2,092,400	323,633,679	291,254,203
熊本市	459,325,452	12.8	448,374,119	12.5	5,551,572	2.8	△ 1,119,275	△ 1,516,677	151,676,576	108,897,932

標準財政規模	財政力指数	公債費負担比率	経常収支比率	減取補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いた場合の経常収支比率	積立金現在高	地方債現在高	債務負担行為額	健全化判断比率			
								実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千円		%	%	%	千円	千円	千円	%	%	%	%
526,342,157	0.738	14.5	97.1	106.4	68,799,634	1,098,668,483	223,733,488	-	-	2.6	43.0
280,307,561	0.911	15.4	98.5	107.2	129,131,422	767,101,476	153,605,469	-	-	6.1	71.2
309,502,012	0.980	15.9	97.3	99.9	44,220,033	452,628,300	191,451,171	-	-	5.8	28.2
254,976,902	0.932	17.2	97.8	105.1	24,285,742	699,159,908	211,423,541	-	-	11.8	128.8
384,273,580	1.028	15.2	97.5	97.9	31,304,099	808,415,200	215,183,920	-	-	8.2	122.0
957,786,462	0.969	16.3	100.5	105.6	28,771,521	2,386,412,754	251,549,297	-	-	10.5	137.4
175,892,022	0.884	13.1	98.2	106.8	18,548,705	273,802,240	46,785,303	-	-	2.6	23.9
233,709,954	0.696	16.7	94.7	105.3	5,445,564	639,823,540	58,556,672	-	-	10.9	134.7
190,502,477	0.888	16.1	94.6	103.1	29,359,271	440,435,416	22,608,463	-	-	6.5	48.8
216,033,868	0.868	14.8	91.0	101.6	42,883,164	257,561,033	131,827,404	-	-	5.1	-
654,510,356	0.989	14.7	99.7	101.4	51,197,535	1,360,580,105	246,588,779	-	-	7.9	104.4
405,033,797	0.813	15.8	99.7	110.2	34,817,675	1,367,868,965	131,683,393	0.07	-	11.4	193.4
864,930,635	0.936	16.6	94.3	98.7	231,286,828	1,734,634,612	268,314,879	-	-	2.7	5.3
224,924,396	0.810	15.0	100.8	111.4	43,396,649	474,549,598	166,900,354	-	-	5.8	5.0
443,142,773	0.790	18.5	99.0	108.8	50,898,874	1,137,675,905	183,300,212	-	-	4.3	61.6
201,342,926	0.788	14.1	90.6	99.6	55,388,455	336,865,675	106,105,816	-	-	5.4	-
335,946,063	0.826	16.4	97.6	108.6	13,012,118	1,080,421,644	116,353,375	-	-	11.7	174.7
283,149,895	0.712	19.9	99.4	111.0	35,787,825	1,022,320,487	103,926,939	-	-	10.6	161.6
427,491,897	0.895	18.2	93.8	100.6	74,305,347	1,176,639,719	162,451,226	-	-	9.7	107.1
195,249,864	0.710	12.2	91.0	99.5	25,133,499	490,423,456	68,553,647	-	-	6.0	121.9

2 普通会計歳入内訳

区分	歳入内訳									
	市税		地方交付税		普通交付税		特別交付税		使用料及び手数料	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	335,437,317	26.0	※1 106,689,293	8.3	103,584,999	8.0	3,103,887	0.2	20,067,133	1.5
仙台市	218,822,321	33.0	23,375,823	3.5	17,179,745	2.6	6,196,078	0.9	11,522,393	1.8
さいたま市	274,685,901	38.3	6,605,372	0.9	5,053,560	0.7	1,551,812	0.2	6,894,562	1.0
千葉市	205,619,762	35.3	※2 13,203,996	2.3	12,363,931	2.1	761,240	0.1	9,266,150	1.6
川崎市	365,387,980	40.3	※3 355,323	0.0	-	-	355,323	0.0	15,457,117	1.7
横浜市	843,869,813	35.3	23,211,219	1.0	22,088,502	0.9	1,122,717	0.0	39,460,380	1.6
相模原市	131,083,049	33.5	※4 16,778,313	4.3	15,773,699	4.0	1,004,614	0.3	4,911,479	1.3
新潟市	133,682,198	27.3	※5 59,757,744	12.2	55,517,097	11.3	4,235,343	0.9	6,910,805	1.4
静岡市	139,758,947	34.1	17,935,456	4.4	16,717,418	4.1	1,218,038	0.3	4,787,462	1.2
浜松市	148,177,952	32.8	※6 24,554,326	5.4	22,380,885	4.9	2,173,304	0.5	4,170,651	0.9
名古屋市	594,560,036	39.3	※7 4,817,383	0.3	3,794,067	0.2	1,023,278	0.1	36,799,830	2.4
京都市	295,943,361	27.6	54,851,193	5.1	52,785,726	4.9	2,065,467	0.2	17,766,385	1.7
大阪市	744,662,939	36.5	※8 33,866,634	1.7	32,835,673	1.5	1,030,831	0.1	67,489,147	3.3
堺市	151,240,872	29.7	※9 33,695,805	6.6	32,779,404	6.4	916,308	0.2	5,596,604	1.1
神戸市	305,465,511	28.7	※10 72,259,805	6.8	70,090,095	6.6	2,169,483	0.2	33,152,294	3.1
岡山市	128,978,996	29.9	33,930,885	7.9	32,328,623	7.5	1,602,262	0.4	5,408,743	1.2
広島市	236,747,785	30.2	46,574,600	6.0	45,098,571	5.8	1,476,029	0.2	10,550,140	1.3
北九州市	174,595,776	25.6	63,659,532	9.3	61,126,058	9.0	2,533,474	0.3	14,740,473	2.1
福岡市	341,070,017	27.0	33,823,377	2.7	32,214,136	2.6	1,609,241	0.1	23,729,760	1.9
熊本市	116,856,952	25.4	45,543,337	9.9	42,517,726	9.2	3,025,611	0.7	7,665,492	1.7

(注) %は構成比

国庫支出金		県(道・府)支出金		市債		その他	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
477,457,217	37.0	61,158,057	4.7	94,959,000	7.4	193,065,489	15.1
215,720,436	32.6	32,556,717	4.9	54,967,800	8.3	105,406,054	15.9
250,846,500	34.9	28,160,281	3.9	49,654,609	6.9	101,100,948	14.1
194,931,399	33.5	22,928,631	3.9	50,831,098	8.7	85,298,544	14.7
311,722,492	34.4	34,504,561	3.8	65,279,300	7.2	114,469,870	12.6
772,979,953	32.3	92,446,938	3.9	167,857,820	7.0	453,162,210	18.9
144,129,674	36.8	17,810,258	4.6	26,749,600	6.8	50,002,115	12.7
161,303,245	32.9	20,157,438	4.1	50,728,300	10.3	57,760,243	11.8
136,608,470	33.3	18,748,724	4.6	42,151,000	10.3	49,775,680	12.1
149,845,378	33.2	22,756,430	5.0	38,869,400	8.6	63,054,908	14.1
486,771,169	32.2	69,177,431	4.6	96,320,000	6.4	225,484,827	14.8
320,734,717	30.0	42,119,823	3.9	81,333,000	7.6	257,646,349	24.1
770,142,328	37.7	108,919,897	5.3	108,576,000	5.3	209,028,153	10.2
198,223,453	38.9	25,767,605	5.0	44,603,900	8.7	50,789,954	10.0
353,939,485	33.2	48,252,766	4.5	125,392,900	11.8	126,271,923	11.9
148,415,034	34.4	18,504,294	4.3	40,346,100	9.3	56,167,149	13.0
272,738,341	34.8	30,023,434	3.8	94,346,550	12.0	92,985,311	11.9
227,843,352	33.4	29,563,763	4.3	67,583,900	9.9	104,352,303	15.4
353,364,157	27.9	43,131,223	3.4	79,102,500	6.3	390,848,620	30.9
170,584,288	37.1	24,521,592	5.3	37,295,400	8.1	56,858,391	12.5

※1(札幌市)地方交付税には、震災復興特別交付税407千が含まれる。

※2(千葉市)地方交付税には、震災復興特別交付税78,825千が含まれる。

※3(川崎市)地方交付税には、震災復興特別交付税756千が含まれる。

※4(相模原市)地方交付税には、震災復興特別交付税140千が含まれる。

※5(新潟市)地方交付税には、震災復興特別交付税5,304千が含まれる。

※6(浜松市)地方交付税には、震災復興特別交付金137千が含まれる。

※7(名古屋市)地方交付税には、震災復興特別交付税38千が含まれる。

※8(大阪市)地方交付税には、震災復興特別交付税130千が含まれる。

※9(堺市)地方交付税には、震災復興特別交付税93千が含まれる。

※10(神戸市)地方交付税には、震災復興特別交付税227千が含まれる。

区分	市税の内訳													
	市民税		個人分				法人分		固定資産税		軽自動車税		市たばこ税	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%		
札幌市	168,979,385	50.4	142,643,679	42.5	26,335,706	7.9	116,189,140	34.6	2,504,059	0.7	13,968,503	4.2		
仙台市	113,105,541	51.7	91,838,617	42.0	21,266,924	9.7	75,741,366	34.6	1,742,751	0.8	7,125,412	3.3		
さいたま市	154,445,013	56.2	135,247,593	49.2	19,197,420	7.0	87,962,133	32.0	1,498,257	0.6	7,231,379	2.6		
千葉市	110,709,898	53.8	95,849,702	46.6	14,860,196	7.2	69,384,886	33.8	1,269,585	0.6	6,135,851	3.0		
川崎市	192,165,235	52.6	176,635,878	48.3	15,529,357	4.3	127,798,273	35.0	908,760	0.3	8,850,993	2.4		
横浜市	461,819,977	54.7	413,550,769	49.0	48,269,208	5.7	279,856,719	33.2	3,123,459	0.4	20,666,564	2.4		
相模原市	66,898,425	51.0	61,493,444	46.9	5,404,981	4.1	46,380,042	35.4	1,096,601	0.8	4,340,651	3.3		
新潟市	64,546,974	13.2	55,527,017	11.3	9,019,957	1.8	49,447,983	10.1	2,150,951	0.4	4,726,840	1.0		
静岡市	65,373,145	46.8	56,970,901	40.8	8,402,244	6.0	53,840,003	38.5	1,689,560	1.2	4,055,171	2.9		
浜松市	73,428,269	49.6	65,505,591	44.2	7,922,678	5.4	55,065,029	37.2	2,395,132	1.6	4,366,297	2.9		
名古屋市	291,252,914	49.0	233,397,711	39.3	57,855,203	9.7	220,613,067	37.1	2,762,102	0.4	15,282,151	2.6		
京都市	143,965,437	48.6	117,204,901	39.6	26,760,536	9.0	108,732,207	36.7	2,007,435	0.7	8,500,196	2.9		
大阪市	329,385,864	44.2	219,942,127	29.5	109,443,737	14.6	298,789,902	40.1	1,985,518	0.3	26,281,612	3.5		
堺市	70,482,366	46.6	61,583,111	40.7	8,899,255	5.9	58,145,843	38.5	1,309,421	0.9	5,475,946	3.6		
神戸市	149,363,389	48.9	128,111,644	40.9	21,251,745	8.5	113,188,904	37.1	1,792,871	0.6	8,926,542	2.9		
岡山市	64,009,023	49.6	54,779,973	42.5	9,229,050	7.1	46,449,508	36.0	2,021,379	1.6	4,602,393	3.6		
広島市	121,496,352	51.3	102,080,764	43.1	19,415,588	8.2	82,314,623	34.8	2,269,006	0.9	7,023,086	3.0		
北九州市	74,951,662	42.9	64,465,640	36.9	10,486,022	6.0	70,601,773	40.4	2,057,323	1.2	6,765,503	3.9		
福岡市	170,851,824	50.1	134,347,900	39.4	36,503,924	10.7	122,607,670	35.9	2,035,491	0.6	11,205,238	3.3		
熊本市	60,258,610	51.5	52,152,244	44.6	8,106,366	6.9	42,050,532	36.0	1,947,555	1.7	4,791,593	4.1		

										財源構成					
特別土地保有税		法定外普通税		都市計画税		事業所税		その他		市民1人当 りの市税額	自主財源		依存財源		
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	千円	%	千円	%	
-	-	-	-	24,878,680	7.4	8,751,686	2.6	165,864	0.0	170.3	482,303,775	37.3	806,529,731	62.7	
7,400	0.0	-	-	15,374,451	7.0	5,622,301	2.6	103,099	0.0	205.8	294,888,727	44.5	367,482,817	55.5	
-	-	-	-	18,815,466	6.9	4,730,605	1.7	3,048	0.0	206.9	338,979,385	47.2	378,968,788	52.8	
-	-	-	-	12,841,638	6.3	5,276,606	2.5	1,298	0.0	※1 211.4	265,231,497	45.6	316,848,083	54.4	
-	-	-	-	26,780,232	7.3	8,877,531	2.4	6,956	0.0	237.4	449,298,519	49.5	457,878,124	50.5	
-	-	-	-	60,103,262	7.1	18,262,608	2.2	37,224	0.0	224.3	1,216,156,551	50.8	1,176,831,782	49.2	
-	-	-	-	9,286,269	7.1	3,081,061	2.4	-	-	182.5	161,541,818	41.4	229,922,670	58.6	
-	-	-	-	8,063,753	1.6	4,660,447	1.0	85,250	0.0	170.3	168,365,006	34.3	321,934,967	65.7	
-	-	-	-	10,705,193	7.7	4,073,170	2.9	22,705	0.0	204.1	166,260,335	40.6	243,505,404	59.4	
-	-	-	-	7,522,287	5.1	5,354,976	3.6	※2 45,962	0.0	185.7	183,100,008	40.6	268,329,037	59.4	
-	-	-	-	48,112,638	8.1	16,537,164	2.8	-	-	254.8	766,472,254	50.6	747,458,422	49.4	
-	-	-	-	24,127,959	8.2	7,260,419	2.5	1,349,708	0.5	203.0	523,568,504	48.9	546,826,324	51.1	
-	-	-	-	60,336,382	8.1	27,792,289	3.7	91,372	0.0	270.3	904,431,465	44.1	1,138,253,633	55.9	
-	-	-	-	10,646,990	7.0	5,180,057	3.4	249	0.0	182.2	178,131,096	34.9	331,787,097	65.1	
573	0.0	-	-	22,812,646	7.5	9,221,027	3.0	159,559	0.1	201.2	411,426,156	38.6	653,308,528	61.4	
-	-	-	-	7,911,874	6.1	3,971,531	3.1	13,288	0.0	182.5	162,422,885	37.6	269,328,316	62.4	
-	-	-	-	16,795,254	7.1	6,804,878	2.9	44,586	0.0	197.6	298,647,839	38.1	485,318,322	61.9	
56	0.0	-	-	12,108,002	7.0	7,186,087	4.1	925,370	0.5	187.0	259,879,162	38.0	422,459,937	62.0	
-	-	-	-	25,617,506	7.5	8,044,738	2.4	707,550	0.2	211.0	702,291,031	55.5	562,778,623	44.5	
-	-	-	-	5,438,265	4.7	2,361,024	2.0	9,373	0.0	159.9	152,684,307	33.2	306,641,145	66.8	

※1(千葉市)R2.1.1時点の住基人口(972,516人)で算出。

※2(浜松市)市税の内訳のその他は鉱産税、入湯税の計

3 普通会計性質別歳出の内訳

区分	義務的経費		人件費		扶助費		公債費		投資的経費	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	582,093,720	45.7	166,657,308	13.1	326,133,070	25.6	89,303,342	7.0	104,073,437	8.2
仙台市	295,149,484	45.3	115,759,265	17.8	121,327,702	18.6	58,062,517	8.9	56,269,761	8.6
さいたま市	318,985,438	45.2	126,284,400	17.9	136,362,453	19.3	56,338,585	8.0	69,124,147	9.9
千葉市	266,259,776	46.3	97,642,811	17.0	117,515,629	20.4	51,101,336	8.9	49,664,662	8.6
川崎市	425,411,894	47.1	148,540,854	16.4	207,399,100	23.0	69,471,940	7.7	111,062,387	12.3
横浜市	1,057,766,618	44.6	359,094,594	15.2	499,280,443	21.1	199,391,581	8.4	230,374,973	9.7
相模原市	191,465,796	50.5	72,437,485	19.1	92,214,601	24.3	26,813,710	7.1	23,284,696	6.1
新潟市	219,964,558	45.5	92,432,549	19.1	82,860,962	17.1	44,671,047	9.2	46,687,767	9.7
静岡市	182,264,013	45.4	74,014,431	18.4	70,466,934	17.6	37,782,648	9.4	47,302,164	11.8
浜松市	194,394,064	44.1	80,105,738	18.2	76,692,605	17.4	37,595,721	8.5	58,580,760	13.4
名古屋市	726,853,921	48.6	264,167,652	17.7	334,055,286	22.3	128,630,983	8.6	117,018,562	7.8
京都市	463,485,171	43.7	166,433,197	15.7	218,853,105	20.6	78,198,869	7.4	※2 68,431,961	6.4
大阪市	1,090,659,882	54.1	305,795,757	15.2	589,363,207	29.3	195,500,918	9.7	177,780,610	8.8
堺市	258,897,593	51.0	85,338,442	16.8	134,984,651	26.6	38,574,500	7.6	※3 43,597,205	8.6
神戸市	515,680,372	49.4	185,413,946	17.8	220,313,315	21.1	109,953,111	10.5	125,489,251	12.0
岡山市	199,229,124	48.0	79,751,811	19.2	85,821,235	20.7	33,656,078	8.1	44,540,780	10.7
広島市	378,148,066	48.6	139,404,704	17.9	169,767,387	21.8	68,975,975	8.9	73,548,082	9.4
北九州市	322,319,626	47.5	109,321,631	16.1	141,874,429	20.9	71,123,566	10.5	68,889,140	10.2
福岡市	480,265,279	38.5	142,585,657	11.4	234,038,853	18.8	103,640,769	8.3	94,344,493	7.6
熊本市	221,690,047	49.5	85,265,878	19.0	106,027,347	23.7	30,396,822	6.8	45,806,407	10.2

(注) %は構成比

普通建設事業費						その他の経費							
		補助事業費		単独事業費				維持補修費		物件費		補助費等	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
99,964,828	7.9	39,192,779	3.1	60,088,853	4.7	586,540,091	46.1	30,787,388	2.4	105,318,466	8.3	280,643,065	35.4
53,813,828	8.2	24,491,122	3.8	28,119,539	4.3	300,754,807	46.1	11,554,960	1.8	72,113,114	11.1	153,506,904	23.5
68,599,419	9.8	28,889,755	4.1	38,458,890	5.5	317,210,979	44.9	5,013,567	0.7	70,691,122	10.0	166,563,838	23.6
47,875,525	8.3	19,024,832	3.3	28,283,323	4.9	259,300,826	45.1	9,128,909	1.6	60,858,474	10.6	128,797,845	22.4
109,240,246	12.1	45,828,893	5.1	63,411,353	7.0	366,737,576	40.6	6,438,553	0.7	78,999,914	8.7	199,052,347	22.0
228,994,699	9.7	90,363,262	3.8	123,197,219	5.2	1,081,145,456	45.6	13,217,614	0.6	190,644,255	8.0	536,264,168	22.6
21,212,388	5.6	9,899,536	2.6	11,312,852	3.0	165,449,679	43.4	3,836,642	1.0	39,735,961	10.4	87,424,766	23.0
※1 46,687,767	9.7	29,563,204	6.1	14,866,919	3.1	217,069,162	44.9	13,738,978	2.8	47,123,534	9.7	111,205,229	23.0
45,551,881	11.3	21,389,015	5.3	20,973,408	5.2	171,823,792	42.8	5,111,489	1.3	35,804,417	8.9	99,900,396	24.9
56,456,955	12.9	24,750,640	5.6	29,937,384	6.8	187,451,342	42.5	6,903,943	1.6	43,648,259	9.9	103,186,015	23.4
117,018,562	7.8	55,260,245	3.7	57,073,317	3.8	652,508,089	43.6	25,542,434	1.7	110,001,520	7.4	354,585,528	23.7
67,915,624	6.4	32,458,056	3.1	35,457,568	3.3	530,923,440	50.0	8,758,417	0.8	65,625,954	6.2	205,691,142	19.4
177,486,388	8.8	99,384,965	4.9	75,309,158	3.7	746,212,783	37.0	20,704,682	1.0	137,979,209	6.8	437,719,831	21.7
※4 43,536,832	8.6	24,360,200	4.8	18,811,132	3.8	205,071,767	40.4	5,888,610	1.2	46,956,359	9.2	108,755,820	21.4
119,651,955	11.5	53,774,036	5.2	59,613,422	5.7	402,250,875	38.5	8,236,762	0.8	85,587,877	8.2	219,557,243	21.0
43,674,452	10.5	18,489,550	4.5	22,488,607	5.4	170,732,124	41.3	4,765,541	1.1	34,373,367	8.3	97,212,099	23.5
67,809,879	8.7	26,738,326	3.4	37,730,656	4.8	326,327,485	42.0	3,864,602	0.5	63,470,425	8.2	173,066,844	22.2
68,889,140	10.2	48,352,569	7.2	20,536,571	3.0	285,927,999	42.3	7,387,544	1.1	61,327,861	9.1	131,971,993	19.5
94,118,805	7.6	44,920,356	3.6	44,762,761	3.6	673,219,663	54.0	9,729,015	0.8	93,952,658	7.5	224,533,272	18.0
40,438,056	9.0	22,469,199	5.0	17,968,857	4.0	180,877,665	40.3	3,086,280	0.7	40,744,537	9.1	94,616,519	21.1

※1(新潟市)普通建設事業費には国直轄事業負担金1,573,000千、県営事業費負担金684,644千が含まれる。

※2(京都市)投資的経費には災害復旧事業費516,337千が含まれる。

※3(堺市)投資的経費には災害復旧事業費60,373千が含まれる。

※4(堺市)普通建設事業費には国直轄事業負担金365,500千が含まれる。

区分	投資及び出資金		積立金		貸付金		繰出金	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	2,397,683	0.2	2,783,907	0.2	90,536,210	7.1	74,073,372	5.8
仙台市	2,990,762	0.5	9,876,073	1.5	17,806,107	2.7	32,906,887	5.0
さいたま市	130,468	0.0	4,076,940	0.6	37,419,122	5.3	33,315,922	4.7
千葉市	3,038,036	0.5	6,217,723	1.1	22,957,246	4.0	28,302,593	4.9
川崎市	6,361,299	0.7	2,326,346	0.3	34,934,380	3.9	38,624,737	4.3
横浜市	5,753,352	0.2	11,543,929	0.5	207,540,747	8.8	116,181,391	4.9
相模原市	0	0.0	575,941	0.1	13,577,357	3.6	20,299,012	5.3
新潟市	159,260	0.0	288,361	0.1	16,252,564	3.4	28,301,236	5.9
静岡市	795,625	0.2	4,623,020	1.1	746,199	0.2	24,842,646	6.2
浜松市	976,878	0.2	7,652,711	1.7	265,404	0.1	24,818,132	5.6
名古屋市	2,758,318	0.2	3,114,472	0.2	73,562,363	4.9	82,943,454	5.5
京都市	4,402,667	0.4	3,930,584	0.4	179,484,259	16.9	63,030,417	5.9
大阪市	1,950,922	0.1	6,985,520	0.3	9,110,252	0.5	131,762,367	6.5
堺市	104,000	0.1	8,313,723	1.6	1,101,485	0.2	33,951,770	6.7
神戸市	6,474,236	0.6	7,276,169	0.7	10,637,680	1.0	64,480,908	6.2
岡山市	2,300,316	0.6	2,862,925	0.7	4,545,226	1.1	24,672,650	6.0
広島市	4,097,816	0.5	3,000,394	0.4	40,083,027	5.2	38,744,377	5.0
北九州市	409,919	0.1	4,851,656	0.7	34,781,388	5.1	45,197,638	6.7
福岡市	3,852,917	0.3	11,090,601	0.9	273,353,622	21.9	56,707,578	4.5
熊本市	1,912,525	0.4	7,675,639	1.7	3,562,818	0.8	29,279,347	6.5

(注) %は構成比

4 普通会計目的別歳出の内訳

区分	議会費		総務費		民生費		衛生費		労働費		農林水産業費	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	1,799,447	0.1	243,078,553	19.1	445,935,676	35.0	63,396,890	5.0	1,193,158	0.1	694,660	0.1
仙台市	1,396,612	0.2	151,943,987	23.3	177,262,165	27.2	39,714,716	6.1	400,221	0.1	2,253,310	0.3
さいたま市	1,548,859	0.2	179,091,452	25.4	203,389,154	28.8	40,973,546	5.8	258,563	0.1	1,275,148	0.2
千葉市	1,207,372	0.2	136,049,044	23.7	166,681,782	29.0	38,106,065	6.6	221,046	0.0	2,061,536	0.4
川崎市	1,713,813	0.2	203,272,468	22.5	276,773,627	30.6	68,476,582	7.6	689,156	0.1	513,046	0.1
横浜市	2,984,616	0.1	485,992,515	20.5	684,070,974	28.9	116,839,278	4.9	1,568,882	0.1	1,830,178	0.1
相模原市	955,850	0.2	94,882,566	25.0	123,409,378	32.5	28,746,290	7.6	585,821	0.2	722,774	0.2
新潟市	929,755	0.2	102,751,225	21.2	128,758,220	26.6	28,041,828	5.8	1,503,923	0.3	6,908,599	1.4
静岡市	983,954	0.3	91,633,277	22.8	103,109,513	25.7	33,687,934	8.4	737,904	0.2	4,439,230	1.1
浜松市	896,483	0.2	107,485,971	24.4	110,906,057	25.2	29,836,824	6.8	454,658	0.1	7,448,637	1.7
名古屋市	2,072,247	0.1	288,251,594	19.3	457,528,653	30.6	89,087,908	6.0	169,624	0.0	1,504,415	0.1
京都市	1,994,401	0.2	189,598,972	17.8	323,643,381	30.5	50,590,099	4.8	36,879	0.0	2,405,870	0.2
大阪市	2,226,846	0.1	359,615,168	17.8	770,871,295	38.3	95,413,684	4.7	202,898	0.0	98,020	0.0
堺市	1,240,570	0.3	115,276,964	22.7	187,456,286	36.9	30,157,454	5.9	376,861	0.1	924,929	0.2
神戸市	2,082,890	0.2	211,037,258	20.2	330,131,397	31.6	61,895,405	5.9	317,810	0.1	4,924,954	0.5
岡山市	1,055,952	0.3	97,430,970	23.5	128,754,719	31.1	28,719,603	6.9	268,788	0.1	6,723,145	1.6
広島市	1,545,210	0.2	150,358,690	19.3	216,772,551	27.9	83,107,015	10.7	1,212,109	0.2	4,672,744	0.6
北九州市	1,572,004	0.2	133,491,397	19.7	211,689,762	31.2	37,121,788	5.5	505,095	0.1	2,028,447	0.3
福岡市	1,729,576	0.1	206,117,081	16.5	306,555,664	24.6	58,135,793	4.7	413,815	0.0	3,753,934	0.3
熊本市	1,043,302	0.2	102,967,191	23.0	142,643,098	31.8	21,514,328	4.8	305,763	0.1	5,134,414	1.1

(注) %は構成比

商工費		土木費		消防費		教育費		災害復旧費		公債費		諸支出金	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
112,624,995	8.8	128,462,153	10.1	17,839,146	1.4	158,219,320	12.4	4,108,609	0.3	89,770,111	7.1	5,584,530	0.4
37,131,139	5.7	54,358,199	8.3	13,706,600	2.1	108,892,327	16.7	2,456,597	0.4	58,273,713	8.9	4,384,466	0.7
39,768,930	5.6	64,389,641	9.1	16,337,907	2.3	101,384,389	14.4	524,728	0.1	56,378,247	8.0	-	-
28,634,161	5.0	50,394,348	8.8	12,205,302	2.1	86,561,374	15.0	1,791,045	0.3	51,312,189	8.9	-	-
43,203,365	4.8	87,288,967	9.7	16,492,747	1.8	132,142,380	14.6	1,822,141	0.2	69,789,121	7.7	1,034,444	0.1
232,357,676	9.8	252,568,063	10.7	42,586,908	1.8	332,419,984	14.0	1,380,274	0.1	200,036,756	8.4	14,650,943	0.6
16,478,493	4.3	24,915,822	6.5	7,945,134	2.1	52,606,770	13.8	2,072,308	0.5	26,878,965	7.1	-	-
13,406,893	2.8	70,963,394	14.7	9,928,794	2.1	75,735,392	15.7	-	-	44,793,464	9.3	-	-
9,998,217	2.5	45,566,831	11.4	12,917,799	3.2	58,782,379	14.6	1,750,283	0.4	37,782,648	9.4	-	-
11,460,776	2.6	43,519,423	9.8	11,213,754	2.5	77,404,605	17.6	2,123,805	0.5	37,675,173	8.6	-	-
109,921,569	7.3	145,086,369	9.7	28,750,090	1.9	219,437,320	14.7	-	-	129,047,467	8.6	25,523,316	1.7
191,077,105	18.0	68,935,435	6.5	21,285,203	2.0	126,358,632	11.9	516,337	0.1	78,796,707	7.4	7,601,551	0.6
58,556,454	2.9	203,234,572	10.1	37,864,371	1.9	286,170,608	14.2	294,222	0.0	196,102,803	9.7	4,002,334	0.2
4,985,629	1.0	45,078,032	8.9	12,266,970	2.4	70,998,197	14.0	60,373	0.0	38,728,783	7.6	15,517	0.0
17,733,555	1.7	109,817,384	10.5	18,231,998	1.7	156,289,220	15.0	5,837,296	0.6	110,565,352	10.6	14,555,979	1.4
8,431,447	2.0	38,856,164	9.4	9,125,328	2.2	60,527,117	14.6	866,328	0.2	33,742,467	8.1	-	-
22,214,396	2.8	96,252,001	12.4	16,662,489	2.1	110,294,982	14.2	5,738,203	0.7	69,193,243	8.9	-	-
47,273,366	7.0	76,789,515	11.3	12,380,546	1.8	82,381,006	12.2	-	-	71,526,073	10.6	377,766	0.1
288,585,694	23.1	99,441,064	8.0	13,483,978	1.1	155,656,492	12.5	225,688	0.0	104,171,751	8.3	9,558,905	0.8
13,681,664	3.1	47,423,869	10.6	8,065,681	1.8	69,150,344	15.4	5,368,351	1.2	30,435,714	6.8	640,400	0.1

名古屋市

市場及びと畜場特別会計	-
名古屋城天守閣特別会計	-
市街地再開発事業特別会計	-
病院事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
自動車運送事業会計	-
高速度鉄道事業会計	-

京都市

中央卸売市場第一市場特別会計	-
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	-
農業集落排水事業特別会計	-
土地区画整理事業特別会計	-
水道事業特別会計	-
公共下水道事業特別会計	-
自動車運送事業特別会計	-
高速鉄道事業特別会計	62.6

堺市

水道事業会計	-
下水道事業会計	-

岡山市

該当なし	
------	--

広島市

水道事業会計	-
下水道事業会計	-
安芸市民病院事業会計	-
中央卸売市場事業特別会計	-
国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	-
開発事業特別会計	-

神戸市

自動車事業会計	15.5
---------	------

福岡市

集落排水事業特別会計	-
中央卸売市場特別会計	-
港湾整備事業特別会計	-
市営渡船事業特別会計	-
下水道事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
高速鉄道事業会計	-

北九州市

該当なし	
------	--

大阪市

水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
中央卸売市場事業会計	-
港営事業会計	-
下水道事業会計	-

熊本市

病院事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
交通事業会計	-
農業集落排水事業会計	-
食品工業団地用地会計	-

(注)単位:%

6 公営事業の経営状況

区分	(公共)下水道事業			病院事業			交通事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	一部	733,477	18,452,416	全部	2,974,992	5,577,061	全部	△ 84,164	1,355,456
仙台市	一部	2,281,938	7,323,587	全部	86,423	2,760,736	-	-	-
さいたま市	一部	820,134	4,459,381	一部	76,724	2,120,394	-	-	-
千葉市	一部	749,653	8,331,300	全部	1,156,338	5,731,432	-	-	-
川崎市	全部	4,096,160	16,508,102	全部	3,265,286	7,960,119	-	-	-
横浜市	一部	10,876,440	38,735,206	全部	△ 526,238	7,184,588	全部	△ 5,814,292	14,650,943
相模原市	一部	1,009,156	4,509,000	-	-	-	-	-	-
新潟市	一部	307,481	13,170,668	全部	△ 836,259	3,589,426	-	-	-
静岡市	全部	1,304,097	7,588,516	一部	△ 52,671	4,862,896	-	-	-
浜松市	全部	2,139,779	5,893,454	一部	613,113	2,688,903	-	-	-
名古屋市	全部	1,711,447	34,365,855	全部	5,207,895	5,651,147	-	-	-
京都市	全部	1,130,157	19,273,336	-	-	-	全部	△ 10,196,716	6,364,481
大阪市	一部	△ 329,201	25,190,397	-	-	-	無	△ 301,814	4,002,334
堺市	全部	1,717,997	7,652,445	-	-	-	-	-	-
神戸市	一部	470,265	3,980,620	-	-	-	-	-	-
岡山市	一部	0	8,120,427	一部	△ 17,051	33,952	-	-	-
広島市	一部	1,198,605	18,028,371	一部	2,154	198,070	-	-	-
北九州市	全部	6,352,840	6,287,222	全部	△ 11,669,981	556,511	全部	△ 2,096,190	116,773
福岡市	一部	6,920,850	20,633,348	-	-	-	全部	△ 3,280,460	8,824,913
熊本市	全部	1,777,045	5,639,821	全部	1,802,395	1,703,013	全部	△ 204,585	389,000

(注) 法適用とは、地方公営企業法の適用が義務付けられた事業又は条例による同法の適用事業

自動車(運送)事業			高速(度)鉄道(電車)事業			(上)水道事業			工業用水道事業		
	収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	全部	△ 421,982	4,045,293	全部	9,438,487	748,740	-	-	-
全部	△ 1,664,072	3,120,747	全部	△ 6,284,093	1,126,274	全部	2,811,780	1,324,623	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	4,800,178	68,066	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	-	1,645,365	-	-	-
全部	△ 1,696,923	1,034,444	-	-	-	全部	3,065,774	528,900	全部	571,185	172,934
-	-	-	-	-	-	全部	6,508,485	1,099,644	全部	710,211	1,100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	1,462,719	377,150	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	1,530,059	253,117	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	405,098	516,138	-	-	-
全部	△ 1,195,951	10,855,747	全部	△ 9,025,049	14,667,569	全部	△ 689,464	345,826	全部	79,087	1,318
-	-	-	-	-	-	全部	3,900,719	2,214,229	-	-	-
無	△ 1,440	0	無	△ 300,374	4,002,334	全部	5,940,784	221,248	全部	295,671	9,657
-	-	-	-	-	-	全部	1,484,168	180,137	-	-	-
全部	△ 1,706,097	690,585	全部	△ 4,150,223	10,657,622	全部	2,675,519	187,612	全部	379,749	1,490
-	-	-	-	-	-	全部	1,339,319	279,684	全部	34,702	2,007
-	-	-	-	-	-	全部	289,801	393,088	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	3,240,639	154,724	全部	1,881,571	1,592
-	-	-	-	-	-	全部	5,082,067	1,651,702	全部	59,054	-
-	-	-	-	-	-	全部	2,835,560	152,209	全部	378	-

区分	ガス事業			(中央卸売)市場事業			港湾整備事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	一部	△ 91,871	928,795	-	-	-
仙台市	全部	3,431,180	137,445	無	△ 24,425	618,729	-	-	-
さいたま市	-	-	-	無	-	136,878	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	-	312,306	無	149,678	-
横浜市	-	-	-	無	650,201	161,708	無	2,922,147	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	2	573,730	-	-	-
静岡市	-	-	-	無	41,417	131,522	-	-	-
浜松市	-	-	-	無	12,924	0	-	-	-
名古屋市	-	-	-	無	-	1,800,713	-	-	-
京都市	-	-	-	無	488,382	747,027	-	-	-
大阪市	-	-	-	一部	127,862	1,771,463	一部	3,306,502	0
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	29,000	243,594	一部	3,294,808	-
岡山市	-	-	-	全部	39,376	138,220	-	-	-
広島市	-	-	-	無	-	420,745	-	-	-
北九州市	-	-	-	無	131,214	43,450	無	2,756,705	0
福岡市	-	-	-	無	20,114	1,604,731	無	△ 37,879	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-

交通災害(共済)事業			国民健康保険事業			老人(保健・医療)事業			(公立)大学(付属)病院事業		
法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
-	-	-	無	2,890,735	19,133,710	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,656,314	8,461,170	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	108,264	6,257,259	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	999,899	6,150,341	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,324,874	11,039,624	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	8,280,560	27,969,847	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,667,664	4,970,441	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	393,257	5,830,694	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,983,930	5,347,814	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,965,866	5,258,442	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,274,152	19,800,000	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	3,565,425	17,166,382	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	3,080,596	33,983,262	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	886,238	8,667,518	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,078,525	16,874,608	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	864,702	5,971,705	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,098,986	7,642,082	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	3,408,383	10,397,521	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	3,654,698	19,004,694	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	398,689	8,913,685	-	-	-	-	-	-

区分	観光施設事業			と畜(場)事業			農業集落排水事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	一部	157,982	520,130
さいたま市	-	-	-	無	-	98,427	-	-	-
千葉市	無	-	560,111	-	-	-	無	-	511,931
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	-	無	140,457	2,264,815	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	1	76,458	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	無	1,637	222,800
浜松市	-	-	-	無	0	119,354	無	0	167,432
名古屋市	無	-	156,560	無	-	683,490	-	-	-
京都市	-	-	-	無	-	194,928	無	8,415	29,698
大阪市	-	-	-	無	0	981,558	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	-	519,179	無	-	1,019,878
岡山市	-	-	-	-	-	-	一部	-	564,128
広島市	無	-	983,529	無	-	657,844	一部	-	555,314
北九州市	-	-	-	無	63,938	138,535	無	12,355	31,953
福岡市	-	-	-	-	-	-	無	-	194,740
熊本市	-	-	-	-	-	-	無	8,536	308,335

農業共済事業			宅地造成(再開発)事業			駐車場(整備)事業			有料道路事業		
法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
-	-	-	無	-	-	無	213,354	0	-	-	-
-	-	-	無	1,019,352	685,303	無	0	0	-	-	-
-	-	-	無	-	1,698,303	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	924,769	無	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	一部	△ 576,105	3,289,915	無	57,112	362,508	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	42,052	835,872	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	178	119,800	-	-	-
-	-	-	無	0	0	無	24,992	156,707	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	-	228,516	-	-	-
-	-	-	無	80,519	25,105	-	-	-	-	-	-
-	-	-	(臨海) 一部 (その他) 無	(臨海) 2,920,603 (その他) 0	(臨海) 0 (その他) 12,548,713	無	110,086	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無	-	-	無	-	1,383,976	無	0	28,992	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	-	無	-	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海) 23,935 (その他) 908,545	(臨海) - (その他) -	無	273,986	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海) 118,956 (その他) 8,520	(臨海) - (その他) -	無	-	37,239	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	市街地再開発事業			墓地整備事業			簡易水道事業			交通(渡船)事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	213,112	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	88,439	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	一部	△ 42,054	159,027	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	一部	△ 5,109	107,709	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	無	-	458,208	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	116,814	257,477
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	-	733,992
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

競馬事業			競輪事業			競艇事業			宝くじ事業		
	収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	114,659	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,497	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	584,896	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,480,743	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	一部	4,096,410	△ 2,000,000	-	-	-
-	-	-	無	204,636	-	-	-	-	-	-	-

区分	(特別)収益事業			財産区事業			電気(ごみ発電)事業			開発事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	-	-	-	-	-	-	無	102,562	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	無	0	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	無	189,208	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	無	2,091	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

介護保険事業			(特定環境保全公共)下水道事業			後期高齢者医療事業			特定地域生活排水処理事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
無	3,872,535	24,437,469	一部	△ 433,049	12,675	無	1,113,808	6,198,589	-	-	-
無	1,419,581	12,080,510	一部	△ 168,406	22,628	無	103,183	2,137,591	一部	△ 174,446	68,537
無	1,951,462	13,602,545	-	-	-	無	43,456	11,364,556	-	-	-
無	524,831	10,825,820	一部	△ 65,218	735,517	無	18,849	1,788,961	-	-	-
無	1,130,357	14,789,512	-	-	-	無	812,538	2,129,133	-	-	-
無	11,634,350	46,742,091	-	-	-	無	245,571	36,906,960	-	-	-
無	2,225,593	7,569,693	-	-	-	無	233,256	1,350,000	-	-	-
無	922,894	12,706,615	-	-	-	無	18,615	9,095,558	-	-	-
無	486,450	10,269,365	全部	-	6,074	無	300,253	1,910,492	-	-	-
無	834,328	10,223,710	全部	△ 300,213	492,508	無	201,784	8,974,452	-	-	-
無	5,359,831	30,802,775	-	-	-	無	1,439,126	28,577,425	-	-	-
無	1,915,069	23,157,944	有	△ 10,953	397,456	無	811,986	4,457,110	-	-	-
無	3,864,295	44,923,085	-	-	-	無	1,602,612	8,606,378	-	-	-
無	3,191,746	12,707,808	-	-	-	無	484,259	2,815,702	-	-	-
無	5,003,908	22,679,750	一部	△ 151,758	100,720	無	114,277	21,156,093	-	-	-
無	1,202,353	9,741,647	一部	-	368,415	無	6,917	1,711,952	-	-	-
無	743,588	14,783,315	一部	-	203,557	無	86,499	2,541,438	一部	-	63,296
無	4,451,702	16,352,595	-	-	-	無	457,185	4,126,624	-	-	-
無	1,505,356	17,240,225	-	-	-	無	79,638	3,974,254	-	-	-
無	6,880,778	9,914,856	-	-	-	無	321,927	2,066,074	-	-	-

Ⅲ 主要施策の現況

1 長期計画

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
(1) 基本構想名称及び副題 (議決年月日)	札幌市まちづくり戦略ビジョン (平成25年2月26日) (「ビジョン編」の議決)	— —	— —	千葉市基本構想 人とまち いきいきと幸せに輝く都市 (平成11年12月15日)	川崎市基本構想 (平成27年12月15日)
(2) 基本計画名称 (副題)	札幌市まちづくり戦略ビジョン ※まちづくり戦略ビジョンは、これまでの札幌市基本構想と第4次札幌市長期総合計画に替わる新たなまちづくりの基本的な指針として策定。「ビジョン編」と「戦略編」で構成している。	仙台市基本計画	さいたま市総合振興計画基本計画 (令和2年11月26日議決) (2030さいたま輝く未来と希望(ゆめ)のまちプラン)	千葉市新基本計画	川崎市基本計画
策定期期	平成25年10月 (「戦略編」策定により全体が完成)	令和3年3月	令和3年3月	平成23年6月	平成27年度
目標年次	令和5年(2023年)	令和12年度(2030年度)	令和12(2030)年度	令和3年度	平成28年度から概ね10年程度
改定予定	次期計画について、目標年次より1年早め、令和4年(2022年)に策定予定	—	令和7年度中に中間見直し予定	次期計画について、令和4年度中に策定予定	—

区分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
(1) 基本構想名称及び副題 (議決年月日)	名古屋市基本構想 (昭和52年12月20日)	京都市基本構想 (平成11年12月17日)	大阪市基本構想 (平成17年3月29日)	—	新・神戸市基本構想 (平成5年9月20日)
(2) 基本計画名称 (副題)	名古屋市総合計画2023	はばたけ未来へ！京プラン2025(京都市基本計画)	—	堺市基本計画2025	第5次神戸市基本計画 (神戸づくりの指針)
策定期期	令和元年9月27日	令和3年3月26日	—	令和3年3月26日	平成23年2月8日
目標年次	令和5年度(2023年度) ※計画には、計画期間を超える令和12年頃を見据えたまちづくりの方針、めざす都市像、重点戦略もあわせて盛り込んでいます。	令和7年(2025年)	—	令和7年度(2025年度)	令和7年(2025年)
改定予定	—	—	—	令和7年度中に次期基本計画を策定予定	—

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
横浜市基本構想 (長期ビジョン) (平成18年6月23日)	相模原市 総合計画基本構想 (令和元年6月28日)	新潟市基本構想 (いいがた未来ビジョン) (平成26年12月22日)	静岡市基本構想 (第3次静岡市総合計画) 「世界に輝く静岡」の実現 (平成26年12月12日)	浜松市総合計画 浜松市未来ビジョン (基本構想) (平成26年12月12日)
横浜市中期4か年計画 2018～2021	相模原市 総合計画基本計画	新潟市基本計画 (いいがた未来ビジョン)	静岡市基本計画 (第3次静岡市総合計画) 『創造する力』による 『都市の発展』 『つながる力』による『暮らしの充実』	浜松市総合計画 浜松市未来ビジョン 第1次推進プラン (基本計画)
平成30年10月4日	令和2年3月	平成26年12月	平成26年12月12日	平成26年12月
令和3(2021)年度	令和9(2027)年度	令和4年度(2022年度)	令和4年度 (計画期間:平成27～令和4年度)	令和6年度 (計画期間:平成27～令和6年度)
あり	—	—	4年間の実施計画を毎年改定	—

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
岡山市第六次総合計画 長期構想 (平成28年3月22日)	広島市基本構想 (令和2年6月25日)	北九州市基本構想 「元気発進！北九州」 プラン (平成20年12月8日)	福岡市基本構想 (平成24年12月21日)	熊本市第7次総合計画 基本構想 (平成28年3月24日)
岡山市第六次総合計画 後期中期計画	第6次広島市基本計画	北九州市基本計画 「元気発進！北九州」 プラン	第9次福岡市基本計画	熊本市第7次総合計画 基本計画
令和3年6月23日	令和2年6月25日	平成20年12月	平成24年12月21日 (議決)	平成28年3月24日 (議決)
令和7年度(2025年)	目標年次は設定していない。 (参考)計画期間 令和2年度(2020年度)から 令和12年度(2030年度)	令和2年度(2020年度)	2022年度(令和4年度)	令和5年度(2023年度)
—	令和12年度(2030年度)	・平成25年12月 改定 済み ・次期基本計画の策定 は未定	—	計画期間の中間年である 令和元年度に見直し を実施(令和2年3月24 日議決)。 改定は令和5年度中に 実施予定。

2 姉妹友好都市提携(海外)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
提携都市名 (国名) (提携年月日)	○ポートランド市 (アメリカ合衆国) (昭和34年11月17日) ○ミュンヘン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和47年8月28日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和55年11月18日) ○ノボシビルスク市 (ロシア連邦) (平成2年6月13日) ○大田広域市 (大韓民国) (平成22年10月22日)	○リバサイド市 (アメリカ合衆国) (昭和32年3月9日) ○レンズ市 (フランス共和国) (昭和42年9月6日) ○ミンスク市 (ベラルーシ共和国) (昭和48年4月6日) ○アカブルコ市 (メキシコ合衆国) (昭和48年10月23日) ○長春市 (中華人民共和国) (昭和55年10月27日) ○ダラス市 (アメリカ合衆国) (平成9年8月29日) ○光州広域市 (大韓民国) (平成14年4月20日)	1 姉妹都市 ○トルーカ市 (メキシコ合衆国) (昭和54年10月2日) ○ハミルトン市 (ニュージーランド) (昭和59年5月14日) ○リッチモンド市 (アメリカ合衆国) (平成6年6月16日) ○ピッツバーグ市 (アメリカ合衆国) (平成10年5月5日) 2 友好都市 ○鄭州市 (中華人民共和国) (昭和56年10月12日) ○ナナイモ市 (カナダ) (平成8年9月25日)	○アスンシオン市 (パラグアイ共和国) (昭和45年1月1日) ○ノースバンクーバー市 (カナダ) (昭和45年1月1日) ○ヒューストン市 (アメリカ合衆国) (昭和47年10月24日) ○ケンソン市 (フィリピン共和国) (昭和47年11月9日) ○天津市 (中華人民共和国) (昭和61年5月7日) ○モントルー市 (スイス連邦) (平成8年5月28日) ○蘇州市呉江区 (中華人民共和国) (平成8年10月10日)	○リエカ市 (クロアチア共和国) (昭和52年6月23日) ○ボルチモア市 (アメリカ合衆国) (昭和54年6月14日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和56年8月18日) ○ウーロンゴン市 (オーストラリア連邦) (昭和63年5月18日) ○シェフィールド市 (英国) (平成2年7月30日) ○ザルツブルク市 (オーストリア共和国) (平成4年4月17日) ○リュウベック市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月12日) ○富川市 (大韓民国) (平成8年10月21日)

区分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
提携都市名 (国名) (提携年月日)	1 姉妹都市 ○ロサンゼルス市 (アメリカ合衆国) (昭和34年4月1日) ○メキシコ市 (メキシコ合衆国) (昭和53年2月16日) ○シドニー市 (オーストラリア連邦) (昭和55年9月16日) ○トリノ市 (イタリア共和国) (平成17年5月27日) ○ランス市 (フランス共和国) (平成29年10月20日) 2 友好都市 ○南京市 (中華人民共和国) (昭和53年12月21日) 3 パートナー都市 ○台中市 (中華人民共和国) (令和元年10月25日) ○タシケント市 (ウズベキスタン共和国) (令和元年12月18日)	1 姉妹都市 ○パリ市 (フランス共和国) (昭和33年6月15日) ○ボストン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月24日) ○ケルン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和38年5月29日) ○フィレンツェ市 (イタリア共和国) (昭和40年9月22日) ○キエフ市(ウクライナ) (昭和46年9月7日) ○西安市 (中華人民共和国) (昭和49年5月10日) ○グアダハラ市 (メキシコ合衆国) (昭和55年10月20日) ○ザグレブ市 (クロアチア共和国) (昭和56年10月22日) ○ブラハ市 (チェコ共和国) (平成8年4月15日) 2 パートナーシティ ○晋州市(大韓民国) (平成11年4月27日) ○コンヤ市 (トルコ共和国) (平成21年12月12日) ○青島市 (中華人民共和国) (平成24年8月26日) ○フエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成25年2月20日) ○イスタンブール市 (トルコ共和国) (平成25年6月14日) ○ピエンチャン特別市 (ラオス人民民主共和国) (平成27年11月3日)	1 姉妹都市 ○サンパウロ (ブラジル) (昭和44年10月27日) ○シカゴ (アメリカ) (昭和48年11月9日) ○上海 (中国) (昭和49年4月18日) ○メルボルン (オーストラリア) (昭和53年4月24日) ○サンクト・ペテルブルグ (ロシア) (昭和54年8月16日) ○ミラノ (イタリア) (昭和56年6月8日) ○ハンブルク (ドイツ) (平成元年5月11日) 2 友好協力都市 ○ブエノスアイレス (アルゼンチン) (平成10年6月1日) ○ブダペスト (ハンガリー) (平成10年9月8日) ○釜山広域市 (韓国) (平成20年5月21日)	1 姉妹都市 ○パークレー市 (アメリカ合衆国) (昭和42年11月3日) ○ウエリントン市 (ニュージーランド) (平成6年2月4日) 2 友好都市 ○連雲港市 (中華人民共和国) (昭和58年12月3日) ○ダナン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成31年2月23日)	1 姉妹都市 ○シアトル市 (アメリカ合衆国) (昭和32年10月21日) ○マルセイユ市 (フランス共和国) (昭和36年7月2日) ○リオ・デ・ジャネイロ市 (ブラジル連邦共和国) (昭和44年5月19日) ○リガ市 (ラトビア共和国) (昭和49年6月18日) ○ブリスベン市 (オーストラリア連邦) (昭和60年7月16日) ○バルセロナ市 (スペイン王国) (平成5年4月6日) ○仁川広域市 (大韓民国) (平成22年4月6日) 2 友好都市 ○天津市 (中華人民共和国) (昭和48年6月24日) 3 親善協力都市 ○フィラデルフィア市 (アメリカ合衆国) (昭和61年10月17日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成22年7月23日)

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
<ul style="list-style-type: none"> ○サンディエゴ市 (アメリカ合衆国) (1957年10月29日締結) ○リヨン市 (フランス共和国) (1959年4月7日締結) ○ムンバイ市 (インド共和国) (1965年6月26日締結) ○オデッサ市 (ウクライナ) (1965年7月1日締結) ○バンクーバー市 (カナダ) (1965年7月1日締結) ○マニラ市 (フィリピン共和国) (1965年7月1日締結) ○上海市 (中華人民共和国) (1973年11月30日締結) ○コンスタンツァ市 (ルーマニア) (1977年10月12日締結) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無錫市 (中華人民共和国) (昭和60年10月6日) ○トロント市 (カナダ) (平成3年5月31日) (旧スカボロー市) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市 ○ガルベストン市 (アメリカ合衆国) (昭和40年1月28日) ○ハバロフスク市 (ロシア連邦) (昭和40年4月23日) ○ウラジオストク市 (ロシア連邦) (平成3年2月28日) ○ビロビジャン市 (ロシア連邦) (平成17年3月21日) ○ナント市 (フランス共和国) (平成21年1月31日) 2 友好都市 ○ハルビン市 (中華人民共和国) (昭和54年12月17日) 3 交流協定都市 ○ウルサン広域市 (大韓民国) (平成18年9月21日) 	<ul style="list-style-type: none"> 姉妹都市 ○ストックトン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年10月16日) ○オマハ市 (アメリカ合衆国) (昭和40年4月1日) ○シェルビービル市 (アメリカ合衆国) (平成元年11月3日) ○カンヌ市 (フランス共和国) (平成3年11月5日) 友好都市 ○フエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成17年4月12日) 	<ul style="list-style-type: none"> 姉妹都市 ○キャマス市 (アメリカ合衆国) (昭和56年9月29日) ○ポータービル市 (アメリカ合衆国) (昭和56年10月2日) ○シェヘリス市 (アメリカ合衆国) (平成2年10月22日) ○ロチェスター市 (アメリカ合衆国) (平成18年10月12日) 友好都市等(音楽分野) ○ワルシャワ市 (ポーランド共和国) (平成2年10月22日) 友好都市等(観光分野) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (平成22年8月28日) ○杭州市 (中華人民共和国) (平成24年4月6日) ○台北市 (台湾) (平成25年7月31日) 友好都市等(水道分野等) ○バンドン市 (インドネシア共和国) (令和元年6月26日)

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
<ul style="list-style-type: none"> ○サンノゼ市 (アメリカ合衆国) (昭和32年5月26日) ○サンホセ市 (コスタリカ共和国) (昭和44年1月27日) ○プロヴディフ市 (ブルガリア共和国) (昭和47年5月12日) ○洛陽市 (中華人民共和国) (昭和56年4月6日) ○富川市 (大韓民国) (平成14年2月26日) ○新竹市 (台湾) (平成15年4月21日) ○ウマティラ・インディアン 居留区部族連合 (アメリカ合衆国) (平成17年7月27日) ○グアム準州 (アメリカ合衆国) (平成22年8月31日) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市 ○ホノルル市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月15日) ○ボルゴグラード市 (ロシア連邦) (昭和47年9月28日) ○ハノーバー市 (ドイツ連邦共和国) (昭和58年6月27日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成9年5月2日) ○モントリオール市 (カナダ) (平成10年6月4日) 2 友好都市 ○重慶市 (中華人民共和国) (昭和61年10月23日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○タコマ市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月8日) ○ノーフォーク市 (アメリカ合衆国) (昭和34年7月14日) ○大連市 (中華人民共和国) (昭和54年5月1日) ○仁川広域市 (大韓民国) (昭和63年12月20日) ○ハイフォン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成26年4月18日) ○プンペン都 (カンボジア王国) (平成28年3月29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○オークランド市 (アメリカ合衆国) (昭和37年10月13日) ○広州市 (中華人民共和国) (昭和54年5月2日) ○ボルドー市 (フランス共和国) (昭和57年11月8日) ○オークランド市 (ニュージーランド) (昭和61年6月24日) ○イポー市 (マレーシア) (平成元年3月21日) ○釜山広域市 (大韓民国) {平成元年10月24日 行政交流都市 平成19年2月2日 姉妹都市 ○アトランタ市 (アメリカ合衆国) {平成5年7月20日 パートナーシップ都市 平成17年2月8日 姉妹都市 ○ヤンゴン市 (ミャンマー連合共和国) (平成28年12月7日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○桂林市 (中華人民共和国) (昭和54年10月1日) ○サンアントニオ市 (アメリカ合衆国) (昭和62年12月28日) ○ハイデルベルク市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月19日) ○ローム市 (アメリカ合衆国) (平成7年5月29日) ○蔚山広域市 (大韓民国) (平成22年4月26日) ○エクサンプロヴァンス市 (フランス共和国) (平成25年2月16日) ○蘇州国家高新区 (中華人民共和国) (平成25年5月22日) ○高雄市 (台湾) (平成29年1月11日)

3 市税収納状況(令和2年度決算)

区分	調定総額	収入済額	徴収率			個人市民税徴収率			法人市民税徴収率		
			現年	滞納	計	現年	滞納	計	現年	滞納	計
単位	千円	千円	%	%	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	341,240,087	335,437,317	98.8	41.2	98.3	99.2	45.7	98.4	99.0	26.7	98.4
仙台市	223,235,664	218,822,321	98.8	43.8	98.0	98.9	42.7	97.7	98.4	35.5	98.1
さいたま市	280,378,581	274,685,901	99.1	32.0	98.0	99.1	27.4	97.4	98.0	68.2	98.0
千葉市	210,735,893	205,619,762	98.8	32.4	97.6	98.9	30.7	97.2	98.8	25.6	98.2
川崎市	368,238,794	365,387,980	99.5	61.2	99.2	99.3	56.1	98.9	99.1	38.8	99.0
横浜市	852,464,429	843,869,813	99.3	50.9	99.0	99.3	48.0	98.8	98.3	37.0	98.1
相模原市	134,053,677	131,083,049	99.0	37.2	97.8	98.8	37.9	97.0	97.0	29.3	96.4
新潟市	137,382,081	133,682,198	99.0	26.7	97.3	99.1	30.4	97.5	99.0	15.4	98.2
静岡市	141,974,652	139,758,947	99.0	47.0	98.4	99.3	44.6	98.5	93.6	30.2	93.3
浜松市	151,423,919	148,177,952	98.9	34.2	97.9	99.0	32.2	97.4	92.6	33.1	92.3
名古屋市	603,094,889	594,560,036	98.9	43.0	98.6	99.3	38.1	98.7	95.2	30.6	95.0
京都市	302,177,228	295,943,361	98.4	44.9	97.9	99.1	41.4	98.3	97.5	43.5	97.3
大阪市	765,359,518	744,662,939	98.1	38.1	97.3	98.4	34.0	96.5	98.1	19.8	97.5
堺市	154,885,376	151,240,872	98.4	41.0	97.6	99.1	38.0	98.0	99.2	18.6	98.6
神戸市	313,012,398	305,465,511	98.4	39.4	97.6	98.9	35.8	97.6	98.7	50.0	98.6
岡山市	133,105,314	128,978,996	98.4	30.2	96.9	99.1	32.2	97.2	98.0	21.7	96.9
広島市	243,667,530	236,747,785	98.4	30.2	97.2	99.0	32.3	97.4	98.8	22.4	98.1
北九州市	178,875,256	174,595,776	98.5	39.9	97.6	99.0	41.7	97.9	98.3	38.8	98.0
福岡市	348,056,973	341,070,017	98.7	40.9	98.0	98.9	38.9	97.6	99.5	28.5	99.1
熊本市	120,185,672	116,856,952	98.5	38.7	97.2	98.9	37.9	97.5	98.7	33.2	97.8

4 法人市民税超過課税

区分	均等割		税率	実施年月日
	令和2年度 決算額	千円		
単位	千円	千円	%	
札幌市	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-
横浜市	1,072,334	法人市民税均等割額の9%	平成21年4月1日	
相模原市	-	標準税率で課税	-	-
新潟市	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-
神戸市	-	標準税率:平成10年4月1日より	超過課税実施時期: 昭和26年度分～平成9 年度分	
岡山市	-	標準税率で課税	-	-
広島市	-	-	-	-
北九州市	574,823	60,000～3,600,000円	昭和51年10月1日	
福岡市	1,123,132	資本金等の額が1,000万円を 超える法人・・・制限税率	昭和51年4月1日以後に 終了する事業年度分 から実施(現行税率は、 平成6年4月1日以後に 終了する事業年度から 適用)	
熊本市	473,629	制限税率で課税	昭和53年4月1日以後に 終了する事業年度分 から実施(現行税率は、 平成6年4月1日以降に 終了するものから)	

法人税割		税率	実 施 年 月 日
令和2年度 決算額	千円	%	
3,488,723		8.2% ただし資本金額または出資金額が1億円以下で、課税標準額が1千万円以下の法人については、税率6.0% ※平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、8.2%を11.9%、6.0%を9.7%と読み替える。	昭和52年2月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
3,565,068		①平成26年10月1日以降令和元年9月30日までに開始する事業年度について 12.1% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の市町村において事務所等を有する法人にあつては分割前のもの)が年額1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は9.7%(標準税率)。 ②令和元年10月1日以後に開始する事業年度について 8.4% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の市町村において事務所等を有する法人にあつては分割前のもの)が年額1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は6.0%(標準税率)。	昭和49年5月1日
3,168,696		①12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1千万円以下の法人については9.7% ②8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1千万円以下の法人については6.0%	平成15年4月1日(14.7%、12.3%) ①平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用 ②令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用
1,922,930		資本金等の額が5億円以上の法人…8.4% 資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が1億円以下の法人…6.0%	昭和51年4月1日(14.5%、13.3%、12.1%) 昭和56年8月1日～平成26年9月30日(14.7%、13.5%、12.3%) 平成26年10月1日～令和元年9月30日(12.1%、10.9%、9.7%) 令和元年10月1日より(現行税率)
1,282,886		法人市民税について、法人税割の税率を資本金の額又は出資金の額により、 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人、資本又は出資を有しない法人及び人格のない社団等:9.7%(6%※) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人:10.9%(7.2%※) 資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び受託法人:12.1%(8.4%※) としている。 ※令和元年10月1日以降に開始する事業年度に係る税率。	昭和50年9月1日以降終了する事業年度から(現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
4,666,903		資本金の額若しくは出資金の額が10億円以上の法人又は法人課税信託の受託者…12.1%(8.4%) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人…10.9%(7.2%) 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人…9.7%(6.0%) ※()内は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される税率	昭和49年9月1日
595,735		資本金等の額が10億円以上(相互会社を含む)の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人…6%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から
1,456,165		・平成26年9月30日以前に開始する事業年度について 14.7% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については13.5% ・平成26年10月1日以降令和元年9月30日以前に開始する事業年度について 12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については10.9% ・令和元年10月1日以降に開始する事業年度について 8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については7.2%	昭和49年5月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
-		-	-
-		-	-
8,971,560		令和元年9月30日以前に開始する事業年度分 12.1% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分 8.4%	超過課税の実施時期は昭和50年9月1日以後終了する事業年度分から
3,908,260		8.2% ただし、資本金等の額が3億円以下である法人、資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)又は人格のない社団等のいずれかであり、かつ法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の市町村において事務所等を有する法人等については、関係市町村に分割する前の額)が年1,600万円以下である場合は6.0% なお、平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を14.5%に、6.0%を12.3%に読み替えた税率を適用 平成26年10月1日以後で、令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を11.9%に、6.0%を9.7%に読み替えた税率を適用	昭和51年4月1日から令和8年3月31日までに終了する各事業年度分に適用 ※超過税率は昭和51年4月1日～平成3年3月31日は+2.4%(制限税率)、平成3年4月1日以後は+2.2%
18,367,615		・令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割:8.2%。 ・ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。)で、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額が年2千万円以下であるもの:6.0%	昭和51年4月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から)
1,450,534		8.4% ただし、資本金等の額が1億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下である法人については6.0%	昭和49年6月1日以降終了する事業年度分から(現行税率は令和元年10月1日以降開始する事業年度分から)
3,498,996		8.4% 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年額1,600万円以下(2以上の市町村に事務所等を有する法人は分割前の金額)で、かつ、次のいずれかに該当する法人は6.0% (1)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (2)資本金又は出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (3)人格のない社団等 なお、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分については、8.4%を14.7%に、6.0%を12.3%にそれぞれ置き換える。 また、平成26年10月1日以後かつ令和元年9月30日以前に開始する事業年度分については8.4%を12.1%に、6.0%を9.7%にそれぞれ置き換える。	当初実施:昭和49年11月1日以降に終了する事業年度より 現行実施:平成10年4月1日
6,563,323		8.4%	昭和56年8月1日
2,893,779		8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、市税条例第23条第3項の規定によって法人とみなされるものを含む。)で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年240万円以下であるものについては6.0%	令和元年10月1日以後開始する事業年度から実施
857,558		8.2% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人については、6.0%	昭和51年10月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
6,316,801		資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 12.1% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 11.3% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から下記税率を適用 資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 8.4% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 7.6%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施 (税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)
1,185,569		8.4%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施(現行税率は、令和元年10月1日以降に開始するものから)

5 交通事故件数(令和2年中)

区分	件数		
		死亡	負傷者
単位	件	人	人
札幌市	3,893	30	4,317
仙台市	2,146	11	2,589
さいたま市	2,890	14	3,431
千葉市	2,015	10	2,381
川崎市	2,878	20	3,227
横浜市	7,398	48	8,468
相模原市	1,975	11	2,273
新潟市	1,320	11	1,515
静岡市	4,298	18	4,280
浜松市	5,570	17	7,111
名古屋市	7,975	42	9,344
京都市	2,607	26	2,913
大阪市	8,256	37	9,493
堺市	2,400	13	3,621
神戸市	4,477	19	5,251
岡山市	1,905	20	2,143
広島市	2,019	19	2,343
北九州市	4,450	20	5,780
福岡市	6,213	14	7,483
熊本市	1,559	8	1,891

(注)
・数値は、人身事故件数のみ。

6 清掃施設等

区分	(1) 焼却施設		(2) 一般廃棄物収集・搬入量		
	1日当たりの 設備規模能力		内 訳		
			家庭ごみ	事業ごみ	
単位	所	t	t	t	t
札幌市	3	2,100	591,817	397,386	194,430
仙台市	3	1,800	363,336	240,647	122,689
さいたま市	4	1,430	418,088	317,324	100,764
千葉市	2	1,005	※2 325,718	214,809	110,909
川崎市	3	1,950	412,055	317,092	94,963
横浜市	4	4,140	※3 986,287	715,853	270,434
相模原市	2	975	※4 225,649	173,349	52,300
新潟市	4	970	261,443	187,956	73,487
静岡市	2	1,100	212,537	152,521	60,016
※5 浜松市	2	945	234,555	160,521	74,034
名古屋市	5	2,720	651,163
京都市	3	1,600	385,296	215,989	169,307
大阪市	※7 6	4,000	915,674	416,629	499,045
堺市	3	1,210	※8 258,470	178,790	79,680
神戸市	3	2,100	477,301	300,513	176,788
岡山市	3	970	※9 212,694	128,805	83,889
広島市	3	1,300	※10 357,105	220,086	137,019
北九州市	3	2,130	347,050	180,375	166,675
福岡市	※12 4	※12 3,060	491,628	314,665	176,963
熊本市	2	880	245,178	158,452	86,726

収集・搬入方法						処理					
直営		委託		許可・自己搬入		焼却		資源化		埋立	
t	%	t	%	t	%	t	%	t	%	t	%
111,735	18.9	285,651	48.3	194,430	32.9	433,547	73.3	119,108	20.1	39,161	6.6
1,229	0.3	239,418	65.9	122,689	33.8	314,499	86.6	44,773	12.3	4,064	1.1
※1 48,794	※1 11.7	※1 249,410	※1 59.7	※1 109,784	※1 26.3	※1 372,924	※1 89.2	※1 63,087	※1 15.1	※1 11,912	※1 2.8
4,738	1.4	210,071	64.5	110,909	34.1	235,156	72.2	90,090	27.7	472	0.1
251,118	59.0	65,692	15.1	95,245	25.9	357,662	77.7	54,393	11.8	48,401	10.5
※3 580,072	※3 58.8	※3 133,440	※3 13.5	※3 272,774	※3 27.7	866,338	87.8	117,023	11.9	2,926	0.3
56,202	24.9	105,133	46.6	64,314	28.5	184,504	81.8	41,145	18.2	-	-
5,580	2.1	167,939	64.2	87,924	33.6	187,983	71.9	51,402	19.7	22,058	8.4
17,427	8.2	119,550	56.2	75,560	35.6	182,604	85.9	22,235	10.5	7,698	3.6
5,002	2.1	153,497	65.4	76,057	32.4	226,094	82.3	35,514	12.9	13,168	4.8
284,581	43.7	195,867	30.1	170,715	26.2	581,795	89.3	65,499	10.1	3,868	0.6
84,024	21.8	131,965	34.3	169,307	43.9	※6 349,274	※6 90.7	※6 27,509	※6 7.1	※6 1,703	※6 0.4
353,980	38.7	62,691	6.8	499,003	54.5	854,755	93.3	60,919	6.7	-	-
3,266	1.3	177,392	68.6	77,812	30.1	251,992	95.6	11,598	4.4	29	0.0
241,215	50.5	59,298	12.4	176,788	37.1	436,934	90.8	17,926	3.7	26,166	5.5
54,949	25.8	80,694	26.8	79,620	37.4	207,099	92.9	10,126	4.5	5,811	2.6
42,174	11.8	167,623	46.9	147,308	41.3	※10 294,275	82.9	45,688	12.9	14,804	4.2
1,295	0.4	203,314	58.6	142,441	41.0	※11 325,043	※11 82.7	※11 18,537	※11 4.7	※11 49,461	※11 12.6
76	0.1	317,792	64.6	173,760	35.3	※13 449,199	81.4	※13 17,147	3.1	※13 85,403	15.5
62,972	25.7	94,901	38.7	87,305	35.6	※14 206,011	※14 84.1	※14 33,685	※14 13.7	※14 5,350	※14 2.2

※1(さいたま市)収集・搬入方法として、この他「団体資源回収」・「小型家電回収」があるため100%とならない。また、収集した廃棄物を全て同年度中に処理するものではないため、収集・搬入量の合計と処理量の合計は一致しない。

※2(千葉市)②一般廃棄物収集・搬入量については、災害廃棄物(1,553t)を除く

※3(横浜市)端数処理の関係により、一般廃棄物収集・搬入量と収集・搬入方法別の合計が一致しない場合がある。

※4(相模原市)端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。

※5(浜松市)端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。

※6(京都市)処理は焼却、資源化、埋立の他に排水6,810t(構成比約1.77%)がある。

※7(大阪市)焼却施設については、大阪広域環境施設組合の施設数、能力を記載している。

※8(堺市)端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。一般廃棄物収集・搬入量の他に集団回収(17,109t)、自主資源化(1,295t)、庁内古紙(438t)、剪定枝等(4,838t)がある。年度間での処理の繰越等により、収集・搬入量と処理量が一致しない。溶融処理により生成されるスラグ(10,129t)、メタル(2,177t)をリサイクルしているが、資源化に計上していない。

※9(岡山市)一部事務組合による収集・搬入量を除く。

※10(広島市)収集・搬入量については、災害廃棄物(6t)は除く。処理の焼却量には、他都市分(626t)を含む。

※11(北九州市)処理の内訳に「破碎」がないことと、焼却量に中間処理残渣を含んでいることから、収集・搬入量の総量と処理合計が相違する。

※12(福岡市)焼却施設については、福岡都市圏南部工場を含む施設数、能力を記載している。(収集・搬入量については福岡市発生分のみ計上。)

※13(福岡市)処理量には中間処理残渣も含まれていることから、収集・搬入量の総計と処理合計が相違する。

※14(熊本市)処理は焼却、資源化、埋立の他に排水等132tがある。

7 保育所・認定こども園

区分	(1) 保育所									
	ア 保育所数(入所定員)						イ 入所児童数(入所率)		3歳未満児	
	市立保育所数	入所定員	私立保育所数	入所定員	イ 入所児童数(入所率)	要保育児童数	充足率			
単位	所 (人)	所	人	人	人 (%)	人	%			
札幌市	268 (22,915)	21	2,130	247	20,785	21,255 (92.8)	※1 9,946	※1 ...		
仙台市	180 (15,302)	33	3,199	147	12,103	※2 15,446 (100.9)	9,143	※2 ...		
さいたま市	※3 283 (23,930)	61	6,413	222	17,517	※3 22,833 (95.4)	※3 9,959	※3 92.1		
千葉市	※4 212 (15,681)	55	6,105	157	9,576	14,712 (93.8)	6,456	96.7		
川崎市	416 (31,770)	21	2,445	※5 395	29,325	※5 33,552 (105.6)	※5 16,588	79.1		
横浜市	840 (64,934)	※6 65	6,171	775	58,763	63,466 (97.7)	※6 29,431	※6 90.7		
相模原市	101 (9,061)	24	2,595	77	6,466	※7 7,881 (87.9)	3,441	105.1		
新潟市	147 (13,845)	85	8,090	62	5,755	12,086 (87.3)	8,824	...		
静岡市	56 (5,179)	-	-	56	5,179	4,956 (95.7)	4,855	48.5		
浜松市	63 (6,680)	20	2,230	43	4,450	5,597 (83.8)	2,355	120.8		
名古屋市	431 (38,391)	95	9,257	336	29,134	※8 35,348 (92.1)	※8 14,114	※8 106.9		
京都市	229 (22,551)	14	1,415	215	21,136	22,237 (98.6)	※9 11,993	...		
大阪市	467 (55,272)	※10 87	※10 9,935	380	45,337	43,465 (78.6)	※10 25,829	...		
堺市	18 (2,121)	0	0	18	2,121	2,030 (95.7)	7,728	12.6		
神戸市	124 (11,269)	57	6,048	67	5,221	※11 11,092 (98.4)	※11 12,964	...		
岡山市	104 (11,992)	37	3,395	67	8,597	※12 11,635 (97.0)	4,999	※12 ...		
広島市	188 (23,173)	87	11,058	101	12,115	21,256 (91.7)	8,304	107.4		
北九州市	※13 147 (14,739)	21	2,065	126	12,674	13,358 (90.6)	※13 7,165	※13 ...		
福岡市	286 (38,489)	7	1,060	279	37,429	36,214 (94.0)	15,558	...		
熊本市	103 (9,560)	19	1,805	84	7,755	9,701 (101.5)	4,146	...		

(注)
 ・要保育児童数は、保育所及び認定こども園の入所児童数並びに保育所及び認定こども園の未入所児童数の合計
 ・充足率は、保育所の認可定員を要保育児童数で除した数値
 ・保育率は、保育所の入所児童数を就学前児童数で除した数値

3歳以上児					
入所児童数	保育率	要保育児童数	充足率	入所児童数	保育率
人	%	人	%	人	%
8,965	※1 23.9	※1 12,887	※1 …	12,290	※1 29.0
6,351	※2 69.5	※2 11,862	※2 …	9,095	76.7
9,678	※3 30.5	※3 13,654	※3 108.0	13,155	38.2
6,043	31.3	8,685	108.7	8,669	40.0
※5 14,818	39.6	※5 18,810	99.2	※5 18,734	47.6
26,807	※6 34.2	※6 36,877	※6 103.7	36,659	※6 42.1
3,161	※7 22.3	4,744	114.8	4,720	※7 29.4
4,623	29.3	13,404	…	7,463	41.4
2,046	15.7	8,272	34.1	2,910	19.4
2,262	13.2	3,354	114.3	3,335	16.9
14,114	※8 100.0	※8 21,234	※8 109.7	21,234	※8 100.0
8,972	30.7	※9 17,598	…	13,265	42.0
23,638	40.1	※10 31,532	…	31,362	52.5
884	4.8	10,646	10.4	1,146	5.6
※11 4,261	※11 14.1	※11 17,150	…	※11 6,831	※11 19.5
※12 4,597	27.5	7,134	…	7,038	38.7
7,900	28.4	13,371	106.6	13,356	43.2
5,513	27.8	※13 9,921	…	7,845	35.5
14,754	37.4	22,117	…	21,460	50.7
3,898	21.0	5,848	…	5,803	28.8

※1(札幌市)要保育児童数は入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出不可。保育率は、就学前児童数に対する保育所の入所児童数の割合(認定こども園・地域型保育事業所の入所児童数は含めない)。

※2(仙台市)充足率は、歳別で定員を定めていないため、算定できない。保育率は、入所児童数を要保育児童数で除いたもので集計。

※3(さいたま市)保育所数には、分園2園を含む。入所率は、入所児童数/入所定員。充足率は、入所定員/要保育児童数。

※4(千葉市)入所定員:3歳未満児・6,240、3歳以上児・9,441、要保育児童数=入所児童数+入所待ち児童数

※5(川崎市)入所児童数及び要保育児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。また、認定こども園、地域型保育事業希望者も含む。

※6(横浜市)要保育児童数は、保育所入所児童数+未入所児童数(=保留児童数(認定こども園、地域型保育事業希望者も含む))。

入所児童数には委託(市外園を利用している市民)を含み、受託(市内所在園を利用している他都市居住者)を含まない。

※7(相模原市)入園児童数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、14,149人。就学前児童数(3歳以上児)は、16,032人。

※8(名古屋市)入所率は入所児童数/入所定員。要保育児童数は入所児童数+待機児童数。充足率は入所定員/要保育児童数。保育率は入所児童数/要保育児童数。

※9(京都市)要保育児童数は、入所児童数(保育所・認定こども園)+未入所児童数(施設種別を問わない)。

※10(大阪市)公民を含む。要保育児童数・入所児童数・保育率については、地域型保育事業及び認定こども園も含む。

※11(神戸市)入所児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。保育率は入所児童数/未就学児童数。

※12(岡山市)入所児童数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。

※13(北九州市)充足率=年齢別の定員を設定していないため算出できない。保育所には保育所型認定こども園を含まない。

要保育児童数は、入所児童数(保育所・認定こども園)+未入所児童数。

区分	(2) 認定こども園															
	ア 園数 (入園定員)		総数				幼保連携型認定こども園				幼稚園型認定こども園				保育所型認定	
			市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員
	単位	園	(人)	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園
札幌市	112	(17,968)	1	115	111	17,853	1	115	74	13,350	-	-	9	1,665	-	-
仙台市	51	(6,528)	-	-	51	6,528	-	-	38	5,274	-	-	8	915	-	-
さいたま市	12	(2,316)	-	-	12	2,316	-	-	7	1,664	-	-	4	607	-	-
千葉市	40	(5,907)	2	232	38	5,675	-	-	9	1,478	-	-	27	4,126	2	232
川崎市	14	(2,930)	-	-	14	2,930	-	-	5	980	-	-	9	1,950	-	-
横浜市	60	(13,355)	-	-	60	13,355	-	-	46	10,648	-	-	14	2,707	-	-
相模原市	63	(9,918)	1	120	62	9,798	1	120	35	5,041	-	-	24	4,499	-	-
新潟市	113	(14,902)	1	200	112	14,702	-	-	78	10,760	-	-	12	1,426	1	200
静岡市	105	(13,548)	52	5,698	53	7,850	52	5,698	51	7,550	-	-	2	300	-	-
浜松市	69	(10,607)	-	-	69	10,607	-	-	67	10,236	-	-	-	-	-	-
名古屋市	96	(15,459)	-	-	96	15,459	-	-	71	10,946	-	-	4	792	-	-
京都市	58	(7,468)	-	-	58	7,468	-	-	41	6,011	-	-	5	95	-	-
大阪市	95	(19,464)	-	-	95	19,464	-	-	53	11,110	-	-	27	5,955	-	-
堺市	126	(19,333)	17	2,327	109	16,957	17	2,327	95	16,012	-	-	11	1,891	-	-
神戸市	173	(25,135)	-	-	173	25,135	-	-	156	21,415	-	-	17	3,720	-	-
岡山市	53	(9,309)	17	3,580	36	5,729	17	3,580	31	4,510	-	-	5	1,219	-	-
広島市	49	(9,465)	1	78	48	9,387	-	-	30	6,997	-	-	3	477	1	78
北九州市	41	(5,041)	-	-	41	5,041	-	-	-	-	-	-	18	2,753	-	-
福岡市	8	(1,195)	-	-	8	1,195	-	-	6	835	-	-	2	360	-	-
熊本市	90	※13 (14,819)	-	-	90	※13 14,819	-	-	80	※13 12,904	-	-	10	※13 1,915	-	-

こども園		地方裁量型認定こども園				イ 入園児数 (入園率)		3歳未満児				3歳以上児				
私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	人	(%)	3号				1号	2号			
園	人	園	人	園	人	人	(%)	要保育児童数	充足率	入園児数	保育率	入園児数	要保育児童数	充足率	入園児数	保育率
								人	%	人	%	人	人	%	人	%
23	2,401	-	-	5	437	16,847	(93.8)	※1 4,781	※1 ...	3,800	※1 10.1	7,738	※1 5,906	※1 ...	5,309	※1 12.5
5	339	-	-	-	-	6,071	(93.0)	9,143	※2 ...	1,488	※2 16.3	2,059	11,862	※2 ...	2,524	※2 21.3
-	-	-	-	1	45	※3 1,945	※3 (84.0)	※3 9,959	※3 2.5	※3 270	※3 0.9	※3 1,171	※3 13,654	※3 4.0	※3 499	※3 1.4
1	35	-	-	1	36	5,066	(85.8)	※4 520	※4 110.0	481	※4 2.5	3,157	1,433	100.0	1,428	6.6
-	-	-	-	-	-	※5 3,127	(...)	※5 ...	※5 ...	※5 158	※5 ...	※5 2,259	※5 ...	※5 ...	※5 710	※5 ...
-	-	-	-	-	-	11,581	(86.7)	1,186	...	8,541	1,854	...
3	258	-	-	-	-	※6 8,833	※6 (87.6)	1,942	94.2	1,785	※6 12.6	3,937	3,138	103.6	3,111	※6 19.4
21	2,481	-	-	1	35	※7 13,237	※7 (88.9)	8,824	...	3,891	24.7	3,454	13,404	...	5,892	32.7
-	-	-	-	-	-	10,762	(79.4)	4,855	48.5	2,705	20.8	2,708	8,272	34.1	5,349	35.6
2	371	-	-	-	-	9,148	(86.2)	3,506	109.6	3,243	18.9	1,383	4,566	109.5	4,522	22.8
21	3,721	-	-	-	-	13,776	※8 (89.1)	※8 3,983	※8 111.7	3,983	※8 100.0	2,600	※8 7,193	※8 104.4	7,193	※8 100.0
12	1,362	-	-	-	-	7,622	(102.1)	※9 ...	※9 ...	2,615	9.0	732	※9 ...	※9 ...	4,275	13.5
15	2,399	-	-	-	-	15,512	(79.7)	25,829	...	3,062	5.2	6,665	31,532	...	5,785	9.7
3	420	-	-	-	-	18,733	(96.9)	7,728	82.9	6,331	34.6	3,074	10,646	88.2	9,328	45.8
-	-	-	-	-	-	※10 23,463	※10 (93.3)	※10 ...	※10 ...	※10 5,850	※10 19.3	7,410	※10 ...	※10 ...	※10 10,203	※10 29.1
-	-	-	-	-	-	※11 8,248	※11 (88.6)	2,406	※11 ...	※11 2,151	※11 12.8	2,517	3,641	※11 ...	※11 3,580	※11 19.7
15	1,913	-	-	-	-	8,432	(89.1)	2,128	116.9	2,026	7.3	3,058	3,351	99.1	3,348	10.8
20	2,092	-	-	3	196	4,673	(92.7)	7,165	※12 ...	1,219	2.9	1,461	9,921	※12 ...	1,993	3.0
-	-	-	-	-	-	1,046	(87.5)	15,558	...	295	0.7	212	22,117	...	539	1.2
-	-	-	-	-	-	15,308	(103.3)	4,413	※13 ...	4,187	※13 22.6	4,728	6,446	※13 ...	6,393	※13 31.8

※1(札幌市)要保育児童数は入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出不可。保育率は、就学前児童数に対する認定こども園の入所児童数の割合(保育所・地域型保育事業所の入所児童数は含まない)。

※2(仙台市)歳児別に定員を定めていないため、算定不能。保育率については、入所児童数を要保育児童数で除したもので集計。

※3(さいたま市)1号の入園児数は、令和3年5月1日時点のもの。入園率は、入園児数/入園定員。充足率は、入園定員/要保育児童数。

※4(千葉市)要保育児童数=入所児童数+入所待ち児童数

※5(川崎市)入園児数は、委託児童を含み受託児童は除く。要保育児童数は、(1)保育所の項目に含めて算出、記入している。

※6(相模原市)入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、14,149人 就学前児童数(3歳以上児)は、16,032人。

※7(新潟市)入園児数は、委託児童を含む。

※8(名古屋市)入園率は、入園児数/入園定員 要保育児童数は、入園児数+待機児童数 充足率は、入園定員/要保育児童数 保育率は、入園児数/要保育児童数

※9(京都市)保育所分と不可分

※10(神戸市)入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。保育率は、入所児童数/未就学児童数

※11(岡山市)入園児童数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。

※12(北九州市)充足率=年齢別の定員を設定していないため算出できない。

※13(熊本市)入園定員は1号定員を含む。充足率は、年齢別定員を設定していないため、算出できない。保育率は、入園児数/要保育児童数

区分	(3) 一時保育	(4) 病後児保育 (令和2年度利用延人数)	(5) 待機児童数
単位	所	所 (人)	人
札幌市	190	6 (857)	0
仙台市	65	※1 6 ※1 (674)	44
さいたま市	※2 104	※2 10 (736)	11
千葉市	71	※3 9 (1,795)	0
川崎市	※4 88	※4 7 (1,737)	0
横浜市	※5 503	4 (484)	16
相模原市	※6 132	※6 3 (303)	4
新潟市	268	※7 11 ※7 (10,670)	0
静岡市	79	3 (330)	0
浜松市	129	※8 6 (711)	0
名古屋市	※9 62	※9 23 (5,327)	0
京都市	※10 59	※10 11 (1,697)	0
大阪市	70	※11 35 (4,743)	14
堺市	※12 108	※12 5 (161)	0
神戸市	323	※13 20 (4,195)	11
岡山市	※14 54	6 (6,074)	31
広島市	99	※15 14 (5,250)	11
北九州市	76	※16 13 (3,595)	0
福岡市	保育所24 地域型保育事業所8	20 (11,686)	2
熊本市	※17 9	※18 8 ※18 (2,174)	0

- ※1(仙台市)病後児保育は、病児保育施設を含み、利用延人数は、病後児と病児の合計。
 ※2(さいたま市)一時保育は公立9か所、私立95か所。病後児保育は全て病児対応型。
 ※3(千葉市)病後児保育は、病児保育施設を含み、利用延人数は、病後児と病児の合計。
 ※4(川崎市)一時保育は幼保連携型認定こども園1か所、公立1か所含む。病児保育4か所、病後児保育3か所
 ※5(横浜市)公立R3:40 民間R3:463(認可保育所・小規模保育・横浜保育室の合計数)
 ※6(相模原市)一時保育は公立含む。病児保育2か所 病後児保育1か所
 ※7(新潟市)病児保育9施設、病後児保育2施設。利用延人数は、病児保育の利用者を含む。
 ※8(浜松市)一時保育は一般型・余裕活用型の合計。病後児保育の内4施設は病児保育も実施。利用延人数は、病児保育の利用者を含む。
 ※9(名古屋市)一時保育は、公立4か所、民間58か所。病後児保育は、病児・病後児21か所、病後児2か所。
 ※10(京都市)一時保育は、一般型のみ。病児・病後児7か所、病児1か所、病後児1か所
 ※11(大阪市)病児・病後児あわせた箇所数(うち2か所休所中)
 ※12(堺市)一時保育は、公立保育所1を含む。病後児保育は、病児保育施設を含む。別途、子育て援助活動支援事業(病児緊急対応強化事業)として、訪問型病児保育を実施。
 ※13(神戸市)病後児保育は、病児保育施設のみ
 ※14(岡山市)令和2年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。病後児保育は病児保育施設を含み、利用延人数は病後児と病児の合計。
 ※15(広島市)病児13施設 病後児1施設
 ※16(北九州市)病児保育施設を含む。
 ※17(熊本市)一時保育は私立保育所等における、令和2年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。
 ※18(熊本市)病後児保育は病児・病後児保育施設8か所、利用延人数は、病児と病後児の合計。

8 高齢者保健福祉

区分	(1) 老年人口比率				(2) 高齢化推計比率 (西暦2025年)			(3) 養護老人ホーム(設置数・入所定員)			
	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～	総数	65歳以上の推計人口	推計人口	所 (人)	公立 (入所定員)	所 (人)		
単位	%	人	人	人	%	人	人	所 (人)	所 (人)		
札幌市	27.7	132,442	146,808	264,873	544,123	30.3	598,745	1,976,367	4 (330)	1 (50)	
仙台市	※1 24.4	62,951	69,657	127,230	259,838	28.3	303,280	1,071,693	2 (210)	- (-)	
さいたま市	23.1	67,322	82,505	156,717	306,544	25.7	337,838	1,312,452	3 (290)	1 (50)	
千葉市	※2 26.2	53,672	69,067	132,328	255,067	28.7	279,545	974,868	2 (130)	- (-)	
川崎市	※4 20.0	※4 68,737	※4 82,269	※4 155,109	※4 306,115	21.9	344,575	1,572,733	2 (190)	1 (140)	
横浜市	※5 24.7	199,771	245,645	483,034	928,450	26.2	971,574	3,714,957	6 (498)	1 (50)	
相模原市	26.1	41,122	51,192	94,917	187,231	27.5	197,933	718,664	1 (80)	- (-)	
新潟市	※6 29.8	※6 53,976	※6 62,135	※6 117,070	※6 233,181	31.3	246,739	788,987	1 (100)	1 (100)	
静岡市	※7 30.5	44,635	55,117	111,532	211,284	31.8	212,856	669,536	2 (190)	2 (190)	
浜松市	28.0	49,939	57,753	115,386	223,078	28.9	227,307	787,057	6 (420)	- (-)	
名古屋市	25.2	122,886	151,553	301,308	575,747	26.0	600,069	2,306,835	6 (770)	2 (370)	
京都市	28.3	78,107	108,543	209,298	395,948	28.9	420,143	1,451,751	9 (565)	- (-)	
大阪市	※9 25.1	※9 143,472	※9 183,529	※9 360,321	※9 687,322	26.3	700,390	2,663,262	12 (737)	- (-)	
堺市	※10 28.3	46,729	65,285	122,684	234,698	28.3	228,770	806,955	2 (190)	1 (120)	
神戸市	28.5	93,214	116,345	223,677	433,236	31.3	465,811	1,498,059	9 (540)	1 (80)	
岡山市	※11 26.5	※11 39,988	※11 50,217	※11 96,866	※11 187,071	26.9	195,056	724,801	5 (310)	2 (130)	
広島市	※12 25.6	※12 67,259	※12 85,308	※12 153,145	※12 305,712	26.8	323,143	1,205,175	8 (500)	- (-)	
北九州市	※13 31.0	※13 62,834	※13 77,057	※13 151,804	※13 291,695	32.8	298,535	909,840	9 (570)	- (-)	
福岡市	※14 22.0	※14 85,197	※14 95,055	※14 164,469	※14 344,721	24.2	397,187	1,641,913	4 (307)	- (-)	
熊本市	26.6	46,513	50,653	97,102	194,268	28.3	209,050	739,812	7 (440)	- (-)	

(注)
 ・(1)の総数は、65歳以上人口の総数。
 ・(2)は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計)の数値
 ・(3)～(5)の各老人ホームの私立には、公設民営を含む。

私立 (入所定員)	(4) 特別養護老人ホーム(設置数・入所定員)			(5) 軽費老人ホーム(設置数・入所定員)			(6) 地域包括支援センター	(在宅介護支援センター)	(7) 老人福祉センター
	所 (人)	公立 (入所定員)	私立 (入所定員)	所 (人)	公立 (入所定員)	私立 (入所定員)			
3 (280)	90 (6,807)	1 (100)	89 (6,707)	25 (1,500)	3 (150)	22 (1,350)	27	(-)	10
2 (210)	67 (4,769)	- (-)	67 (4,769)	15 (568)	- (-)	15 (568)	52	(-)	8
2 (240)	74 (6,867)	- (-)	74 (6,867)	5 (282)	1 (100)	4 (182)	27	(31)	11
2 (130)	56 (3,969)	- (-)	56 (3,969)	18 (850)	- (-)	18 (850)	※3 30	(-)	15
1 (50)	56 (4,898)	2 (118)	54 (4,780)	3 (264)	- (-)	3 (264)	49	(-)	7
5 (448)	161 (16,720)	- (-)	161 (16,720)	11 (644)	- (-)	11 (644)	142	(-)	18
1 (80)	45 (3,224)	- (-)	45 (3,224)	9 (218)	- (-)	9 (218)	29	(-)	3
- (-)	85 (5,288)	1 (100)	84 (5,188)	23 (989)	- (-)	23 (989)	29	(13)	12
- (-)	36 (3,551)	- (-)	36 (3,551)	7 (430)	- (-)	7 (430)	※8 30	(4)	8
6 (420)	66 (4,888)	- (-)	66 (4,888)	16 (798)	- (-)	16 (798)	22	(8)	0
4 (400)	120 (8,800)	1 (300)	119 (8,500)	22 (951)	4 (490)	18 (461)	29	(-)	16
9 (565)	101 (6,643)	7 (460)	94 (6,183)	13 (637)	- (-)	13 (637)	61	(21)	17
12 (737)	161 (14,156)	※9 2 (340)	159 (13,816)	20 (755)	- (-)	20 (755)	66	(111)	26
1 (70)	53 (3,296)	- (-)	53 (3,296)	11 (515)	- (-)	11 (515)	28	(25)	7
8 (460)	120 (7,147)	- (-)	120 (7,147)	31 (1,815)	2 (100)	29 (1,715)	76	(-)	-
3 (180)	68 (3,276)	- (-)	68 (3,276)	22 (924)	1 (50)	21 (874)	16	(21)	3
8 (500)	75 (4,630)	- (-)	75 (4,630)	10 (562)	- (-)	10 (562)	41	(-)	3
9 (570)	82 (5,490)	1 (55)	81 (5,435)	25 (1,120)	- (-)	25 (1,120)	31	(-)	1
4 (307)	88 (6,213)	- (-)	88 (6,213)	23 (1,217)	- (-)	23 (1,217)	57	(-)	7
7 (440)	53 (2,424)	- (-)	53 (2,424)	18 (697)	- (-)	18 (697)	27	(1)	10

※1(仙台市)令和3年3月31日現在の値

※2(千葉市)令和3年3月31日現在の人口

※3(千葉市)出張所2か所含む

※4(川崎市)老年人口比率は令和2年9月末現在の住民基本台帳人口による。

※5(横浜市)令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※6(新潟市)令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※7(静岡市)令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※8(静岡市)うち1か所は基幹型

※9(大阪市)老年人口比率は令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

特別養護老人ホームについては、令和3年4月1日現在の数値で、公立は大阪市立弘済院(第1)及び同院(第2)

※10(堺市)令和3年3月31日現在の数値

※11(岡山市)令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※12(広島市)令和3年3月31日現在の数値

※13(北九州市)令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※14(福岡市)令和3年3月末時点の住民基本台帳登録人口(外国人含む)。

9 介護保険事業

区分	(1)第1号被保険者					(2)要介護認定審査判定件数	(3)保険料に対する独自助成制度の有無・概要	(4)利用者負担に対する独自助成制度の有無・概要	(5)市町村特別給付の有無・概要	(6)居宅介護サービス独自基準
	ア 被保険者数	イ 保険料 (年額・基準額)	ウ 保険料徴収率							
			現年	滞納	計					
単位	人	円	%	%	%	件				
札幌市	541,445	69,270	99.2	18.6	97.5	83,177	有	無	無	無
仙台市	259,089	70,700	99.5	38.9	98.9	40,369	有	無	無	有
さいたま市	305,162	72,408	99.2%	21.8	97.5	28,013	有	有	無	無
千葉市	254,245	64,800	99.3	17.3	97.7	24,416	有	無	無	有
川崎市	304,359	69,900	99.5	34.9	98.5	27,477	有	有	無	無
横浜市	928,133	74,400	99.5	28.0	98.6	99,534	有	有	無	有
相模原市	186,372	72,000	99.2	22.0	97.8	14,633	有	無	無	無
新潟市	232,864	79,600	99.6	14.3	98.4	25,082	有	有	無	無
静岡市	210,992	65,900	99.4	23.8	98.3	22,789	有	有	無	無
浜松市	222,375	66,412	99.6	20.9	99.0	24,855	有	無	無	無
名古屋市	572,979	79,709	99.6	26.1	98.5	62,330	無	無	有	有
京都市	395,948	81,600	99.2	22.7	97.7	53,062	有	無	無	有
大阪市	686,793	97,128	98.6	15.3	95.8	89,545	有	無	無	有
堺市	234,598	81,480	99.1	11.9	96.8	36,855	有	無	無	無
神戸市	432,999	76,800	99.2	17.0	97.6	62,995	有	無	有	有
岡山市	186,955	79,680	99.6	33.8	98.5	25,893	有	無	無	無
広島市	305,409	75,000	99.5	28.6	98.4	23,564	有	有	無	有
北九州市	292,450	78,480	99.0	21.0	97.1	40,887	有	無	無	有
福岡市	344,870	74,699	99.1	15.4	96.9	31,567	有	無	無	有
熊本市	194,134	76,800	98.8	14.2	96.1	18,437	有	無	無	有

※札幌市:(3)一定の基準を満たす被保険者の介護保険料を、第1段階相当の保険料まで減額する。

※仙台市:(1)ア・(2) 令和3年3月末のデータ。(1)イ 第7期基準額。(1)ウ 令和2年度実績。

(3)①保険料段階が第4段階で、世帯の収入等が一定の要件を満たす場合、基準額の2分の1相当額に減免する。

②居住用財産の譲渡により保険料負担が増えた方で、一定の要件を満たす場合減免する。

(6) ①提供したサービスの内容等の記録の保存年限を完結の日から5年間とする。

②新たに次に掲げる記録を整備することとし、保存年限を完結の日から5年間とする。

a)従業者の勤務状況に関する記録 b)介護報酬請求明細書

③従来型特別養護老人ホームの一の居室の定員を4名以下とする。

※さいたま市:(1)ア 令和3年3月末のデータ。(1)ウ 令和2年度決算値のデータ。

(3)所得段階が第1段階の老齢福祉年金受給者に対し、第2期事業計画の保険料額と同額とする。

(4)収入や資産等に関する一定の基準に該当する低所得者に対し、在宅サービスの利用者負担の5割又は7割相当額を助成する。

※千葉市:(1)ア 令和3年3月末のデータ。(1)イ 第8期計画基準額のデータ。(1)ウ 令和2年度決算値データ

(3)保険料段階第2・3段階に属する被保険者で、収入、扶養、資産について一定の条件を満たす場合、第1段階相当の保険料額に減額する。

(6)基準条例等

・記録の保存期間の延長(2年→5年)、虐待防止研修の実施(年1回以上)、通所・入所系サービスにおける非常災害対策(食料等の備蓄)、暴力団の排除

※川崎市:(3)・収入が少なく生活が著しく困難な方で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を基準額(第6段階)の25%に減額する。

・保険料段階が第3・4段階で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を第2段階に減額する。

(4)生活保護基準以下で生活している生計困難者について、1割負担の50%及び食費・居住費の50%に軽減する。

※横浜市:(3)以下のとおり。

1. 低所得者減免 2.生活保護減免(受給前の未納分の減免) 3. 災害による減免 4. 所得減少による減免

(4)横浜市介護サービス自己負担助成事業

・在宅サービス助成:訪問介護等の在宅サービスを利用する低所得者の利用者負担の一部を助成し5%又は3%に軽減

・グループホーム助成:認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)について、利用者負担額の一部を助成し5%に軽減(平成21年度より実施)。

居住費相当分等について、利用者負担額の一部を助成(平成24年10月より実施)

・施設居住費助成:介護保険施設等のユニット型個室の居住費について、利用者負担額の一部を助成(平成22年度より実施)

(6)基準条例の制定

- ※相模原市:(1)ア、(2)については、令和3年3月末時点のデータ (1)ウについては、令和2年度決算値のデータで小数点以下第2位を四捨五入した値。
(3)低所得者に対する保険料減免:世帯の収入等の状況が、生計を維持することが困難であると認められる場合に、第1段階保険料の1/2相当額を減免する。
- ※新潟市:(1)ア 令和3年3月末 (1)イ 第8期基準額 (1)ウ 令和2年度決算値
(2)令和2年度
(3)生活保護基準以下の収入や資産の低所得者に対する保険料減免
(4)社会福祉法人等利用者負担軽減措置制度を、株式会社等へ拡大して実施
- ※静岡市:(1)アについては、令和3年3月31日時点。
(1)ウ、(2)については、令和2年度決算値データ。
- ※浜松市:(1) ア 令和3年3月末 イ 第7期事業計画値 ウ 令和2年度実績
(2)令和2年度実績
(3)所得段階が第4段階以下でかつ収入や資産が生活保護基準以下である生活困難者について、保険料を50%に減額
- ※名古屋市:(1)ア令和3年3月31日現在、(1)ウ令和2年度決算値、(2)令和2年度データ
(5)生活援助型配食サービス
(6)【条例による運営基準】
・サービス提供に関する記録の保存期間 2年→5年 ・居住系、通所系サービスにおける食料等の備蓄の義務化 ・暴力団の排除
- ※京都市:(1)ウ 出納閉鎖時点における数値。
(3)所得段階区分で第1～3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.21に減額する。
①収入基準…前年の収入が80万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき32万円加算
②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算
③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。
所得段階区分で第3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.5に減額する。
①収入基準…前年の収入が80万円超120万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき48万円加算
②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算
③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。
(6)基準条例の制定
・暴力団の排除・人権の尊重に係る措置・サービス提供に関する記録の保存年限の延長(2年→5年)・ショートステイの食費の設定方法
・通所系サービスにおける耐震性の確保
- ※大阪市:(3)生活に困窮している方への保険料の軽減制度
●世帯全員が市町村民税非課税で次のすべてに該当する方 ●減額内容: 第4段階保険料の2分の1に減額する。
①世帯の年収が、次の額以下であること。
1人世帯150万円、2人世帯198万円、3人世帯246万円(以降世帯人員が1人増すごとに48万円を加算)
②扶養を受けていない。
③活用できる資産を有しない。
④介護保険料を滞納していない。
- ※堺市:(1) アは、令和3年3月31日現在(令和3年3月末の事業状況報告の数値)。
ウは、令和3年5月31日現在(令和2年決算の還付未済を含まない数値)
(3) ●対象者(次のすべてに該当する方)
・所得段階が1段階以外
・申請日時点で世帯全員が市民税非課税
・世帯の年間収入が基準額以下(1人世帯:150万円以下 2人世帯:198万円以下 3人世帯:246万円以下) 以降、世帯人数が1人増えるごとに48万円を加算した額以下)
・他の世帯の扶養となっていない(税の扶養控除、医療保険の扶養控除)。
・世帯の資産・預貯金等の合計額が350万円以下(以降、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算した額以下)
・本人および世帯に属する人が居住用以外の処分可能な土地家屋を所有していない。
●減額内容:
第1段階相当額の保険料に減額する。
- ※神戸市:(1)ア、令和2年3月31日現在。
(3)1.保険料段階が第2・3段階の方のうち、生活が困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階相当額に減額する。
2.保険料段階が第1段階、第2段階、第3段階の方のうち、生活が著しく困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階の半額の相当額に減額する。
(5)ミドルステイ…介護者の長期入院等によりやむを得ない場合に、老人短期入所施設等で保険給付の範囲を超えて、最長3か月までの短期入所を実施するもの。
緊急ショートステイ…施設入所の緊急性が高い要介護高齢者が施設入所できるまでの間、特養のショートステイ床・老人短期入所施設を活用し、保険給付の範囲を超えて短期入所を実施するもの。
緊急一時保護…養護者による高齢者虐待により一時的に避難する緊急の必要性があると認められた場合に、保険給付の範囲を超えて、原則7日間まで短期入所を実施するもの。
(6)基準条例の制定
暴力団の排除・重要事項説明書に記載すべき内容の追加・書類の保存期間を5年間に延長・虐待防止研修の実施等
- ※岡山市:(3)保険料の所得段階が第2・第3段階(世帯市民税非課税)で、世帯収入、扶養、資産条件に該当する場合、申請により第1段階相場で軽減する。
- ※広島市:(1)ア被保険者数は令和3年3月末の数値であり、ウ 保険料徴収率は令和2年度の数値
(3)次の①及び②の人を対象とした減免制度
①介護保険料の所得段階が第2段階、又は第3段階の人で特に収入が低く、生活が著しく困窮している人
②刑務所などに拘禁され、介護サービスを受けることができない人
(4)①重度心身障害者介護保険利用負担助成 ②介護保険支給限度額超過利用負担助成
(6)一般原則・基本方針、運営規程の記載事項(虐待防止・身体拘束等)、金銭管理規程の整備、管理者の研修の機会の確保、非常災害対策、居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録の5年間保存、指定介護老人福祉施設等の居室定員
- ※北九州市:(1)ア R3.3月末時点、ウR3.5月末時点
(3) 概要「介護保険料の独自軽減」
次のすべての要件に合致した場合、保険料を第1段階相当額に減額するもの。
① 保険料段階が第2段階又は第3段階
② 世帯全員の収入が基準額以下(基準額:世帯全員の収入(年間)(96万円+(世帯員の数-1)×48万円)+年間家賃負担額)(年間家賃負担額は上限有り)
③ 世帯全員の現金及び預貯金の合計額が350万円以下
④ 世帯全員が居住用以外の土地や家屋を保有していない
(居住用の土地・家屋は、固定資産税の評価額の合計額が2400万円未満であれば保有可)
⑤ 他の世帯の人に扶養されていない
(6) サービス記録の整備2年→5年、暴力団の排除、通所・入所系サービスにおける非常災害対策(災害種別ごとの対応計画作成)、地域との連携
- ※福岡市:(1)、(2)令和3年3月末時点
(3)生活困窮者/居住用財産の譲渡による所得段階変更を考慮
(6)暴力団の排除、設備要件の充実、文書による同意、サービス記録の利用者への提供、身体拘束に関する手続き等の追加、各種研修の実施、非常災害対策、衛生管理、事故発生時の対応、記録の保存期限の延長、申請者の基準、特養の入所定員を規定するもの。
- ※熊本市:(1)ア 令和3年3月末時点 ウ 令和2年度決算値、(2)令和3年3月末時点
(3)①刑事施設、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者について拘禁期間に係る保険料の減免
②第2段階又は第3段階の者のうち、収入・資産等一定の基準を満たす者に対し申請に基づき第1段階相当額へ減額
③居住用財産の譲渡に係る保険料の減免

10 国民健康保険事業

区分	(1)国保被 険者数	人口 加入率	(2)国保加入 世帯数	世帯 加入率	(3)延受診件数	受診率	(4)1世帯当たり 費用額	(5)被保険者 1人当たり費用 額	(6)1件当たり費 用額	(7)世帯主給 付割合 独自基準の有 無・概要
単位	人	(%)	世帯	(%)	件	(%)	円	円	円	
札幌市	364,848	(18.5)	258,465	(26.7)	5,435,725	(1,489.9)	564,665	400,019	26,849	無
仙台市	194,383	(17.8)	132,053	(25.1)	3,331,693	(1,714.0)	531,773	361,259	21,077	無
さいたま市	235,783	(17.8)	158,498	(25.9)	3,652,396	(1,549.0)	492,101	330,800	21,355	無
千葉市	189,157	(19.4)	127,923	(27.1)	2,816,669	(1,489.1)	493,842	333,975	22,429	無
川崎市	258,268	(17.0)	179,549	(23.4)	3,999,348	(1,548.5)	490,607	341,072	22,026	無
横浜市	683,854	(18.2)	468,066	(25.5)	11,311,043	(1,656.9)	521,772	357,128	21,554	無
相模原市	153,235	(21.1)	101,924	(30.5)	1,413,936	(922.7)	509,366	338,804	22,792	無
新潟市	156,156	(19.9)	101,206	(29.5)	2,711,759	(1,736.6)	589,947	382,350	22,018	無
静岡市	※2 144,224	(21.0)	※2 95,383	(32.0)	2,408,470	(1,670.0)	555,141	367,144	21,985	無
浜松市	※3 155,040	(19.4)	※3 99,845	(28.9)	※3 2,579,780	(1,663.9)	591,509	380,929	22,893	無
名古屋市	449,230	(19.3)	307,010	(27.2)	7,034,639	(1,565.9)	491,152	335,660	21,435	無
京都市	※4 293,688	(20.1)	※4 201,815	(27.6)	4,360,617	(969.9)	534,596	365,581	24,948	無
大阪市	609,102	(22.2)	420,764	(27.4)	9,385,677	(1,526.9)	552,958	357,976	23,444	無
堺市	※5 172,808	※5 (20.8)	※5 112,801	※5 (28.4)	※5 1,834,466	※5 (1,052.9)	※5 490,487	※5 318,795	※5 30,279	無
神戸市	314,411	(20.8)	211,863	(29.1)	5,209,845	(1,657.0)	561,787	378,555	22,846	無
岡山市	133,428	(18.8)	89,333	(26.8)	2,139,691	(1,603.6)	617,290	413,289	25,772	無
広島市	215,224	(18.0)	142,909	(24.8)	3,806,940	(1,768.8)	621,869	412,922	23,344	無
北九州市	196,580	(20.9)	132,200	(30.4)	2,139,882	(1,088.6)	598,134	402,245	36,952	無
福岡市	314,090	(20.1)	215,236	(26.4)	※6 4,746,349	※6 (1,511.1)	481,779	330,148	21,848	無
熊本市	152,237	(20.8)	97,296	(28.1)	1,601,499	(1,052.0)	518,156	331,158	31,480	無

(注)
 ・(1)・(2)の数値は、令和2年3月～令和3年2月の平均値
 ・(1)～(6)の数値は、令和2年度決算により算出し、退職被保険者も含む
 ・(9)の数値は、令和3年度当初予算より算出

(8)世帯員給付割合 独自基準の有無・概要	(9)賦課限度額	(10)保険料徴収率		
		現年	滞納	計
	円	%	%	%
無	医療分:630,000 支援分:190,000 介護分:170,000	※1 94.4	※1 26.9	※1 87.2
無	医療分 630,000 支援分 190,000 介護分 170,000	96.2	37.0	92.0
無	医療分 630,000 支援分 190,000 介護分 170,000	92.9	24.8	80.4
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.8	16.2	80.0
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	94.76	43.25	89.63
無	医療分 630,000 支援分 190,000 介護分 170,000	95.8	38.4	91.8
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.1	24.1	73.5
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	94.1	20.3	92.4
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	94.2	25.0	85.8
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.8	23.8	83.5
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	96.3	27.5	89.9
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	95.7	41.1	90.6
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	91.0	23.3	78.2
無	医療:630,000 支援:190,000 介護:170,000	94.8	17.5	78.9
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	93.9	23.8	85.3
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	93.2	32.1	83.3
無	医療分 630,000円 支援分 190,000円 介護分 170,000円	93.1	27.9	82.8
無	(医療分)630,000円 (支援分)190,000円 (介護分)170,000円	93.2	17.0	79.0
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.3	31.6	83.7
無	(医療分)630,000円 (支援分)190,000円 (介護分)170,000円	91.2	14.7	75.1

※1(札幌市)保険料徴収率の数値は、還付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値

※2(静岡市)(1)・(2)の数値は、令和元年度の平均値

※3(浜松市)(1)(2)は年度末、(4)～(6)は(1)～(3)により算出

※4(京都市)令和3年3月末現在

※5(堺市)(1)・(2)は、令和3年3月末現在 (3)～(6)は令和2年度事業年報

※6(福岡市)(3)の数値は、調剤・療養費を含む

11 生活保護

区分	(1)生活保護 人口 人口 保護率		(2)生活保護 世帯 世帯数 保護率		(3)生活保護費 千円
	人	(%)	世帯	(%)	
単位	人	(%)	世帯	(%)	千円
札幌市	71,736	(36.4)	56,043	(57.6)	125,949,730
仙台市	18,302	(16.8)	14,190	(27.5)	27,947,952
さいたま市	19,622	(14.9)	15,544	(26.4)	33,939,930
千葉市	21,278	(21.8)	17,417	(38.7)	※1 35,132,785
川崎市	29,770	(19.3)	23,771	(31.7)	56,262,737
横浜市	※2 69,162	(18.4)	54,800	(31.7)	125,384,789
相模原市	13,963	19.3	10,715	(32.0)	22,107,525
新潟市	11,845	(15.0)	9,316	(27.1)	16,938,526
静岡市	※3 9,467	(13.8)	※3 7,587	(25.5)	※3 14,989,645
浜松市	7,196	(9.1)	5,751	(17.6)	10,943,269
名古屋市	※4 47,450	※4 (20.4)	※4 38,670	※4 (34.6)	※4 81,081,215
京都市	※5 41,973	(28.6)	※5 32,108	(44.2)	70,047,846
大阪市	134,284	(48.8)	112,340	(76.7)	※6 265,405,356
堺市	24,919	(30.0)	19,336	(48.7)	45,143,342
神戸市	44,027	(29.1)	33,898	(46.6)	76,009,622
岡山市	※7 12,766	(18.0)	※7 9,832	(29.6)	20,914,169
広島市	※8 23,810	(19.9)	※8 18,477	(32.2)	39,754,325
北九州市	※9 22,522	(24.0)	※9 18,219	(41.8)	41,091,281
福岡市	42,557	(26.6)	※10 33,662	(…)	75,285,821
熊本市	15,065	(20.4)	12,023	(36.3)	25,899,506

(注)

・(1)・(2)の数値は、令和3年3月現在

・(3)は、扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金を含む)で、令和2年度決算の値

※1(千葉市)扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)で、令和2年度決算の値

※2(横浜市)保護率の基礎となる全市人口・世帯は、令和3年3月1日現在の人口・世帯を使用。

※3(静岡市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和2年10月推計人口による。

扶助別保護費の総額は、進学準備金を含む。

※4(名古屋市)生活保護人口及び世帯数は令和3年3月中数値、各保護率は令和元年10月の推計人口から算出。生活保護費には進学準備給付金事務費を含む。

※5(京都市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和元年10月推計人口による。

※6(大阪市)扶助費総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)

※7(岡山市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、平成31年3月末住民基本台帳人口・世帯数による。

※8(広島市)扶助別保護費の総額は、進学準備給付金を含む。

※9(北九州市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和2年10月推計人口による。

※10(福岡市)世帯保護率は統計上算出していない。

12 医療施設

区分	(1)病院数 (病床数)	公的 病院数 (市立)		左記以外 の病院数		(2)一般 診療所	(3)歯科 診療所	(4)医業収益		
		所	(所)	病床数	(市立)				所	病床数
単位	所 (床)	所	(所)	床	(床)	所	所	千円		
札幌市	201 (36,631)	3	(1)	1,403	(672)	198	35,228	1,438	1,230	17,803,926
仙台市	56 (12,428)	3	(1)	1,155	(525)	53	11,273	955	603	15,247,184
さいたま市	39 (8,039)	3	(1)	1,591	(637)	36	6,448	1,001	701	17,110,006
千葉市	47 (9,152)	8	(3)	1,777	(717)	39	7,375	723	556	15,211,810
川崎市	39 (10,951)	3	(3)	1,472	(1,472)	36	9,479	1,062	1,059	25,301,490
横浜市	133 (27,868)	12	(3)	4,528	(1,407)	121	23,340	3,115	2,101	28,643,797
相模原市	36 (7,554)	2	(0)	546	(0)	34	7,008	436	364	-
新潟市	44 (10,477)	5	(1)	2,357	(676)	39	8,120	648	480	20,125,520
静岡市	27 (7,397)	9	(1)	3,705	(463)	18	3,692	558	353	8,582,767
浜松市	32 (8,365)	6	3	1,702	(891)	26	6,663	658	388	※2 4,292,596
名古屋市	123 (24,036)	12	(6)	4,478	(1,672)	111	19,558	2,189	1,419	28,045,371
京都市	97 (20,289)	10	(1)	5,491	(100)	87	14,798	1,656	806	-
大阪市	177 (31,807)	13	(3)	7,756	(2,291)	164	24,051	3,626	2,254	-
堺市	43 (11,913)	1	(1)	60	(60)	42	11,853	740	475	-
神戸市	108 (18,572)	10	(4)	3,527	(1,631)	98	15,045	1,651	943	-
岡山市	55 (10,930)	9	(3)	1,720	(490)	46	9,210	706	452	※3 2,521
広島市	84 (13,771)	7	(1)	2,943	(140)	77	10,828	1,231	691	1,850,264
北九州市	91 (18,509)	6	(2)	1,765	(320)	85	16,744	951	643	※4 2,352
福岡市	115 (21,264)	5	(2)	1,514	(443)	110	19,750	1,642	1,028	-
熊本市	94 (14,916)	5	(2)	1,619	(529)	89	13,297	653	410	10,502,918

- (注)
- ・医療法施行規則第13条による病院報告及び医療施設調査により算出
 - ・公的病院とは、医療法第31条の規定による公的医療機関に該当する病院を指す。
 - ・(1)～(3)の数値は、令和3年3月31日現在
 - ・(4)～(7)の数値は、令和2年度市立病院事業会計の決算額

(5) 医業費用	(6) 一般会計 繰入金	(7) 患者1人 1日当たり 診療収入		
			入院	外来
千円	千円	円	円	円
22,936,838	2,877,061	44,653	84,016	22,950
17,422,510	2,721,464	40,360	73,284	18,349
21,563,684	2,120,394	41,228	74,309	16,412
20,114,651	4,156,072	32,365	※1 66,405	13,941
31,480,091	7,960,119	32,720	62,093	16,269
38,366,393	7,169,567	45,649	74,173	22,686
-	-	-	-	-
25,667,567	3,589,425	48,602	76,835	23,968
11,427,430	3,872,940	28,563	53,078	13,099
8,055,892	2,688,903	35,392	56,106	16,709
33,783,839	5,651,147	35,757	68,651	17,818
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
57,167	33,952	-	35,482	9,339
2,040,302	198,069	21,538	29,109	10,803
364,583	556,511	-	-	-
-	-	-	-	-
13,295,184	1,703,013	39,369	59,359	17,138

※1(千葉市)感染症を含む
 ※2(浜松市)浜松医療センターは指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。
 ※3(岡山市)金川病院は指定管理(利用料金制)の為、市の医業収入は無し。負担金収入のみ。
 ※4(北九州市)門司病院は指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。

13 公害関係(令和2年度実績)

区分	(1) 苦情 件数			(2) 処理 件数 (翌年度繰 越を除く。)		
	典型7公害	その他	典型7公害		その他	
単位	件	件	件	件	件	件
札幌市	845	517	328	734	419	315
仙台市	129	128	1	103	103	0
さいたま市	543	541	2	540	538	2
千葉市	493	458	35	480	458	22
川崎市	907	901	6	415	409	6
横浜市	1,590	1,574	16	1,200	1,190	10
相模原市	245	245	0	241	241	0
新潟市	389	287	102	387	285	102
静岡市	158	158	-	161	161	-
浜松市	480	459	21	480	459	21
名古屋市	1,366	1,348	18	1,366	1,348	18
京都市	417	411	6	325	319	6
大阪市	1,453	1,443	10	1,244	1,239	5
堺市	462	440	22	383	364	19
神戸市	220	220	-	206	206	-
岡山市	225	224	1	225	224	1
広島市	333	332	1	304	303	1
北九州市	302	300	2	254	252	2
福岡市	486	486	0	485	485	0
熊本市	217	209	8	204	196	8

(注)
 ・件数は、公害等調整委員会に提出された「公害苦情件数調査」による。
 ・典型7公害とは、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」をいう。

14 金融関係(令和2年度実績)

区分	融資実績		先端産業関係の融資実績	
	件	千円	件	千円
札幌市	5,734	124,503,105	-	-
仙台市	1,525	34,957,149	-	-
さいたま市	2,301	34,514,030	-	-
千葉市	327	5,642,400	-	-
川崎市	9,749	180,999,021	-	-
横浜市	26,391	531,093,010	-	-
相模原市	492	4,183,346	-	-
新潟市	668	3,245,389	-	-
静岡市	484	2,782,003	-	-
浜松市	63	406,755	-	-
名古屋市	37,764	817,667,055	-	-
京都市	33,058	715,724,677	-	-
大阪市	3	43,500	-	-
堺市	31	639,817	-	-
※1 神戸市	287	1,202,530
岡山市	204	1,092,182	-	-
※2 広島市	1,478	8,616,238	-	-
北九州市	3,450	73,450,758	-	-
福岡市	24,856	462,934,331	-	-
熊本市	114	383,280	-	-

15 中央卸売市場の実績(令和2年度)

区分	取扱高		
	t	本鉢	千円
札幌市	301,869	-	135,124,693
仙台市	255,022	98,068,793	141,113,476
さいたま市	7,774	-	5,658,912
千葉市	-	-	-
川崎市	122,687	35,321,234	51,020,935
横浜市	410,025	-	157,125,426
相模原市	-	-	-
新潟市	105,077	34,919,652	57,605,549
静岡市	75,840	-	32,903,398
浜松市	117,855	-	45,625,245
名古屋市	650,823	-	259,704,838
京都市	280,096	-	109,305,583
大阪市	836,986	-	354,450,878
堺市	-	-	-
神戸市	177,495	39,846,000	90,234,716
岡山市	95,457	-	42,958,684
広島市	186,281	72,108,607	78,302,292
北九州市	144,761	-	34,345,356
福岡市	388,548	-	129,463,932
熊本市	-	-	-

※1(神戸市) 平成29年度から兵庫県制度へ一元化のため、市独自資金のみ記載。

※2(広島市) 令和元年度から、中小企業金融対策及び水産業金融対策の合計数値を記載。

内訳								
水産物		青果物		食肉		花き等		
t	千円	t	千円	t	千円	t	本鉢	千円
70,052	80,809,181	231,817	54,315,511	-	-	-	-	-
77,827	73,450,793	156,788	39,054,318	20,407	20,796,749	-	98,068,793	7,811,616
-	-	-	-	7,774	5,658,912	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
22,515	20,259,439	100,172	28,381,549	-	-	-	35,321,234	2,379,947
46,887	49,783,963	347,131	92,437,666	16,007	14,903,797	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
34,444	35,125,857	70,633	19,959,510	-	-	-	34,919,652	2,520,182
21,967	19,714,111	53,873	13,189,287	-	-	-	-	-
22,014	19,040,477	95,841	26,584,768	-	-	-	-	-
112,131	108,065,570	521,051	136,705,796	17,641	14,933,472	-	-	-
28,106	29,712,948	245,039	65,866,536	6,951	13,726,099	-	-	-
127,269	132,819,683	693,550	198,154,674	14,109	20,688,456	2,058	-	2,788,065
-	-	-	-	-	-	-	-	-
34,206	35,665,944	137,021	37,957,969	6,268	13,860,427	-	39,846,000	2,750,376
23,099	22,090,207	72,358	20,868,477	-	-	-	-	-
21,198	20,822,364	157,316	43,862,526	7,767	7,506,506	-	72,108,607	6,110,896
-	-	144,761	34,345,356	-	-	-	-	-
57,128	34,671,901	307,175	68,335,890	24,245	26,456,141	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

16 都市公園

区 分	(1)都市公園数		(2)都市公園面積率			(3)市街化区域内 都市公園面積率		
	都市計画上 の公園数	都市計画上 の公園数	%	都市公園面 積	都市計画区 域面積	%	市街化区域 内都市公園面 積	市街化区域 面積
単 位	箇所	箇所	%	km ²	km ²	%	km ²	km ²
札幌市	2,742	1,227	4.3	25.0	575.8	6.6	16.6	250.3
仙台市	1,815	439	3.7	16.5	443.0	5.8	10.4	180.6
さいたま市	1,001	243	3.1	6.7	217.4	2.4	2.8	117.0
千葉市	1,146	454	3.6	9.7	272.1	5.7	7.4	128.8
川崎市	1,777	361	4.2	6.1	144.4	4.6	5.9	127.3
横浜市	2,704	731	4.3	18.6	436.5	4.0	13.4	337.7
相模原市	626	179	1.6	3.4	217.0	3.8	2.9	76.2
新潟市	1,433	205	1.2	8.4	726.5	3.7	4.8	129.9
静岡市	526	154	1.9	4.5	234.8	1.7	1.8	104.7
浜松市	579	185	1.3	6.5	514.6	3.2	3.2	98.9
名古屋市	1,487	749	5.0	16.3	326.5	5.4	16.3	302.6
京都市	943	284	1.4	6.7	480.5	2.4	3.6	149.8
大阪市	994	739	4.3	9.6	225.3	4.3	9.6	225.3
堺市	1,188	192	4.7	7.1	149.8	6.2	6.7	107.3
神戸市	1,683	458	4.8	26.5	557.3	8.9	18.2	204.0
岡山市	469	204	2.0	11.4	586.0	4.7	4.9	103.9
広島市	1,163	416	2.1	8.4	399.3	3.8	6.1	161.4
北九州市	1,718	794	2.4	11.9	488.7	3.8	7.8	205.6
福岡市	1,694	494	4.2	14.3	340.8	6.5	10.7	163.7
熊本市	1,066	242	2.0	7.1	354.3	3.9	4.2	108.0

(4)市民1人当たり 都市公園面積	(5)街路樹総本数 (1m以上の高木)		(6)街路樹総本数 (1m未満の低木)	
	市民100人当たり 街路樹(高木)本数	市民100人当たり 街路樹(低木)本数	市民100人当たり 街路樹(高木)本数	市民100人当たり 街路樹(低木)本数
m ²	本	本	本	本
12.8	224,977	11.5	489,617	25.0
15.5	49,382	4.6	※1 2,580,000	242.7
5.0	28,016	2.1	※2 1,037,880	78.2
9.9	45,518	4.7	※3 364,886	※3 37.4
4.0	※4 41,253	2.7	1,025,753	66.6
4.9	253,026	6.7	4,032,437	106.8
4.8	※5 49,723	※5 6.9	※5 487,518	※5 67.5
10.7	※6 35,435	4.5	※6 508,086	64.6
6.6	20,767	3.0	※7 47,836	※7 6.9
8.3	※8 64,026	8.1	※8 1,922,952	244.1
7.0	※9 241,142	10.4	※9 2,604,055	112.2
4.6	※10 100,000	6.8	※10 500,000	34.2
3.5	149,000	5.5	6,240,000	228.7
8.6	※11 45,924	5.6	※11 724,990	88.0
17.5	266,592	17.5	4,190,760	276.3
16.5	※12 63,000	※12 8.9	※12 605,000	※12 85.5
7.0	※13 168,078	14.1	※13 990,377	82.8
12.7	125,053	13.4	2,492,444	266.8
8.9	83,710	5.2	1,773,031	110.0
9.7	※14 15,239	※14 2.1	※14 728,350	※14 98.7

※1(仙台市)面積より換算した数値(5本/m²)

※2(さいたま市)面積より換算した数値(5本/m²)

※3(千葉市)本数はm²で把握

※4(川崎市)高木基準は3m以上

※5(相模原市)「街路樹」を「都市公園内の樹木」と読み替える。本数については、管理単位が「本」ではないものは係数を乗じ「本」に換算しているため、推計値となる。

※6(新潟市)高木は令和3年3月末現在(高木基準は3m以上)。低木は、平成30年3月末現在。

※7(静岡市)低木はm²で把握

※8(浜松市)高木基準は3m以上、中木基準は3m未満～1m以上で区分。本調査の高木本数には中木本数を含む。

※9(名古屋市)高木は0.6m以上の中高木で集計。低木は0.6m未満の低木で集計

※10(京都市)高木基準は3m以上。公園の樹木本数を記載。

※11(堺市)樹高3m以上を高木とし、樹高3m未満を低木として集計する。低木の本数は面積より換算した数値(4本/m²)とする。

※12(岡山市)低木はm²で把握

※13(広島市)平成23年度末の数値。

※14(熊本市)高木基準は3m以上。低木は面積で管理しており、本数は面積より換算した数値(5本/m²)

17 道路

区分	(1)都市計画道路整備率				(2)道路舗装率(延長)			(3)道路舗装率(面積)		
	都市計画道路本数	①都市計画道路整備延長	②都市計画道路計画延長		舗装道路実延長	道路実延長		舗装道路部面積	道路部面積	
単位	%	本	km	km	%	km	km	%	km ²	km ²
札幌市	94.1	306	825.1	877.2	88.2	4,980.7	5,645.8	92.9	56.9	61.2
仙台市	85.8	156	369.4	430.4	98.5	3,677.2	3,733.8	99.4	30.9	31.1
さいたま市	60.9	163	225.7	370.4	84.7	3,554.2	4,196.6	86.9	21.0	24.2
千葉市	75.2	152	288.1	382.9	91.8	3,088.6	3,364.8	97.1	23.4	24.1
川崎市	71.4	103	218.1	305.6	90.6	2,244.5	2,477.0	97.0	15.9	16.4
横浜市	64.5	216	521.9	807.8	98.3	7,513.2	7,641.0	99.0	51.7	52.2
相模原市	77.0	72	136.3	177.0	86.3	2,057.4	2,383.3	88.8	12.9	14.5
新潟市	62.9	194	333.3	529.9	83.5	5,754.2	6,888.7	91.1	40.0	43.9
静岡市	73.7	133	272.1	369.3	98.0	3,135.9	3,199.9	99.1	21.2	21.4
浜松市	67.5	144	287.7	426.3	86.7	7,369.5	8,502.1	94.0	46.0	48.9
名古屋市	94.3	342	931.5	988.0	97.8	6,174.0	6,313.3	99.2	52.5	52.9
京都市	75.4	259	363.1	481.3	89.8	3,231.2	3,598.8	97.1	23.6	24.3
大阪市	80.0	190	411.3	514.0	93.4	3,435.0	3,677.0	98.2	33.0	33.6
堺市	76.4	90	207.1	271.0	99.5	2,097.3	2,108.3	99.8	17.0	17.0
神戸市	89.1	542	709.8	796.3	75.7	4,532.9	5,984.9	94.1	34.9	37.1
岡山市	70.0	105	215.1	307.1	82.9	5,413.9	6,534.3	93.6	31.3	33.4
広島市	77.3	146	320.5	414.7	94.5	4,162.7	4,407.1	98.7	31.0	31.4
北九州市	81.6	267	496.9	608.8	92.6	3,926.7	4,239.1	98.0	31.3	32.0
福岡市	84.7	263	428.5	505.8	98.2	3,804.6	3,874.6	99.3	28.1	28.3
熊本市	65.6	105	※1 170.5	260.0	94.0	3,573.3	3,800.1	96.9	22.6	23.4

(注)

・(1)の①都市計画道路整備延長と②都市計画道路計画延長は、国土交通省へ届ける都市計画現況調査の報告数値(令和3年3月31日時点)

また、①は道路「改良済」の数値、②は道路「計画」の数値

・(2)の道路舗装率、(3)道路舗装率(面積)は、市管理分についての数値

※1(熊本市)右記区間の延長の合計。道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。

事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長。

18 河川

区分	総数 (延長)		一級河川 (延長)		二級河川 (延長)		準用河川 (延長)		普通河川 (延長)	
	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)
札幌市	597	(1,183.9)	44	(289.7)	19	(72.4)	62	(109.0)	472	(712.9)
仙台市	44	(694.9)	18	(167.5)	11	(85.6)	15	(38.8)	※1 …	(403.0)
さいたま市	6,128	(1,647.5)	13	(89.9)	-	-	15	(33.6)	6,100	(1,524.0)
千葉市	13	(52.2)	3	(14.6)	9	(36.4)	1	(1.2)	-	-
川崎市	32	(110.8)	11	(64.5)	-	-	9	(20.5)	12	(25.8)
横浜市	56	(2,314.6)	9	(61.5)	24	(121.7)	23	(31.5)	※2 …	(2,100.0)
相模原市	16	(630.8)	10	(95.3)	3	(27.4)	3	(17.6)	※3 …	(490.5)
新潟市	44	(330.4)	33	(267.7)	10	(61.0)	1	(1.7)	-	-
静岡市	2,173	(1,993.6)	50	(304.3)	49	(160.7)	31	(35.1)	2,043	(1,493.5)
浜松市	13,360	(4,918.4)	41	(385.5)	29	(190.8)	65	(174.4)	13,225	(4,167.7)
名古屋市	57	(1,726.5)	16	(111.0)	14	(67.6)	27	(36.1)	※4 …	(1,511.8)
京都市	380	(849.0)	58	(360.4)	-	-	31	(50.0)	291	(438.5)
大阪市	33	(146.0)	25	(139.1)	-	-	4	(5.0)	4	(1.9)
堺市	30	(88.1)	6	(24.0)	10	(35.2)	4	(9.2)	10	(19.6)
神戸市	430	(675.3)	4	(33.1)	72	(199.8)	136	(180.8)	218	(261.6)
岡山市	518	(741.0)	40	(222.9)	22	(114.1)	12	(13.1)	444	(391.0)
広島市	718	(898.4)	50	(282.1)	10	(70.1)	5	(6.3)	※5 653	(539.9)
北九州市	259	(394.1)	9	(41.2)	19	(97.0)	24	(40.1)	207	(215.9)
福岡市	131	(257.9)	-	-	42	(143.4)	25	(49.7)	64	(64.9)
熊本市	88	(307.3)	32	(171.4)	12	(63.9)	31	(48.4)	13	(23.6)

(注)

・河川は、市内を流れるもの(国・県管理河川を含む)

※1(仙台市)普通河川数は計測されていない。

※2(横浜市)普通河川数は計測されていない。

※3(相模原市)普通河川数は計測されていない。

※4(名古屋市)令和3年3月31日現在。普通河川数は計測されていない。

※5(広島市)普通河川は、河川所管施設に限る。(下水道や農林が所管するものを除く)

19 住宅

区分	(1)総戸数								(2)着工新築住宅総数	(床面積)	利用関係別内訳		
	持家戸数	借家戸数	充足率	1人当たり量数	1住宅当たり居室数	1住宅当たり延べ面積	空家	持家			床面積	貸家	
単位	戸	戸	%	量	室	m ²	戸	戸	(m ²)	戸	m ²	戸	
札幌市	1,051,400	447,900	445,500	114.2	14.6	3.8	80.3	125,400	15,548	(1,198,854)	3,530	430,784	8,527
仙台市	575,000	237,200	250,200	112.8	13.3	3.7	78.3	63,800	8,527	(635,519)	1,727	205,998	4,013
さいたま市	608,700	328,900	195,100	111.2	13.1	4.0	83.0	57,500	11,637	(929,230)	2,260	266,056	4,385
千葉市	478,900	252,000	149,600	113.2	13.4	4.0	82.1	57,900	7,788	(657,757)	1,559	180,255	2,057
川崎市	777,800	329,200	346,900	110.4	12.1	3.3	65.6	73,800	11,528	(716,750)	1,447	167,056	5,903
横浜市	1,835,800	975,400	624,200	110.4	13.0	3.8	75.8	178,300	25,530	(1,746,047)	4,010	463,673	9,660
相模原市	349,700	183,700	113,600	104.0	12.6	3.9	77.8	36,200	4,209	(325,540)	1,064	118,017	1,723
新潟市	373,900	212,900	103,400	115.5	15.0	4.8	108.3	48,400	4,890	(449,794)	2,306	273,978	1,435
静岡市	333,100	176,000	98,800	116.4	13.6	4.4	93.9	47,900	4,428	(381,884)	1,861	218,624	1,738
浜松市	359,600	201,400	101,400	115.2	14.5	4.7	101.0	46,700	4,877	(476,629)	2,440	291,522	1,303
名古屋市	1,234,600	503,100	531,500	115.4	13.6	3.8	78.0	156,900	22,682	(1,654,042)	3,681	463,323	8,871
京都市	821,000	378,500	293,700	116.4	13.2	3.9	75.7	106,000	9,284	(634,351)	1,798	202,620	4,106
大阪市	1,675,900	558,800	751,400	121.2	12.0	3.2	62.1	286,100	28,696	(1,696,864)	1,415	177,636	13,785
堺市	404,400	208,200	131,100	116.1	12.8	4.2	82.6	54,800	5,347	394,834	1,212	141,310	2,873
神戸市	820,100	412,000	274,700	115.8	14.1	3.9	77.9	109,200	8,086	(578,911)	1,265	149,242	2,551
岡山市	367,200	178,300	125,400	116.5	14.2	4.3	92.4	53,200	※8 6,180	※8 (501,729)	※8 1,794	※8 216,633	※8 2,838
広島市	612,100	281,600	236,600	113.4	13.5	4.0	78.5	73,000	7,390	(600,397)	1,516	178,510	2,856
北九州市	501,800	232,500	175,600	118.9	13.5	4.1	80.2	79,300	5,576	(451,604)	1,368	159,353	2,587
福岡市	893,600	291,600	478,300	112.3	12.8	3.3	66.4	94,200	13,824	(913,095)	1,594	191,475	8,374
熊本市	362,100	159,900	137,300	113.5	13.0	4.1	87.5	43,500	7,853	(637,949)	2,741	306,904	3,573

(注)

- ・(1)の数値は、平成30年住宅・土地統計調査より算出
- ・(1)の総戸数には、居住なし住宅を含む。充足率は、総戸数÷世帯数(同居世帯を含む)により算出
- ・(2)の数値は、国土交通省所管の建築着工統計による令和2年中(1～12月)の数値
- ・(3)高齢者の定義は、65歳以上を基本とする。

					1住宅当 たり延べ 面積	(3)公的賃 貸住宅数	市営住宅数	高齢者の みの世帯 割合	高齢者単 身世帯の 割合	市住宅供 給公社住 宅数	道府県営 住宅数	道府県住宅 供給公社住 宅数	独立行政法 人都市再生 機構住宅数					
床面積	給与住宅	床面積	分譲住宅	床面積										戸	戸	%	%	戸
m	戸	m	戸	m	m	戸	戸	%	%	戸	戸	戸	戸					
430,133	10	1,350	3,481	336,587	77.1	37,156	26,714	52.1	34.4	-	5,186	-	5,256					
166,212	20	1,465	2,767	261,844	74.5	17,957	11,748	44.1	31.9	-	4,295	936	978					
198,774	23	1,171	4,969	463,229	79.9	19,818	2,678	53.4	36.0	-	9,597	256	7,287					
90,377	30	1,604	4,142	385,521	84.5	44,276	6,846	※1	※1	-	7,081	672	29,677					
244,696	140	4,690	4,038	300,308	62.2	※2	33,050	17,639	56.6	38.7	1,501	4,086	2,265	7,050				
376,145	71	3,127	11,789	903,102	68.4	103,756	31,396	56.1	41.2	530	17,746	5,202	43,951					
74,491	-	-	1,422	133,032	77.3	12,647	2,827	48.8	34.3	-	4,164	1,608	4,048					
61,141	9	1,400	1,140	113,275	92.0	8,003	6,166	※3	-	35.2	-	1,545	292	-				
80,689	18	1,659	811	80,912	86.2	12,032	6,911	48.6	38.1	-	4,433	-	688					
69,769	16	1,847	1,118	113,491	97.7	8,817	5,854	44.5	31.7	-	2,963	-	-					
401,446	140	9,788	9,990	779,485	72.9	112,266	62,213	※4	※4	49.8	32.9	1,553	19,453	2,702	26,345			
180,385	66	3,785	3,314	247,561	68.3	41,855	23,113	51.7	33.2	515	4,214	71	13,942					
563,298	43	3,622	13,453	952,308	59.1	※5	153,528	111,657	-	-	※5	3,067	1,378	※5	1,598	※5	35,828	
141,039	4	914	1,257	111,225	73.8	58,746	5,847	※6	※6	46.0	32.8	-	27,076	7,817	18,006			
103,556	19	1,393	4,251	324,720	71.6	93,848	45,943	54.7	41.1	※7	2,487	※7	13,399	※7	1,147	※7	30,872	
※8	※8	※8	※8	※8	※8	※8	7,910	5,525	※9	50.2	40.6	-	2,314	-	71			
138,109	16	2,026	1,284	134,247	81.2	7,910	5,525	※9	50.2	40.6	-	2,314	-	71				
113,617	3	273	3,015	289,043	81.2	23,638	14,563	51.2	37.3	-	8,144	94	837					
127,247	11	1,663	1,610	163,341	81.0	51,979	32,444	※10	※10	52.7	38.0	2,790	3,899	2,957	9,889			
389,997	68	5,181	3,788	326,442	66.1	※11	68,215	※11	※11	44.8	30.2	※11	25	4,198	※11	4,092	※11	28,546
181,146	1	312	1,538	149,587	81.2	19,213	12,377	33.3	21.1	-	6,836	-	-					

※1(千葉市)市営住宅入居戸数に対する割合

※2(川崎市)民間建設の特優賃・高優賃=509戸を含む。

※3(新潟市)未集計

※4(名古屋市)令和3年3月31日時点(特定公共賃貸住宅は除く)

※5(大阪市)令和3年3月31日時点

※6(堺市)市営住宅入居戸数に対する割合

※7(神戸市)令和3年3月31日時点

※8(岡山市)建築着工統計に「着工新築」に係る統計数値は無いため「着工新設」に係る数値を表している。

※9(岡山市)令和3年3月31日現在入居戸数4,199戸を母数とした割合

※10(北九州市)令和3年4月1日現在入居戸数26,502戸を母数とした割合

※11(福岡市)令和3年3月31日時点

20 教育関係

(1)幼稚園（令和3年5月1日現在）

区分	ア設置数（園児数）				イ3歳児 就園率	ウ3歳児		エ4～5歳児 就園率	オ4～5歳児	
	市立（園児数）	その他公立（園児数）	私立（園児数）	園児数		3歳児人口	4～5歳児 就園率		4～5歳児 人口	
単位	園（人）	園（人）	園（人）	園（人）	%	人	人	%	人	人
札幌市	91 (14,288)	9 (534)	- (-)	82 (13,754)	30.6	4,229	13,828 ※1	33.3	9,525	28,592 ※1
仙台市	72 (11,138) ※2	1 (24)	1 (131)	70 (10,983)	40.0	3,323	8,316	44.5	7,815	17,562
さいたま市	101 (17,019)	- (-)	1 (79)	100 (16,940)	45.7	5,128	11,219 ※3	51.2	11,891	23,226 ※3
千葉市	59 (8,113) ※4	- (-)	1 (140)	58 (7,973)	35.1	2,445	6,974 ※5	38.5	5,668 ※5	14,707
川崎市	71 (15,042) ※6	- (-)	- (-)	71 (15,042) ※6	34.5	4,448	12,889 ※6	40.0	10,594	26,477 ※6
横浜市	241 (37,546)	- (-)	- (-)	241 (37,546)	40.03	11,244	28,088	44.38	26,178	58,983
相模原市	23 (3,204)	2 (32)	- (-) ※7	21 (3,172)	18.2%	961	5,267 ※8	20.8%	2,243	10,765 ※8
新潟市	31 (1,858)	10 (229)	1 (45)	20 (1,584)	9.4	545	5,804 ※9	10.8	1,313	12,130 ※9
静岡市	31 (3,817)	- (-)	1 (98)	30 (3,719)	24.7	1,190	4,817 ※10	24.7	2,527	10,216
浜松市	102 (9,693)	59 (1,956)	- (-)	43 (7,737)	44.9	2,817	6,271	50.2	6,789	13,520
名古屋市	167 (23,662)	23 (1,545)	1 (140)	143 (21,977)	39.7	7,440	18,764	43.3	16,222	37,443
京都市	113 (11,951)	15 (738) ※12	1 (115) ※11	97 (11,098) ※11	37.5	3,720	9,928 ※11	39.5	8,231 ※11	20,858 ※11
大阪市	164 (20,599) ※13	52 (3,277)	1 (139)	111 (17,183)	31.0	6,112	19,709	36.2	14,487	40,016
堺市	34 (5,528)	8 (398)	- (-)	26 (5,130)	25.5	1,583	6,217 ※14	26.5	3,547	13,382 ※14
神戸市	105 (11,754)	32 (1,282)	- (-)	73 (10,472)	29.9	3,357	11,239 ※15	35.5	8,397	23,667 ※15
岡山市	59 (3,348)	50 (1,725)	1 (143)	8 (1,480)	13.3	804	6,033	19.8	2,401	12,147
広島市	86 (9,673)	19 (542)	- (-) ※16	67 (9,131)	28.7	2,872 ※16	10,005 ※16	32.6	6,801 ※16	20,855 ※16
北九州市	95 (12,334) ※17	4 (79)	- (-)	91 (12,255)	55.1	3,917	7,103 ※18	56.0	8,417	15,020 ※18
福岡市	117 (18,294)	- (-)	- (-)	117 (18,294)	41.3	5,770	13,975	44.2	12,524	28,346
熊本市	17 (2,006)	6 (265)	1 (125)	10 (1,616) ※19	10.2	674	6,608	11.0	1,513	13,732

※1(札幌市)令和3年4月1日時点の人口

※2(仙台市)満3歳児含む

※3(さいたま市)3歳児人口と4～5歳児人口は、令和3年5月1日現在の住民基本台帳人口

※4(千葉市)満3歳児含む

※5(千葉市)3月末人口

※6(川崎市)園児数は満3歳児を含む。3歳児人口及び4～5歳児人口は令和3年3月末日現在

※7(相模原市)幼稚園型認定こども園を除く

※8(相模原市)令和3年4月1日現在

※9(新潟市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和3年4月末現在の住基人口

※10(静岡市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和3年3月末現在の人口

※11(京都市)幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳人口

※12(京都市)市立幼稚園設置数・園児数は、学校現況調査。

※13(大阪市)令和3年度学校基本調査確報

※14(堺市)住民基本台帳人口(令和3年4月末)

※15(神戸市)令和3年4月末現在の住民基本台帳人口による

※16(広島市)幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和3年4月末現在の住民基本台帳人口

※17(北九州市)設置数のうち1園休園、私立園のうち1園休園

※18(北九州市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和3年3月末現在の人口

※19(熊本市)私学助成のみ回答

(2)市立小学校（令和3年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級当 たり児童数	ウ プール		プール 保有率	エ 1校当 たりグラ ウンド保 有面積	エ 1校当 たりグラ ウンド保 有面積	エ 1校当 たりグラ ウンド保 有面積
			学級数	児童数				
単位	校	人	学級	人	%	校	m ²	m ²
札幌市	197	26.8	3,332	89,261	97.5	192	8,523.7	1,679,170
仙台市	119	25.9	2,001	51,810	100.0	119	8,421.6	1,002,163
さいたま市	104	29.6	2,324	68,675	100.0	104	8,269.1	859,988
千葉市	108	26.0	1,765	45,953	100.0	108	9,076.7	980,287
川崎市	114	26.8	2,764	74,144	100.0	114	6,880.1	784,326
横浜市	337	26.1	6,783	176,757	99.7	336	3,748.0	1,263,064
相模原市	70	25.8	1,330	34,252	92.9	65	7,464.7	522,528
新潟市	106	23.0	1,649	37,997	98.1	104	9,923.1	1,051,853
静岡市	85	24.9	1,248	31,075	98.8	84	7,805.1	663,434
浜松市	96	24.8	1,673	41,520	100.0	96	9,195.0	882,718
名古屋市	262	25.4	4,366	110,877	99.2	260	6,631.0	1,737,314
京都市	153	24.4	2,351	57,301	98.6	151	5,083.5	777,776
大阪市	※1 286	※1 21.5	※1 5,300	※1 114,027	100.0	286	4,898.1	1,400,866
堺市	92	23.6	1,772	41,844	100.0	92	7,974.1	733,619
神戸市	162	25.7	2,835	72,967	98.1	159	7,143.7	1,157,274
岡山市	89	22.7	1,615	36,598	97.8	87	9,861.2	877,648
広島市	141	24.6	2,617	64,400	100.0	141	7,553.3	1,065,018
北九州市	129	23.9	1,906	45,623	99.2	128	8,000.7	1,032,090
福岡市	※2 145	26.7	3,114	83,008	99.3	144	7,579.0	1,098,960
熊本市	92	24.7	1,647	40,754	100.0	92	9,799.5	901,550

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり児童数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出
- ※1(大阪市) 令和3年度学校現況調査速報値
- ※2(福岡市) うち、1校休校中

(3) 市立中学校（令和3年5月1日現在）

区分	市立中学校数のうち中高一貫教育校			イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
	ア 学校数	併設型	連携型										
単位	校	校	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	97	-	-	29.1	1,496	43,594	120.5	1,336	1,610	7.2	7	11,568.2	1,122,115
仙台市	64	-	-	26.2	958	25,097	123.6	846	1,046	100.0	64	12,054.6	771,493
さいたま市	58	1	-	32.0	977	31,263	※1 105.0	※1 837	※1 879	※1 100.0	※1 58	※1 13,251.0	※1 755,306
千葉市	54	1	-	30.2	762	22,989	103.0	758	781	100.0	54	13,285.2	717,403
川崎市	52	1	-	30.2	991	29,975	114.6	755	865	88.5	46	8,525.4	443,320
横浜市	144	2	-	30.7	2,524	77,515	77.4	2,057	1,592	100.0	144	6,340.0	912,956
相模原市	35	-	-	29.2	574	16,789	94.1	473	445	100.0	35	12,386.2	433,517
新潟市	57	1	-	26.0	734	19,073	129.5	711	921	56.1	32	15,882.3	905,292
静岡市	43	-	-	26.5	554	14,696	105.3%	568	598	97.7	42	12,128.6	521,530
浜松市	48	-	-	27.6	746	20,604	102.7	667	685	95.8	46	14,668.7	704,096
名古屋市	110	-	-	29.9	1,691	50,602	89.2	1,506	1,343	100.0	110	※2 9,973.5	1,107,063
京都市	64	1	-	27.1	982	26,620	168.7	884	1,412	96.8	62	7,837.3	501,585
大阪市	※3 130	2	-	※3 24.8	※3 2,098	※3 52,082	103.4	1,717	1,775	100.0	130	7,700.1	1,001,007
堺市	43	-	-	28.4	738	20,977	122.5	595	729	100.0	43	13,316.2	572,598
神戸市	81	-	-	29.7	1,139	33,882	98.9	1,580	1,563	97.5	79	12,240.7	991,497
岡山市	38	1	-	26.9	644	17,304	120.0	556	667	89.5	34	14,226.7	540,613
広島市	63	-	-	28.8	988	28,445	120.1	877	1,053	100.0	63	11,458.9	721,913
北九州市	62	-	-	28.3	792	22,429	121.1	811	982	100.0	62	12,680.6	786,200
福岡市	69	-	-	28.4	1,328	37,745	82.5	975	804	98.6	68	10,880.8	750,777
熊本市	42	-	-	27.5	704	19,358	119.5	589	704	100.0	42	15,201.2	638,452

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値

・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

※1(さいたま市)中等教育学校を除く。

※2(名古屋市)分校扱いでも単独でグラウンドを保有する学校については、1校として計算

※3(大阪市)令和3年度学校現況調査速報

(4)義務教育学校（令和3年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
単位	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	2	25.3	58	1,466	84.1	44	37	100.0	2	11,269.5	22,539
相模原市	1	6.4	11	70	66.7	18	12	0.0	-	12,384.0	12,384
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	8	20.3	172	3,499	106.2	146	155	100.0	8	8,210.0	65,680
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	1	25.2	32	806	195.7	23	45	100.0	1	18,816.0	18,816
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数を含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(5)高等学校（令和3年5月1日現在）

区分	ア 全日制 学校数 (生徒数)	市立(生徒数)		(1学級 学級数 当たりの 生徒数)	その他 公立 (生徒数)	私立(生徒数)	全日制学校数のうち中高一貫教育校			
		校(人)	校(人)				併設型 (生徒数)	連携型 (生徒数)	校(人)	校(人)
単位	校(人)	校(人)	学級(人)	校(人)	校(人)	校(人)	校(人)	校(人)	校(人)	校(人)
札幌市	50 (39,741)	6 (5,217)	132 (39.5)	26 (19,791)	18 (14,733)	-	(-)	-	(-)	
仙台市	※1 ※1 33 (29,808)	※1 ※1 3 (2,377)	※1 ※1 66 (36.0)	※1 ※1 16 (12,831)	※1 ※1 14 (14,600)	8	(7,555)	-	(-)	
さいたま市	29 (35,201)	3 (2,864)	72 (39.8)	16 (17,346)	10 (14,991)	1	(240)	-	(-)	
千葉市	29 (26,289)	2 (1,903)	48 (39.6)	19 (17,013)	8 (7,373)	5	(4,770)	-	(-)	
川崎市	25 (21,517)	5 (3,646)	97 (37.6)	14 (11,716)	6 (6,155)	1	(615)	-	(-)	
横浜市	※2 90 (78,051)	8 (6,615)	170 (38.9)	45 (38,319)	37 (33,117)	※3 2	※3 (1,283)	※3	※3 (-)	
相模原市	16 (15,645)	- (-)	- (-)	11 (10,397)	5 (5,248)	1	※4 (…)	-	(-)	
新潟市	26 (20,205)	1 (721)	18 (40.1)	17 (12,160)	8 (7,324)	3	(2,414)	-	(-)	
静岡市	26 (18,068)	2 (1,773)	45 (39.4)	11 (8,066)	13 (8,229)	7	(…)	-	(-)	
浜松市	※5 28 (21,324)	1 (1,188)	29 (41.0)	17 (13,077)	10 (7,059)	6	(…)	1	(…)	
名古屋市	61 (64,277)	13 (11,167)	283 (39.5)	21 (19,245)	27 (33,865)	9	(11,172)	3	(2,984)	
京都市	※6 51 (40,495)	8 (4,924)	132 (37.3)	※6 17 (12,203)	26 (23,368)	1	(835)	-	(-)	
大阪市	※8 ※8 85 (70,670)	※7 ※7 18 (10,595)	※7 ※7 299 (35.4)	※8 ※8 31 (22,948)	※8 ※8 36 (37,127)	※9 2	※9 (924)	※9	※9 (-)	
堺市	21 (18,525)	1 (672)	18 (37.3)	12 (11,604)	8 (6,249)	-	(-)	-	(-)	
神戸市	50 (37,754)	5 (5,025)	127 (39.6)	19 (14,790)	26 (17,939)	-	(-)	-	(-)	
岡山市	25 (20,171)	1 (437)	12 (36.4)	15 (11,558)	9 (8,176)	2	(1,096)	-	(-)	
広島市	※10 41 (30,081)	6 (5,069)	134 (37.8)	※11 16 (11,019)	※11 19 (13,993)	※11 3	※11 (1,881)	※11	※11 (-)	
北九州市	※13 36 (23,351)	1 (613)	16 (38.3)	20 (12,127)	15 (10,611)	-	(-)	-	(-)	
福岡市	40 (41,054)	4 (3,664)	93 (39.4)	14 (14,317)	22 (23,073)	※14 …	※14 (…)	※14 …	※14 (…)	
熊本市	27 (25,370)	2 (1,614)	42 (38.4)	11 (11,112)	14 (12,644)	※16 …	※16 (…)	※16 …	※16 (…)	

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・昼夜間制高校は、定時制に計上

・中高一貫教育校における中等教育学校については、(6)中等教育学校にて計上

※1(仙台市)令和3年度学校基本調査確定値

※2(横浜市)全日制学校数のうち5校は定時制と併設

※3(横浜市)全日制学校数のうち中高一貫教育校については市立のみ計上。

※4(相模原市)把握していない。

※5(浜松市)全日制学校数のうち4校は定時制と併設

※6(京都市)全日制学校数のうち4校は定時制と併設。定時制学校数のうち4校は全日制と併設。国立高等学校はその他公立に1校計上。

※7(大阪市)令和3年度学校現況調査速報

※8(大阪市)令和3年度学校基本調査確定値。

全日制学校数のうち4校は定時制と併設。定時制学校数のうち4校は全日制と併設。国立高等学校はその他公立に1校計上。

※9(大阪市)中高一貫教育校については、大阪市立のみ。中高一貫教育校における中等教育学校については、(6)中等教育学校にて計上

※10(広島市)全日制学校数のうち2校は定時制と併設。定時制学校数のうち2校は全日制と併設。

※11(広島市)学校数・生徒数は、学校基本調査

※12(広島市)学級単位の編成を行っていないため、学級数の計上はない。

※13(北九州市)全日制学校数のうち3校は定時制を併置

※14(福岡市)市立は0だが、私立については把握していない。

※15(福岡市)把握していない。

※16(熊本市)市立は0だが、その他公立及び私立は把握していない。

イ 定時制(生徒数) 学校数	市立(生徒数)		(1学級 学級数 当たりの 生徒数)		その他 公立(生徒数)		私立(生徒数)		定時制学校数のうち中高一貫教育校				
	校 (人)	校 (人)	学級 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	併設型 (生徒数)	連携型 (生徒数)	併設型 (生徒数)	併設型 (生徒数)	併設型 (生徒数)	併設型 (生徒数)
9 (2,255)	1 (1,133)	32 (35.4)	8 (1,122)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※1 ※1 3 (380)	※1 ※1 2 (343)	※1 ※1 8 (6.3)	※1 ※1 1 (37)	※1 ※1 - (-)	※1 ※1 - (-)	※1 ※1 - (-)	※1 ※1 - (-)	※1 ※1 - (-)					
1 (728)	- (-)	- (-)	1 (728)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
3 (799)	- (-)	- (-)	3 (766)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
6 826	4 (583)	43 (13.6)	2 (243)	- (-)	1 (273)	- (-)	1 (273)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (2,147)	1 (1,070)	43 (24.9)	1 (1,077)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (217)	- (-)	- (-)	2 (217)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (476)	1 (386)	15 (25.7)	1 (90)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
5 (830)	1 (4)	1 (4.0)	4 (826)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
4 (722)	- (-)	- (-)	4 (722)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
9 (1,553)	2 (806)	30 (26.9)	7 (747)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※6 7 (863)	3 (244)	13 (18.8)	4 (619)	- (-)	1 (87)	- (-)	1 (87)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※8 ※8 9 (1,570)	※7 ※7 3 (786)	※7 ※7 51 (15.4)	※8 ※8 6 (784)	※8 ※8 - (-)	※9 ※9 - (-)	※9 ※9 - (-)	※9 ※9 - (-)	※9 ※9 - (-)	※9 ※9 - (-)				
3 (326)	1 (124)	12 (10.3)	2 (202)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
6 (1,184)	3 (783)	36 (21.8)	3 (401)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 (362)	- (-)	- (-)	1 (362)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
※10 3 (803)	※12 ※12 1 (751)	※12 - (-)	1 (52)	1 (-)	※11 - (-)	※11 - (-)	※11 - (-)	※11 - (-)	※11 - (-)	※11 - (-)	※11 - (-)	※11 - (-)	※11 - (-)
4 (994)	- (-)	- (-)	4 (994)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (1,121)	- (-)	- (-)	2 (1,121)	- (-)	※15 ...	※15 (...)	※15 ...	※15 (...)	※15 ...	※15 (...)	※15 ...	※15 (...)	※15 (...)
2 (190)	- (-)	- (-)	2 (190)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(6)中等教育学校（令和3年5月1日現在）

区分	ア 学校数	後期課程の全・定別			イ 1学級 当たり生徒数 (前期課程)	学級数 (前期課程)	生徒数 (前期課程)	ウ 生徒数 (後期課程)
		全日制	定時制	併置				
単位	校	校	校	校	人	学級	人	人
札幌市	1	1	-	-	39.8	12	477	463
仙台市	1	1	-	-	34.7	12	416	390
さいたま市	1	1	-	-	40.0	12	479	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	※1 0	※1 0	※1 0	※1 0	※1 0.0	※1 0	※1 0	※1 0
相模原市	1	1	-	-	34.2	14	479	455
新潟市	1	1	-	-	39.7	9	357	307
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※2 1	※2 1	※2 -	※2 -	※2 33.0	※2 1	※2 33	※2 107
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	1	1	-	-	40.2	9	362	375
岡山市	1	1	-	-	39.3	24	943	943
広島市	1	1	-	-	29.9	12	359	346
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数(前期課程)は、特別支援学級を含めて算出

※1(横浜市)中等教育学校については市立のみ計上。

※2(大阪市)令和3年度学校基本調査確定値

(7) 私立学校への助成状況（令和2年度決算額）

区分	ア 幼稚園				イ 小学校				ウ 中学校				エ 高等学校			
	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助
単位	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
札幌市	670,669	131,000	22,082	517,587	300	300	-	-	2,100	2,100	-	-	89,000	89,000	-	-
仙台市	187,057	3,775	1,500	181,782	1,296	-	-	1,296	2,717	-	-	2,717	37,100	-	-	37,100
さいたま市	222,187	-	300	221,887	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	72,687	-	2,234	70,453	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	541,243	170,651	5,143	365,449	-	-	-	-	※1 1,201	※2 851	※3 350	-	※1 1,345	※2 1,345	※3 -	-
横浜市	302,850	28,000	36,000	238,850	1,919	1,919	-	-	7,458	7,458	-	-	42,803	42,803	-	-
相模原市	454,850	-	-	454,850	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	5,859	-	23	5,836	-	-	-	-	-	-	-	-	1,661	-	-	1,661
静岡市	73,444	-	-	73,444	3,165	-	-	3,165	7,412	-	-	7,412	42,512	-	-	42,512
浜松市	71,221	-	1,673	69,548	425	425	-	0	5,082	1,340	-	3,742	8,369	1,288	-	7,081
名古屋市	240,602	154,377	9,101	77,124	-	-	-	-	-	-	-	-	53,387	53,315	72	-
京都市	456,880	149,390	4,360	303,130	-	-	-	-	-	-	-	-	52,470	33,170	4,900	14,400
大阪市	18,400	-	-	18,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	35,368	-	-	35,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	184,449	160,628	1,810	22,011	-	-	-	-	-	-	-	-	103,569	-	-	103,569
岡山市	8,533	-	-	8,533	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	54,923	510	262	※4 54,151	-	-	-	-	2,176	-	-	※5 2,176	61,248	-	-	※6 61,248
北九州市	320,057	191,832	-	128,225	2,250	2,250	-	-	6,000	6,000	-	-	60,232	59,584	48	600
福岡市	733,109	-	-	733,109	-	-	-	-	-	-	-	-	39,486	39,486	-	-
熊本市	9,896	-	9,896	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,419	-	29,480	14,939

(注)

・補助金額は、市単独補助事業費のみ計上する。

※1(川崎市)各種学校に対する補助金は含まず。

※2(川崎市)令和2年度川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金として交付したものの。

※3(川崎市)令和2年度川崎市私立中学高等学校長協会補助金として交付したものの。川崎市私立中学高等学校長協会に対して交付しており、中学校と高等学校を区別していないため、「ウ 中学校」研修費補助欄に全額を記入。

※4(広島市)令和2年度私立幼稚園振興事業補助金として各私立幼稚園に対して交付している補助金は研修費・教材教具整備費を区分せず交付したため、「その他補助」に全額を計上している。

※5(広島市)令和2年度私立中学校振興事業補助金については研修費・教材教具整備費を区分せず交付したため、「その他補助」に全額を記入している。

※6(広島市)令和2年度私立高等学校振興事業補助金については研修費・教材教具整備費を区分せず交付したため、「その他補助」に全額を記入している。

(8) 市立短期大学 (令和3年5月1日現在)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
ア 名称	-	-	-	-	川崎市立看護短期大学	-	-	-	-	-	-
イ 設置年月日	-	-	-	-	平成7年4月1日	-	-	-	-	-	-
ウ 学科別学生数(人)	-	-	-	-	看護学科 221	-	-	-	-	-	-

(9) 市立大学 (令和3年5月1日現在)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
ア 名称	公立大学法人 札幌市立大学	-	-	-	-	横浜市立大学 ※設置は、公立大学法人横浜市立大学 (横浜市が法人を設立) 平成17年4月1日	-	-	-	-	公立大学法人名古屋市立大学
イ 設置年月日	平成18年4月1日	-	-	-	-	平成17年4月1日	-	-	-	-	平成18年4月1日(法人化)
ウ 学科別学生数(人)	デザイン学部デザイン学科 378 デザイン研究科 57 看護学部看護学科 338 看護学研究科 40 助産学専攻科 11	-	-	-	-	国際教養学部 国際教養学科 886 国際商学部 国際商学科 823 理学部 理学科 388 国際総合科学部 国際総合科学科 936 データサイエンス学部 データサイエンス学科 253 医学部医学科 548 医学部看護学科 418 計 4,252 都市社会文化研究科 52 国際マネジメント研究科 50 生命ナノシステム科学研究科 118 生命医科学研究科 111 医学研究科医科学専攻 429 医学研究科看護学専攻 64 データサイエンス研究科 80 計 904 総計 5,156	-	-	-	-	(学部) 医学部 医学科 592 薬学部 薬学科 362 生命薬科学科 173 経済学部 教養課程 230 公共政策学科 285 マネジメントシステム学科 256 会計ファイナンス学科 198 人文社会学部 現代社会学科 302 国際文化学科 298 心理教育学科 259 芸術工学部 情報環境デザイン学科 127 産業イノベーションデザイン学科 128 建築都市デザイン学科 174 看護学部 看護学科 327 総合生命理学部 総合生命理学科 172 (大学院) 医学研究科 219 薬学研究科 160 経済学研究科 85 人間文化研究科 118 芸術工学研究科 60 看護学研究科 62 理学研究科 31
エ 教員数(人)	72	-	-	-	-	777	-	-	-	-	647

京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
公立大学法人京都市立芸術大学	大阪市立大学	-	ア公立大学法人 神戸市看護大学	-	広島市立大学	北九州市立大学	-	-
昭和44年4月1日 (平成24年4月1日公立 大学法人化)	昭和24年4月1日 (平成18年4月1日公立 大学法人化)	-	イ平成8年4月1日 (平成31年4月1日独立行政法人化)	-	平成6年(1994年)4月1日 (平成22年(2010年)4月1日 公立大学法人移行)	昭和21年7月 (平成17年4月1日公立 大学法人化)	-	-
美術学部 566 美術科 301 デザイン科 121 工芸科 125 総合芸術科 19 音楽学部 263 音楽学科 263	総数 8,291 学部計 6,554 商学部 教養課程(1・2年次) 472 商学科 387 公共経営学科 126 ※H30年度より新設 経済学部 経済学科 937 法学部 法学科 709 文学部 教養課程(1年次) 165 哲学歴史学科 104 人間行動学科 199 言語文化学科 181 文化構想学科 65 ※H31年度より新設 理学部 教養課程(1年次) 9 数学科 106 物理学科 150 化学科 181 生物学科 134 地球学科 84 工学部 機械工学科 229 電子・物理工学科 194 電気情報工学科 204 化学バイオ工学科 232 建築学科 148 都市学科 220 医学部 医学科 580 看護学科 230 生活科学部 食品栄養科学科 144 居住環境学科 179 人間福祉学科 185 大学院計 1,737 経営学研究科 62 経済学研究科 53 法学研究科 70 ※法曹養成専攻含む 文学研究科 156 理学研究科 291 工学研究科 461 医学研究科 289 生活科学研究科 147 創造都市研究科 46 看護学研究科 27 都市経営研究科 135	-	ウ 学科別学生数 看護学部看護学科 395 大学院(博士前期) 47 大学院(博士後期) 20 合計 462 エ 教員数 57	-	国際学部 国際学科 485 情報科学部 学部所属(1年生・2年生) 229 情報工学科 224 知能工学科 201 システム工学科 201 医用情報科学科 113 芸術学部 美術学科 180 デザイン工芸学科 174 大学院 国際学研究科 27 情報科学研究科 148 情報科学研究科 70 平和学研究科 15	外国語学部 英米学科 581 中国学科 240 国際関係学科 395 経済学部 経済学科 642 経営情報学科 629 文学部 比較文化学科 640 人間関係学科 353 法学部 法律学科 765 政策科学科 332 地域創生学群 地域創生学類 522 国際環境工学部 エネルギー循環化学科 192 機械システム工学科 203 情報システム工学科 318 建築デザイン学科 208 環境生命工学科 194 学部計 6,214	-	-
大学院 248 美術研究科(修士)151 (博士) 26 音楽研究科(修士) 62 (博士) 9	ア公立大学法人 神戸市外国語大学 イ昭和24年4月1日 (平成19年4月1日独立行政法人化) ウ 学科別学生数 英米学科 686 ロシア学科 206 中国学科 249 イスパニア学科 192 国際関係学科 414 第2部英米学科 400 学部・2部 計2,147 大学院 修士課程 106 博士課程 39 大学院 計145 合計 2,292 エ 教員数 77	-	イ昭24年4月1日 (平成19年4月1日独立行政法人化) ウ 学科別学生数 英米学科 686 ロシア学科 206 中国学科 249 イスパニア学科 192 国際関係学科 414 第2部英米学科 400 学部・2部 計2,147 大学院 修士課程 106 博士課程 39 大学院 計145 合計 2,292 エ 教員数 77	-	201 (広島平和研究所を含む)	大学院(修士・博士前期) 法学研究科 10 社会システム研究科 36 国際環境工学研究科 322 (博士後期) 社会システム研究科 23 国際環境工学研究科 130 (専門職学位) マネジメント研究科 54 大学院計 575	-	-
97	726	-	-	-	201 (広島平和研究所を含む)	262	-	-

(10)市立図書館

区分	ア 設置数	イ 市民100人当たりの蔵書数	蔵書数	ウ 市民100人当たりの個人貸出冊数	エ 市民1人当たりの図書購入費		
					令和2年度延個人貸出冊数	令和2年度図書購入費	
単位	館	冊	冊	冊	冊	円	円
札幌市	※1 12	138.3	2,727,842	244.0	4,813,960	60.9	120,156,405
仙台市	7	181.8	1,990,552	342.9	3,754,470	130.3	142,643,193
さいたま市	25	266.4	3,537,414	510.3	6,775,468	104.0	138,083,298
千葉市	15	226.3	2,225,230	287.7	2,828,579	90.1	88,621,000
川崎市	12	127.9	1,969,458	355.8	5,479,345	65.7	101,174,000
横浜市	18	107.2	4,046,257	224.6	8,480,384	75.2	283,760,000
相模原市	※2 29	200.6	※2 1,454,486	269.6	1,954,085	71.9	52,146,000
新潟市	※3 19	244.3	※3 1,910,640	445.7	※3 3,485,739	121.9	95,300,054
静岡市	12	※4 323.9	2,242,370	※4 509.4	3,527,282	※4 171.4	118,686,000
浜松市	※5 24	※5 331.2	2,609,686	455.9	3,592,337	149.6	※5 117,839,520
名古屋市	21	140.2	3,261,122	340.5	7,919,677	63.8	148,429,545
京都市	20	※6 133.2	1,941,968	449.9	6,559,401	128.9	※6 188,056,000
大阪市	24	155.9	4,294,412	343.3	9,454,018	57.1	157,340,658
堺市	※7 15	237.0	※8 1,952,545	415.1	※8 3,419,422	101.5	※8 83,613,219
神戸市	12	140.2	2,129,904	353.1	5,363,342	148.7	※9 225,928,786
岡山市	※10 10	240.2	1,697,941	538.9	3,808,889	134.7	※10 95,200,372
広島市	13	※11 186.8	※11 2,227,960	※11 294.6	※11 3,513,624	※11 72.7	※11 86,686,707
北九州市	14	201.2	1,879,702	259.9	2,427,889	85.9	80,255,051
福岡市	11	129.3	2,022,541	199.3	3,117,494	76.9	120,337,287
熊本市	5	217.0	※12 1,600,617	311.6	※12 2,298,379	94.1	※12 69,399,301

※1(札幌市)設置数は図書館条例による設置館のみ。区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等は含まない。

※2(相模原市)設置数には公民館等図書室を含む。蔵書数は、令和3年3月31日時点の数値

※3(新潟市)設置数は、図書館条例による図書館のみ。蔵書数・貸出冊数は令和3年3月31日時点のものと、19図書館のほか20地区図書室を含む。

蔵書数は図書・視聴覚資料を含む。貸出冊数は図書・雑誌・視聴覚資料を含む。

※4(静岡市)算出にあたっては、住民基本台帳人口を使用

※5(浜松市)分室扱いの1施設含む。

※6(京都市)蔵書数は、令和3年3月31日現在。人口は令和2年10月1日時点の数値で算出。

※7(堺市)設置数は図書施設(2施設)と、返却・予約資料の貸出のみのサービスポイント(1施設)を含む。

※8(堺市)蔵書数・延個人貸出冊数は令和3年3月31日現在。

※9(神戸市)名谷図書館開館・西図書館移転準備のための資料費含む

※10(岡山市)設置数は、図書館条例での設置館9館+サービスポイントの緑の図書室。人口は住民基本台帳による。図書購入費は、緑の図書室図書費も含む。

※11(広島市)蔵書数及び人口等の数値は全て、令和3年3月31日時点のものと。令和2年度図書購入費は、雑誌新聞費を除く。

設置数は、分室扱いの2施設を含む。蔵書数・貸出冊数は、自動車図書館及び公民館図書室を含む。

※12(熊本市)令和3年4月1日推計人口。設置数は図書館のみ。蔵書数・貸出冊数は令和3年3月31日時点。貸出冊数は団体・雑誌・視聴覚含む。蔵書数は視聴覚・雑誌・新聞・電子書籍を除く。図書購入費は、雑誌・新聞・録音・電子書籍を除く。

21 港湾（令和2年実績）

区分	(1)海上出入貨物							(2)外資コンテナ 貨物取扱個数
		ア 外資		イ 内資				
単位	t	t	輸入 t	輸出 t	t	移入 t	移出 t	TEU
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	35,057,555	10,657,947	9,551,574	1,106,373	24,399,608	12,817,434	11,582,174	113,110
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	67,626,838	46,274,015	40,296,988	5,977,027	21,352,823	9,717,782	11,635,041	150,022
横浜市	93,622,944	65,211,796	41,333,617	23,878,179	28,411,148	17,272,458	11,138,690	2,412,172
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	28,507,604	13,253,707	12,292,765	960,942	15,253,897	8,835,167	6,418,730	172,554
※1 静岡市	15,975,175	9,396,908	6,028,983	3,367,925	6,578,267	4,722,966	1,855,301	514,237
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	168,547,742	107,624,016	66,572,737	41,051,279	60,923,726	28,852,070	32,071,656	2,301,854
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
※2 大阪市	80,546,803	34,274,481	25,912,858	8,361,623	46,272,322	25,935,114	20,337,208	2,059,277
堺市	38,383,993	18,535,244	17,591,728	943,516	19,848,749	11,023,967	8,824,782	0
神戸市	82,884,411	46,261,977	26,282,789	19,979,188	36,622,434	21,235,148	15,387,286	2,040,465
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	88,458,883	27,891,157	20,553,463	7,337,694	60,567,726	32,220,796	28,346,930	413,161
福岡市	32,313,714	18,624,587	10,418,800	8,205,787	13,689,127	9,775,169	3,913,958	832,133
熊本市	2,973,567	230,183	145,252	84,931	2,743,384	1,701,933	1,041,451	12,356

※1(静岡市)数字は令和2年確報値

※2(大阪市)令和2年は速報値

22 上水道（令和2年度実績）

区分	(1) 1人年間配水量		(2) 1日最大配水量	(3) 1日平均配水量	(4) 有収率	(5) 家事用1箇月料金					
	年間総配水量	給水人口 (令和2年3月末)				年間有収水量	最多口径	10㎡	20㎡	適用年月日	
単位	㎡	㎡	人	㎡	㎡	%	㎡	mm	円	円	
札幌市	98.0	192,708,290	1,965,436	583,760	527,968	93.6	180,293,227	13	1,452	3,652	平成9年4月1日
仙台市	110.1	117,019,117	1,063,272	366,965	332,935	94.4	114,689,209	13	1,518	3,553	平成10年4月1日
さいたま市	102.6	136,094,440	1,326,569	410,300	372,861	95.2	129,583,851	20	1,573	3,498	平成12年4月1日
千葉市	106.1	4,863,302	45,830	15,237	13,324	98.3	4,779,158	20	1,600	3,250	平成8年4月1日
川崎市	121.1	186,422,200	1,539,916	554,300	510,746	92.8	172,982,051	20	792	2,321	令和元年10月1日
横浜市	109.9	414,982,500	3,776,102	1,203,800	1,136,938	92.8	384,916,115	20	963	2,701	平成13年4月1日
相模原市	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...
新潟市	129.0	100,545,331	779,233	310,192	275,468	93.7	94,240,928	13	1,375	2,497	平成13年4月1日
静岡市	124.9	84,571,263	677,372	245,837	231,702	84.5	71,470,046	20	1,430	2,607	令和2年10月1日
浜松市	115.3	88,871,598	771,041	263,243	243,484	91.0	80,903,709	13	1,100	2,156	※2 平成19年7月1日
名古屋市	112.9	277,368,893	2,457,438	816,694	759,915	95.0	263,609,619	13	731	2,425	平成22年9月1日
京都市	※3 121.5	※3 176,171,188	1,449,626	※3 529,715	※3 483,344	※3 91.1	※3 160,662,166	20	1,067	3,014	平成25年10月1日
大阪市	※4 143.4	※4 394,978,210	2,753,819	※4 1,177,600	※4 1,090,308	※4 90.9	※4 361,583,108	25	1,045	2,112	令和元年11月1日
堺市	114.2	94,907,834	831,276	280,591	260,021	92.6	87,838,613	20	1,122	2,464	令和元年12月1日
神戸市	※5 121.5	※5 183,301,631	1,509,085	※5 559,960	※5 502,196	※5 92.3	※5 169,616,091	20	968	2,563	平成9年4月1日
岡山市	125.4	88,505,848	705,719	277,809	242,482	91.0	80,522,324	13	1,067	2,563	平成17年4月1日
広島市	108.6	133,804,775	1,232,249	415,818	366,588	94.7	126,647,249	20	946	2,453	平成22年4月1日
北九州市	110.7	108,134,303	976,878	369,122	296,258	90.8	98,225,999	13	858	2,200	平成21年4月1日
福岡市	94.7	152,241,300	1,607,600	454,800	417,099	96.5	146,949,579	13	1,122	2,827	平成9年4月1日
熊本市	111.8	79,211,773	708,616	240,750	217,019	89.6	71,005,900	13	1,155	2,640	平成21年9月1日

(注)

・(1)1人年間配水量は分水量を除いた数値である。

・(5)の家事用1箇月料金は消費税込み。適用年月日は消費税増税によるものを除く。

※1(相模原市)企業庁所管のため不明。

※2(浜松市)平成22年3月31日までの経過措置有り。

※3(京都市)(1)は分水量249,378m³/年を除き、(2)～(4)は分水量249,378m³/年を含む。

※4(大阪市)(1)は分水量2,984,090m³/年を除き、(2)～(4)は分水量2,984,090m³/年を含む。

※5(神戸市)(4)は年間有収水量は分水量を含む。有収率算定の際は、分水量を除き、年間総配水量183,301,631m³/年、年間有収水量169,195,681m³/年で算出している。

23 工業用水道（令和2年度実績）

区分	(1) 1給水工場 年間配水量		給水工場数	(2) 1日 最大配水量	(3) 1日 平均配水量
	年間総配水量	工場		m ³	m ³
単位	m ³	m ³	工場	m ³	m ³
札幌市	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-
川崎市	1,811,982.1	141,334,600	78	428,500	387,218
横浜市	526,771.6	35,293,700	67	128,780	96,695
相模原市	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-
名古屋市	124,428.4	13,811,550	111	47,780	37,840
京都市	-	-	-	-	-
大阪市	60,184.0	20,582,940	342	72,680	56,392
堺市	-	-	-	-	-
神戸市	213,295.9	15,144,012	71	51,780	41,490
岡山市	539,385.0	7,551,390	14	25,027	20,689
広島市	-	-	-	-	-
北九州市	572,401.3	40,640,490	71	141,460	111,344
福岡市	61,045	1,831,368	30	7,033	5,017
熊本市	3,414.1	37,555	11	121.0	102.9

24 下水道

区 分	(1) 排水区域面積率		(2) 処理区域面積率		(3) 人口普及率		(4) 下水処理場数	
	率	排水区域面積	率	処理区域面積	率	処理区域内人口	所	1日当たりの 下水処理能力
単 位	%	km ²	%	km ²	%	人	所	m ³
札幌市	99.1	247.9	99.1	247.9	99.8	1,971,100	10	1,173,800
仙台市	95.0	171.5	95.0	171.5	98.7	1,048,957	5	438,900
さいたま市	106.3	124.3	106.3	124.3	94.0	1,248,591	1	23,000
千葉市	95.4	122.9	95.4	122.9	97.4	950,267	2	(晴天時) 345,200 (雨天時) 608,410
川崎市	※2 94.9	107.2	※2 94.9	107.2	99.5	1,532,738	※3 5	982,500
横浜市	93.3	314.8	93.3	314.8	※4 100.0	3,760,515	11	2,199,900
相模原市	55.6	36.5	117.6	77.1	97.1	697,205	-	-
新潟市	100.5	130.6	100.5	130.6	86.8	679,058	4	208,750
静岡市	85.7	89.8	85.7	89.8	84.8	586,921	7	516,770
浜松市	142.8	141.3	142.8	141.3	81.3	648,769	11	350,030
名古屋市	96.3	291.3	96.3	291.3	99.3	2,305,400	15	1,900,500
京都市	※5 104.1	※5 156.0	※5 104.1	※5 156.0	※5 99.5	※5 1,445,500	5	1,259,650
大阪市	97.6	190.6	97.6	190.6	99.9	2,754,729	※6 13	2,844,000
堺市	92.7	101.7	92.7	101.7	98.5	817,253	3	303,900
神戸市	84.4	172.1	84.4	172.1	98.7	1,492,150	6	710,200
岡山市	76.3	79.2	76.3	79.2	68.0	480,890	9	82,260
広島市	90.0	145.0	90.0	145.0	95.8	1,143,080	5	468,100
北九州市	80.5	165.5	80.5	165.5	99.9	939,961	5	621,000
福岡市	104.8	171.6	104.8	171.6	99.7	1,610,700	6	704,200
熊本市	111.4	120.3	110.2	118.9	89.8	657,885	5	283,300

(注)

- ・(1)の排水区域面積率は、排水区域面積÷市街化区域面積
- ・(2)の処理区域面積率は、処理区域面積÷市街化区域面積
- ・(3)の人口普及率は、処理区域内人口÷総人口
- ・(4)の1日当たりの平均下水処理水量は令和2年度実績
- ・(6)の家事用1箇月使用料は、処理区域内の使用料で消費税込み

1日当たりの 平均下水処理水量	(5) 水洗化普及率			(6) 家事用1箇月使用料		
	水洗化戸数	処理区域内戸数	10m ³	20m ³	適用年月日	
m ³	%	戸	戸	円	円	
843,480	99.9	931,452	932,171	660	1,397	平成9年4月1日
357,575	※1 99.7	※1 517,051	※1 518,769	773	1,917	平成14年6月1日
12,541	97.5	567,154	582,093	919	2,459	平成26年6月1日
219,219	99.6	458,089	460,021	814	2,035	令和元年10月1日
503,919	99.7	741,053	743,331	748	2,156	令和元年10月1日
1,517,300	99.8	1,827,573	1,831,802	737	2,035	平成13年4月1日
-	99.1	331,931	334,924	946	1,999	平成25年4月1日
226,299	91.4	295,998	323,763	1,309	3,047	平成16年7月1日
387,580	90.7	258,521	285,085	1,400	2,770	令和元年10月1日
260,213	96.4	308,324	319,840	1,661	2,948	平成29年10月1日
1,075,630	99.8	1,278,986	1,281,172	616	1,804	平成12年1月1日
824,825	※5 99.3	※5 558,812	※5 562,860	770	2,013	平成25年10月1日
1,686,431	100.0	1,675,860	1,675,900	605	1,276	令和元年11月1日
225,326	95.7	374,572	391,380	1,281	2,821	平成29年10月1日
495,434	99.9	784,293	785,095	660	1,760	令和2年4月1日
43,988	90.8	159,209	174,864	1,273	3,011	平成26年4月1日
369,511	98.1	546,025	556,753	786	2,260	平成20年7月1日
396,362	99.6	487,424	489,607	697	2,248	平成11年11月1日
499,400	99.7	※7 828,469	※7 830,809	979	2,651	平成17年6月1日
215,943	97.3	269,251	276,634	990	2,240	平成21年9月1日

※1(仙台市) (5)は戸数ではなく世帯数

※2(川崎市)排水(処理)区域面積率は、区域面積÷市全域の予定処理区域面積

※3(川崎市)下水汚泥焼却施設を含む。

※4(横浜市)人口普及率は小数点第2位を四捨五入で「概成100%」として表記。

※5(京都市) (1)～(3)は令和2年度未現在。水洗化普及率は平成30年度末水洗化率(接続率)、水洗化戸数は接続済給水装置数

※6(大阪市)うち1か所は舞洲スラッジセンター

※7(福岡市) (5)は戸数ではなく世帯数

25 交通
(1) バス

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市
ア 営業キロ	km	-	563.0	-	-	200.3	517.3	-	-
イ 停留所数	所	-	1,065	-	-	499	1,278	-	-
ウ 在籍車両数	両	-	466	-	-	337(うち乗合332)	834(うち乗合807)	-	-
エ 料金体系 〔適用年月日〕		-	対キロ区間制 ・「基準賃率」 38円10銭 (消費税5%込み) 0.1～2.0キロ 76円20銭 2.1～10.0キロ 38円10銭 10.1～20.0キロ 34円29銭 20.1～30.0キロ 30円48銭 30.1～ キロ 26円67銭 ・「最低運賃」 160円。ただし、一部 区域内については 120円(市内中心部の 一定区域)及び100円 (地下鉄東西線八木 山動物公園駅、薬師 堂駅、荒井駅周辺の 一定区域) 〔令和元年10月1日〕	-	-	均一制 現金:210円 ICカード:210円 ※川崎病院線 大人・小児ともに 100円 〔令和元年10月1日〕 ※たまプラーザ駅 ～向丘遊園駅南 口路線 川崎市内 現金:210円 ICカード:210円 横浜市内 現金:220円 ICカード:220円 〔令和元年10月1日〕	(令和元年10月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:220円(税込) (1円単位) (平成26年4月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:216円(税込) (1円単位) (平成9年9月1日～平成26年3月31日) 210円(税込)	-	-
オ 実働車両数 (貸切除く)	両	-	390	-	-	287	659	-	-
イ 走行キロ(〃)	km	-	45,157	-	-	33,816	76,123	-	-
ウ 乗車人員(〃)	人	-	76,454	-	-	103,234	282,559	-	-
エ 運送収益	千円	-	14,259	-	-	16,665	46,600(税込)	-	-

(注)

・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。

・オの一日平均は、令和2年度実績の数値

静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	-	767.1	318.5	-	-	376.27	-	-	190.55	-	-
-	-	1,462	714	-	-	753	-	-	367	-	-
-	-	1,014	816	-	-	517	-	-	95	-	-
-	-	均一制210円	均一制 230円 [平成8年9月1日] ※一部、競合する 先行事業者の運 賃と調整している 路線あり	-	-	均一制 210円 ※一部対キロ 区間制あり [平成26年4月1日]	-	-	特殊区間制 [令和元年10月1日] 1区:190円 2区:230円 3区:270円 4区:300円 5区:330円 6区:360円 7区:390円 8区以上:7区から1区 増すごとに20円を 390円に加えた額	-	-
-	-	897.8	735	-	-	457	-	-	69	-	-
-	-	98,985	87,793	-	-	47,584	-	-	9,826	-	-
-	-	263,047	247,610	-	-	138,892	-	-	10,597	-	-
-	-	35,142	40,878(税込)	-	-	21,181	-	-	1,879	-	-

(2) 高速鉄道(地下鉄)

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
営業キロ	km	48.0	28.7	-	-	-	53.4	-	-	-	-
駅数	駅	49 (同名駅除くと46駅)	30	-	-	-	40	-	-	-	-
在籍車両数	両	368	144	-	-	-	284	-	-	-	-
料金体系 〔適用年月日〕		対キロ区間制 1区(3キロ以内) 210円 2区(3キロ超～7キロ) 250円 3区(7キロ超～11キロ) 290円 4区(11キロ超～15キロ) 330円 5区(15キロ超～19キロ) 360円 6区(19キロ超～21キロ) 380円 〔平成9年4月1日〕	対キロ区間制 最初の3キロまで 210円 3キロ超～6キロまで 250円 6キロ超～9キロまで 310円 9キロ超～12キロまで 340円 12キロ超～ 370円 ※仙台駅を中心とした 3駅までの区間内は 210円 〔平成8年6月1日〕	-	-	-	(令和元年10月1日～) ～3km 210円(きっぷ)、210円(IC) 3km超～7km 250円(きっぷ)、242円(IC) 7km超～11km 280円(きっぷ)、272円(IC) 11km超～15km 310円(きっぷ)、304円(IC) 15km超～19km 340円(きっぷ)、335円(IC) 19km超～23km 370円(きっぷ)、367円(IC) 23km超～27km 400円(きっぷ)、398円(IC) 27km超～31km 430円(きっぷ)、430円(IC) 31km超～35km 470円(きっぷ)、462円(IC) 35km超～39km 500円(きっぷ)、492円(IC) 39km超～43km 530円(きっぷ)、524円(IC) 43km超～45km 560円(きっぷ)、555円(IC) (きっぷ:10円単位、IC:1円単位…いずれも税込)	-	-	-	-
実働車両数	両	284	106	-	-	-	252	-	-	-	-
走行キロ	km	92,051	33,797	-	-	-	101,731.8	-	-	-	-
乗車人員	人	446,091	190,688	-	-	-	483,672	-	-	-	-
運送収益	千円	83,852	34,788	-	-	-	88,877(税込)	-	-	-	-

(注)

・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。

・オの一日平均は、令和2年度分実績の数値

※1(福岡市)福岡市では「乗車人員」を「輸送人員」としている。

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
93.3	31.2	-	-	38.1	-	-	-	29.8	-
87	31	-	-	27	-	-	-	35	-
782	222	-	-	244	-	-	-	212	-
1区(3キロまで) 210円 2区(3キロを超え7キロまで) 240円 3区(7キロを超え11キロまで) 270円 4区(11キロを超え15キロまで) 310円 5区(15キロを超えるとき) 340円	対キロ区間制 ○3キロまで 220円 ○3キロ超から7キロまで 260円 ○7キロ超から11キロまで 290円 ○11キロ超から15キロまで 330円 ○15キロ超 360円 〔平成18年1月7日〕	-	-	○西神・山手線、海岸線：対キロ区間制 1区(3キロまで) 210円 2区(3～7キロ) 240円 3区(7～10キロ) 280円 4区(10～13キロ) 310円 5区(13～16キロ) 350円 6区(16～19キロ) 380円 7区(19～23キロ) 410円 8区(23～27キロ) 440円 9区(27キロ～) 470円 ○北神線：新神戸-谷上間の7.5km区間 280円 ※北神急行線の市営化に伴い、西神・山手線、 海岸線とは別に北神線として運賃体系を設定 ※西神・山手線、海岸線と北神線を乗り継ぐ場合は、 西神・山手線、海岸線の運賃を100円、 北神線の運賃を110円割引 〔令和2年6月1日〕	-	-	-	対キロ区間制 1区 ～3キロまで 210円 2区 3キロを超え7キロまで 260円 3区 7キロを超え11キロまで 300円 4区 11キロを超え15キロまで 340円 5区 15キロを超え19キロまで 360円 6区 19キロを超え20キロまで 380円 〔平成9年6月1日〕	-
637.7	241	-	-	191	-	-	-	167	-
188,775	57,610	-	-	60,874	-	-	-	51,205	-
949,114	267,250	-	-	246,836	-	-	-	※1 303,889	-
146,657	50,652(税込)	-	-	41,278	-	-	-	55,847	-

26 消防

区分	(1) 火災件数 (令和2年中)		(2) 消防車両保有数	(3) 消防水利総数	(4) 救助出動件数 (令和2年中)
	件	人口1万人当たりの出 火件数			
単位	件	件	台	基	件
札幌市	376	1.9	116	18,799	92,254
仙台市	251	2.3	132	17,765	48,649
さいたま市	264	2.0	93	16,732	62,457
千葉市	204	2.1	117	※1 7,909	53,641
川崎市	326	2.1	89	6,791	66,951
横浜市	624	1.7	333	11,659	194,639
相模原市	152	2.1	74	10,607	33,261
新潟市	140	1.8	110	7,927	35,203
静岡市	205	2.4	115	※2 7,280	37,838
浜松市	166	2.1	176	8,897	33,520
名古屋市	516	2.2	196	44,727	118,402
京都市	204	1.4	174	7,991	79,014
大阪市	704	2.6	236	9,947	217,430
堺市	185	2.1	※3 108	※3 7,701	52,048
神戸市	385	2.5	150	19,610	77,568
岡山市	183	2.5	72	5,824	29,733
広島市	※4 214	※4 1.8	※4 143	※4 10,292	※4 52,199
北九州市	248	2.7	117	21,224	51,265
福岡市	261	1.7	121	6,834	72,700
※5 熊本市	171	2.2	87	4,842	35,016

(注)

- ・(2)消防車両保有数は、消防ポンプ車、救助工作車、指揮車、はしご自動車、化学消防車、特殊車を含み、非常用消防自動車を除いた数値
- ・(3)消防水利総数は、市街地及び準市街地への整備数
- ・(6)救助出動件数は、火災事案も含む数値
- ・(7)保有数は、非常用救急自動車を除いた数値
- ・(8)の数値は、令和2年度実績

(5) 搬送人員 (令和2年中)	(6) 救助出動件数 (令和2年中)	(7) 救急車保有数	(8) 防火対象物定期点検 報告基準適合率	点検報告済(基準適合分)及 び特例認定済件数	対象物総数
人	件	台	%	件	件
78,874	1,477	34	81.3	1,749	2,151
42,074	671	27	52.2	667	1,279
54,143	788	30	9.1	78	858
45,723	705	26	61.6	408	662
56,235	1,200	29	27.3	241	882
164,084	1,801	80	12.4	292	2,363
29,068	685	20	81.4	371	456
31,090	142	25	84.0	502	598
34,726	487	27	55.0	430	782
35,020	165	30	82.1	522	636
105,004	1,627	45	34.7	802	2,310
70,366	1,023	33	23.2	385	1,660
176,633	4,243	69	42.9	2,054	4,787
45,899	1,036	※3 25	※3 24.4	※3 142	※3 581
65,931	2,340	33	72.7	1,051	1,446
27,593	327	21	80.7	530	656
※4 44,362	※4 818	※4 40	※4 33.3	436	1,308
47,375	404	23	28.9	297	1,028
63,539	2,290	31	56.0	1,008	1,799
31,914	262	26	19.3	133	690

※1(千葉市)(3)消防水利数は、市街地及び準市街地以外の地域に設置されている消防水利の数を含む。

※2(静岡市)消防事務受託市町分を除いた数値。

※3(堺市)令和3年4月1日現在の数値については、消防事務委託に伴い大阪狭山市の数値を含む。

※4(広島市)(1)、(4)、(5)、(6)、(8)は、消防事務受託市町分を除いた数値。(2)、(3)、(7)は、消防事務受託市町分を含む数値

(3)消防水利総数は、「消防施設整備計画実態調査」の調査要領による整備数。

※5(熊本市)消防事務受託市町村を含む数値。

IV 公 共 料 金 、 助 成 ・ 融 資 制 度 等

1 保育所徴収金

札

ア 市徴収基準額表	札	
	入所児童の属する世帯の階層区分	
	区分	定 義
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯
	B 1	市町村民税が非課税の世帯
	C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額が48,600円未満
	D 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額が48,600円以上 67,000円未満
	D 2	67,000円以上 97,000円未満
	D 3	97,000円以上 140,000円未満
	D 4	140,000円以上 169,000円未満
	D 5	169,000円以上 254,000円未満
	D 6	254,000円以上 301,000円未満
	D 7	301,000円以上 341,000円未満
	D 8	341,000円以上 397,000円未満
	D 9	397,000円以上
	ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額	
	B 0	市町村民税が非課税の世帯
	C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額が48,600円未満
	D01	48,600円以上 67,000円未満
	D02	67,000円以上 77,101円未満
	(備考)	
	①3歳以上の利用者負担額は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無料となります。	
	②階層区分について	
	・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)	
	・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、	
	・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額	
	③多子軽減について	
	・同一世帯から2人以上の就学前児童が、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、	
	最も年齢の高い児童については上表の金額となり、最も年齢の高い児童から数えて2人目以降の児童については無料	
	・C1、D1、D2、D3、D4階層(☆の階層)については、多子軽減にかかる年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする	
	☆ひとり親家庭等の世帯(C0、D01、D02階層)については、2人目以降は無料となります。	
	※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合	
	イ 第二子以降軽減状況 「ア(備考)③多子軽減について」とおり	
	ウ 保育料取納率 99.46%(令和2年度現年度分)	

幌 市

利用者負担額	
保育標準時間認定	保育短時間認定
3歳未満の児童	3歳未満の児童
0 円	0 円
0 円	0 円
11,000 円	10,820 円
15,680 円	15,420 円
22,550 円	22,170 円
30,250 円	29,740 円
39,600 円	38,930 円
45,870 円	45,100 円
53,740 円	52,830 円
60,170 円	59,150 円
65,450 円	64,340 円
75,900 円	74,610 円

☆

0 円	0 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円

☆

は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。
により決定します。

児童心理治療施設に入所、又は、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している児童のうち、
となります。

子ども(※)について、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。

には「生計を一にする」ものとなります。

ア 市徴収基準額表

階層区分	階層認定の基準	保育利用(2号・3号認定)3歳未満児				
		利用者負担額(主食費・副食費含む)				
		保育標準時間		保育短時間		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	円	円	円	円	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市町村民税均等割課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650
C3		54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970
C4		57,700円未満	15,300	5,810	15,300	5,810
		69,000円未満				
C5		77,101円未満	20,700	8,690	20,400	8,600
		83,000円未満				
C6		97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400
C7		114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500
C8		134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200
C9		169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900
C10		221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550
C11		301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250
C12		397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100
C13		457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700
C14		519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050
C15		611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250
C16	611,000円以上 市町村民税の未申告または確認のできない世帯	70,000	35,000	68,900	34,450	

・令和3年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地域型保育事業(小規模保育・施設等)を利用する場合は、各施設で設定した利用者負担額をご負担いただくこととなります。
 ・第3子以降の利用者負担額(保育料)及び副食費の負担はありませんが、主食費はご負担いただき
 ・その他、施設によって個別の費用(教材費、行事費など)が発生する場合があります。施設に直接
 注) 1. 年齢について

- ・【教育利用(1号認定)】は、満年齢です。
- ・【保育利用(2・3号認定)】は、令和3年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。
- 2. 利用者負担額(保育料)の階層認定および副食費徴収免除判定の基準について
- ・児童の父母(保護者)の市町村民税所得割額の合計により決定します。なお、税額控除(配当控
 【4月～8月分】:令和2年度の市町村民税(平成31年1月～令和元年12月収入分)
 【9月～翌3月分】:令和3年度の市町村民税(令和2年1月～12月収入分)
- ・政令指定都市の所得割額は6%の税率を適用して計算します。
- ・児童の父母の市町村民税により判定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算
- ・婚姻歴のない未婚のひとり親世帯の令和2年度分の所得割額を計算する際、地方税法上の寡婦
 なお、令和3年度分の所得割額については、税法上のひとり親控除の適用対象となるため、みな
 ・課税額の確認ができない場合は、利用者負担額は最高階層(C16)となります。

イ 第二子以降
軽減状況

以下の各区分に該当するお子さまを年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。第2子のお子さまは表の「第○教育利用(1号認定)
 同一世帯の小学校3年生以下と対象施設(*)に入所又は利用している未就学児童が対象です。(一時預かりは除き
 ○保育利用(2・3号認定)
 対象施設(*)に入所又は利用している同一世帯の未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます)
 *対象入所施設: 保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部、
 対象利用制度: 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
 ○保育利用(2・3号認定)3歳未満児で所得割額57,700円未満(C4階層の一部～C1階層)の世帯
 保護者と生計が同一の子等が対象です。

ウ 保育料収納率

現年度分 :99.55%
 滞納繰越分:31.98%

台 市

教育利用(1号認定)満3歳以上児 保育利用(2号認定)3歳以上児					
利用者負担額	副食費		主食費	階層認定の基準	
	1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子			
無償	免除	免除	施設で 定める額	生活保護世帯	77,101円以上
		施設で 定める額		市町村民税非課税世帯	
市町村民税均等割課税世帯					
市町村民税所得割額 57,700円未満					
			77,101円未満		
				市町村民税の未申告または 確認のできない世帯	

育ママ・地域枠の事業所内保育)を利用する場合(一時預かりを除く)に適用します。認可外保育
ます。
ご確認ください。

除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等)の適用を受ける前の金額により決定します。

する場合があります。
(寡夫)控除をみなし適用して計算できる場合があります。適用を受けるためには申請が必要です。
し適用は行いません。

2子」欄が適用され、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。

ます)

児童心理治療施設, 企業主導型保育施設

ア 市徴収基準額表		各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			
階層区分	定義				
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯				
第 2	市町村民税非課税世帯				
第 3	市町村民税均等割額のみの世帯				
第 4	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		
第 5			48,600円以上 63,900円未満		
第 6			63,900円以上 97,000円未満		
第 7			97,000円以上 137,600円未満		
第 8			137,600円以上 169,000円未満		
第 9			169,000円以上 301,000円未満		
第 10			301,000円以上 397,000円未満		
第 11			397,000円以上		
<p>※ 利用者負担額に係る表中の児童年齢については、令和3年4月1日時点の年齢となります。</p> <p>※ 各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除等の税額控除(調整控除を除く)前の税額を言います。</p> <p>※ 政令指定都市では平成30年度より市民税所得割額の税率が8%となりましたが、利用者負担額の決定においては従前の6%に換算された金額を使用しています。</p>					
イ 第二子以降軽減状況			<p>●二人以上の児童が保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍している場合 最も年齢の高い児童(1人目)……………通常利用者負担額 次に年齢の高い児童(2人目)……………通常利用者負担額の2分の1 その他の児童(3人目以降)……………無料</p> <p>●年収360万円未満相当の多子世帯におけるきょうだいの人数のカウントについて、上の子の年齢制限を撤廃。</p> <p>●年収360万円未満相当の要保護世帯等について、1人目を通常利用者負担額の2分の1(ただし市第6階層の一部(市町村民税所得割額63,900円以上77,101円未満)に該当する児童は0～2歳児9,000円、2人目以降を無料とする。</p>		
ウ 保育料収納率	94.84%(令和2年度)				

た ま 市

利用者負担額 (単位: 円/月)

3歳未満児		3歳以上児	
標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0
0	0	0	0
8,000	7,800	0	0
10,000	9,800	0	0
12,500	12,200	0	0
19,500	19,100	0	0
33,000	32,400	0	0
44,000	43,200	0	0
55,000	54,000	0	0
60,000	58,900	0	0
72,800	71,500	0	0

葉 市

保育標準時間				保育短時間			
3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840
世帯等							
0	0	2,050	0	0	0	2,020	0
0	0	3,080	0	0	0	3,030	0
0	0	5,590	0	0	0	5,490	0
0	0	7,480	0	0	0	7,350	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
基準額							

づく利用者負担額となります。
控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
者の課税額から決定する場合があります。

児童（1人目）の保育料は基準額、次に年齢の高い児童（2人目）の保育料は1/2額、その他の児童（3人目以降）の保育料は無料とします。

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定）・特別支援学校幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条法第6条の2第2項に規定）・医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2第3項に規定）

を決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の

の世帯が、下記要保護世帯等に該当する場合は、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃

又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯

川 崎

ア 市徴収基準額表

(令和3年度)

※令和元年9月改定

階層区分			保育所、認定こども園(2号、3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)			
			保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児保育料			
			基本保育料	第2子	基本保育料	第2子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
B	市民税非課税世帯		0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ		5,300	2,650	5,200	2,600
C 2	市民税所得割課税額	5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050
C 3	5,000円以上	48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450
C 4	48,600円以上	50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500
C 5	50,400円以上	60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750
C 6	60,000円以上	70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200
C 7	70,800円以上	84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900
C 8	84,600円以上	97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800
C 9	97,000円以上	108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600
C 10	108,600円以上	123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450
C 11	123,000円以上	138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350
C 12	138,600円以上	154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250
C 13	154,200円以上	169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250
C 14	169,000円以上	183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200
C 15	183,900円以上	204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550
C 16	204,600円以上	234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750
C 17	234,600円以上	258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000
C 18	258,600円以上	276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000
C 19	276,600円以上	301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700
C 20	301,000円以上	321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150
C 21	321,700円以上	341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400
C 22	341,200円以上	366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850
C 23	366,700円以上	397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350
C 24	397,000円以上	475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050
C 25	475,300円以上		82,800	41,400	81,400	40,700

注1 この表の市民税の額は、令和3年4月～令和3年8月分保育料については、世帯の令和2年度市民税額の世帯の令和3年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附)

注2 3歳以上の保育料は無料です。

注3 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子ども)

注4 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が支援学校幼稚園、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子ども)

注5 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注6 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

ウ 保育料収納率

98.92%(令和2年度決算)

市

小規模保育B型、 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育、 小規模保育C型		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
保育標準時間		保育短時間				
3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		3歳未満
基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	
6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000
9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	
17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	44,500
23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	
26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	
29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	
36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	61,000
40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	
45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	
47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	80,000 (保育単価限度)
52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	
56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	
58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	
59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	
65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000
66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	(保育単価限度)

年額、令和3年9月～令和4年8月分保育料については、
金控除の適用はありません。)

(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常
2子目の保育料です。

の年齢制限が撤廃されています。)

給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別
児童発達支援を利用している場合を含む。)です。

の年齢制限が撤廃されています。)

横 浜

ア 市徴収基準額表
イ 第二子以降軽減状況

令和3年4月1日現在

負担区分	認定区分	1号		2号(3歳児～)				
	対象施設・事業	認定こども園(教育利用) 幼稚園		認定こども園(保育利用)、認可保育所				
	きょうだい区分	第1子	第2子	第1子		第2子		
	保育必要時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	0	0	0	0	0	0
	D2	10,001 円以上 ～ 48,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D3	48,601 円以上 ～ 50,400 円以下	0	0	0	0	0	0
	D4	50,401 円以上 ～ 57,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D5	57,701 円以上 ～ 77,100 円以下	0	0	0	0	0	0
	D6	77,101 円以上 ～ 97,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D7	97,001 円以上 ～ 102,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D8	102,601 円以上 ～ 120,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D9	120,601 円以上 ～ 138,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D10	138,601 円以上 ～ 169,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D11	169,001 円以上 ～ 174,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D12	174,901 円以上 ～ 192,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D13	192,901 円以上 ～ 211,200 円以下	0	0	0	0	0	0
	D14	211,201 円以上 ～ 228,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D15	228,901 円以上 ～ 246,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D16	246,701 円以上 ～ 255,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D17	255,701 円以上 ～ 264,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D18	264,701 円以上 ～ 273,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D19	273,701 円以上 ～ 282,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D20	282,701 円以上 ～ 291,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D21	291,701 円以上 ～ 301,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D22	301,001 円以上 ～ 309,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D23	309,701 円以上 ～ 335,800 円以下	0	0	0	0	0	0
	D24	335,801 円以上 ～ 361,300 円以下	0	0	0	0	0	0
	D25	361,301 円以上 ～ 387,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D26	387,701 円以上 ～ 397,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D27	397,001 円以上	0	0	0	0	0	0
E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E1	D1階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E2	D2階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E3	D3階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E4	D4階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E5	D5階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	

「第3子」以降のお子さんの利用料は無料

ウ 保育料収納率

令和2年度現年度徴収率:98.14%
(現年度99.13% 過年度31.28%)

市

(単位:円)

3号(0～2歳児)				3号(0～2歳児)			
認定こども園(保育利用)、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業			
第1子		第2子		第1子		第2子	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

令和3年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100
C2	11,800円未満	7,600	3,800	7,500	3,750
C3	11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100	4,550
D1	48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200	6,600
D2	52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500	7,250
D3	55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D4	57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D5	64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D6	77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D7	79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000	10,500
D8	86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200	11,600
D9	97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100	13,050
D10	109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700	14,350
D11	124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500	15,750
D12	139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400	17,200
D13	154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400	18,700
D14	169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500	19,750
D15	199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900	21,450
D16	236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500	22,750
D17	260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000	24,000
D18	280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700	24,850
D19	301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300	26,150
D20	339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200	27,100
D21	373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500	27,750
D22	410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700	30,350

第二子以降軽減状況 上記のとおり

保育料収納率 99.35%(現年度分)

- ※1 利用者負担額は平成30年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和3年4月～令和3年8月については令和2年度、令和3年9月～令和4年3月については令和3年度の市区町村民税額等を基に決定します。
課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和3年度の利用者負担額が変更になる方は、令和4年3月末日までに申し出てください。年度をまたいでの変更はできません。
- ※2 利用者負担額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を控除する前の市区町村民税所得割で算定します。
- ※3 地方税法上の寡婦・夫控除の適用にならない非婚の母子・父子家庭については、申請により寡婦・夫控除の適用があったものとして税額を算定し、その算定額により利用者負担額を決定します。
- ※4 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※5 同一世帯に、※6に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1～D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※6 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業のほか、①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚部、③福祉型・医療型児童発達支援センター、④児童心理治療施設通所部、⑤児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。
減額にあたって、兄弟が上記施設①～⑤に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『利用者負担額 きょうだい児多子軽減にかかる申出書』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する担当課まで提出してください。申出書は施設を管轄する課にあります。
- ※7 ひとり親世帯等で、C1～D5階層に該当する方は、右の利用者負担額基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。

ひとり親世帯等の利用者負担額基準額表

階層区分	利用者負担額(月額・円)			
	保育標準時間		保育短時間	
	1人目	2人目	1人目	2人目
C1	2,900	0	2,900	0
C2	3,500	0	3,500	0
C3	4,200	0	4,200	0
D1	4,500	0	4,500	0
D2	4,500	0	4,500	0
D3	4,900	0	4,900	0
D4	4,900	0	4,900	0
D5	5,400	0	5,400	0

- ※8 里親に養育を委託されている児童の利用者負担額は、0円となります。
- ※9 保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができる場合があります。該当する方は利用施設等を所管する担当課にご相談ください。

保育料金額表①																			
保育料金額表②、③に該当しない場合に適用																			
年齢区分(令和3年3月31日現在)		保育料						副食材料費											
		3歳未満児(3号認定)						3歳以上児(1号・2号認定)											
		保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定								
3号保育時間区分		第1子			第2子			第3子以降			第1子			第2子			第3子以降		
階層区分		第1子			第2子			第3子以降			第1子			第2子			第3子以降		
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除					
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	1,900	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除					
C	非課税世帯		11,000	0	0	8,800	0	0	免除	免除	免除								
		市民税額(8%課税額)	算定基準額(6%課税額)																
D1		64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除	免除	免除						
D2A		76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除	免除	免除						
D2B		80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-	-	免除						
D3A		102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-	-	免除						
D3B		105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0									
D4		129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0									
D5		152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0									
D6		186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0									
D7		225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0	-	-	免除						
D8		265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0									
D9		401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0									
D10		448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0									
D11		448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0									

＜保育料金額表①に関する注意点＞

- 保育料金額表①において、小学校就学前の子どもが本人のみの場合は「第1子」、きょうだい2人以上同時に教育・保育施設等を利用する場合、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。
なお保育料金額表①のとおり「第2子」の場合は4分の1、「第3子以降」は無料となります。(多子軽減)
- 同一世帯に保護者が同じ小学校1～3年生の子どもと、教育・保育施設等を利用する子どもが3人以上いる場合、そのうち年齢の高い方から数えて3番目以降の子どもは無料となります。(新潟市独自多子軽減)

保育料金額表②												
下記 I から IV の全てに該当する場合に適用												
I												
次の(1)から(3)までの世帯に該当しない												
(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯												
(2)次に掲げる障がい児を有する世帯(障がい児が社会福祉施設に入所している世帯を除く。)												
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者												
イ 療育手帳の交付を受けている者												
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者												
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの												
(3)利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯												
II												
市町村民税所得割課税額(6%課税額)が57,700円未満												
III												
生計を一にする子ども等(※)の人数が本人を含め2人以上												
IV												
生計を一にする子ども等(※)の中に小学生以上の年齢の子ども、または本人より年齢の高いきょうだいのうち、教育保育施設等に在籍していない方がいる。												
年齢区分(令和3年3月31日現在)		3歳未満児(3号認定)										
保育時間区分		保育標準時間認定			保育短時間認定							
階層区分		第2子			第3子以降							
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	0	0					
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0					
C	非課税世帯		5,500	0	0	5,400	0					
		市民税額(8%課税額)	算定基準額(6%課税額)									
D1		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500					
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000					

＜保育料金額表②に関する注意点＞

- 保育料金額表②において、生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。
なお、「第2子」は保育料金額表①の第1子の2分の1、「第3子以降」は無料となります。(多子軽減)
- ※「生計を一にする子ども等」とは、①支給認定保護者に監護される者(未成年)、②支給認定保護者に監護されていた者(①が成年に達した場合)及び③支給認定保護者またはその保護者の直系尊属(①②を除く。)

保育料金額表③

下記Ⅰ及びⅡに該当する場合に適用

Ⅰ

次の(1)から(3)までの世帯に該当する

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯

(2) 次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

(3) 利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯

Ⅱ

市町村民税所得割課税額（6%課税額）が77,101円未満

年齢区分(令和3年3月31日現在)				3歳未満児(3号認定)			
保育時間区分				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分				第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	非課税世帯			5,500	0	5,400	0
市町村民税所得割額	市民税額(8%課税額)	算定基準額(6%課税額)					
	D1	64,800	48,600 円未満	6,650	0	6,500	0
	D2A	76,900	57,700 円未満	8,150	0	8,000	0
	D2B	80,000	60,000 円未満	8,150	0	8,000	0
	D3A	102,900	77,101 円未満	9,000	0	8,850	0

< 保育料金額表③に関する注意点 >

● 保育料金額表③において、生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢の高い場合は、「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と定義します。

静

ア 市徴収基準額表

◆幼児教育・保育無償化について◆
3～5歳(クラス年齢)の児童(1号及び2号)及び市民税非課税世帯の0～2歳(クラス年齢)の児童(下記表3号のB階層)の保育料は、幼児教育・

階層区分	令和2年1月1日時点で静岡市を含む政令指定都市に住所があった人(税率8%)※	利用者負担額(月額・円)	
		3号(0～2歳クラス)	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B	市民税均等割非課税世帯	0	0
C	市民税所得割非課税世帯	7,500 (2,200)	7,500 (2,200)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	0	0
D1	64,800円未満	8,500 (4,200)	8,500 (4,200)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	3,100 (0)	3,100 (0)
D2	80,000円未満	13,300 (6,600)	12,900 (6,400)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,200 (0)	5,000 (0)
D3	89,300円未満	14,800 (7,400)	14,400 (7,200)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,800 (0)	5,600 (0)
D4	102,801円未満	17,500 (8,700)	17,100 (8,500)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	7,000 (0)	6,800 (0)
D5	129,300円未満	20,500 (10,200)	20,100 (10,000)
D6	153,300円未満	25,500 (12,700)	24,900 (12,400)
D7	177,300円未満	31,500 (15,700)	30,900 (15,400)
D8	225,300円未満	32,500 (16,200)	31,900 (15,900)
D9	252,000円未満	39,000 (19,500)	38,100 (19,000)
D10	265,300円未満	42,000 (21,000)	41,100 (20,500)
D11	281,300円未満	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D12	329,300円未満	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D13	401,300円未満	46,500 (23,200)	45,600 (22,800)
D14	452,000円未満	52,000 (26,000)	50,800 (25,400)
D15	529,300円未満	55,200 (27,600)	54,000 (27,000)
D16	529,300円以上	57,200 (28,600)	55,600 (27,800)

※ 実際の保育料算定においては、旧税率(6%)を用いて算定するため、上記階層表に保護者様の市民税所得割額を当てはめた場合の保育料階層区分と、(備考)

- ①令和3年度利用者負担額は、4～8月分を令和2年度の市民税額、9～3月分を令和3年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、控除前の金額です。)
- ②()内の金額は、第2子のお子さんの利用者負担額です。第3子以降は無料です。
C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、所等を同時に利用しているお子さんです。
- ③この利用者負担額のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があります。
- ④海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計
- ⑤お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の
- ⑥政令指定都市において、平成30年度分の個人市民税(平成29年分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の

イ 第二子以降軽減状況

同一世帯から2人以上のお子さんが認定こども園や保育所等を利用する場合、階層区分により年齢の高い順に2人目のお子さんの利用者C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、所等を同時に利用しているお子さんです。

ウ 保育料収納率

99.5%

保育無償化に伴い、無償となります(給食費、教材費等は無償化の対象外です)。

令和2年1月1日時点で政令指定都市以外の市町村に住所があった人(税率6%)	
生活保護世帯等	
市民税均等割非課税世帯	
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
市民税所得割非課税世帯	
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
所得割額	48,600円未満
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
	60,000円未満
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
	67,000円未満
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
	77,101円未満
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
	97,000円未満
	115,000円未満
	133,000円未満
	169,000円未満
	189,000円未満
	199,000円未満
	211,000円未満
	247,000円未満
	301,000円未満
	339,000円未満
	397,000円未満
	397,000円以上

実際に旧税率で計算した保育料階層区分が異なる場合があります。

調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額

保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるおひなは、保育

して利用者負担額を算定いたします。

最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。

市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。

負担額は半額に、3人目以降のおひなはの利用者負担額は無料となります。

保護者様が実際に監護し、生計が同一のおひなはです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるおひなは、保育

ア 市徴収基準額表

階層	区 分	
1	生活保護世帯	
2	市民税 非課税世帯	21 ひとり親世帯等
		22 その他
3	市民税 所得割非課税世帯	31 ひとり親世帯等
		32 その他
4	24,300 円未満	41 ひとり親世帯等
		42 その他
5	24,300 円以上 48,600 円未満	51 ひとり親世帯等
		52 その他
6	48,600 円以上 60,700 円未満	61 ひとり親世帯等
		62 その他
7	60,700 円以上 72,800 円未満	71 ひとり親世帯等
		72 その他
8	72,800 円以上 77,101 円未満	81 ひとり親世帯等
		82 その他
9	84,900 円以上	97,000 円未満
10	97,000 円以上	121,000 円未満
11	121,000 円以上	145,000 円未満
12	145,000 円以上	169,000 円未満
13	169,000 円以上	235,000 円未満
14	235,000 円以上	301,000 円未満
15	301,000 円以上	349,000 円未満
16	349,000 円以上	397,000 円未満
17	397,000 円以上	

イ 第二子以降 月額保育料欄の下段は、同一世帯から2人入所している場合の第2子の保育料です。
 軽減状況 また、同時入所の第3子以降は無料となります。
 市民税所得割課税が57,700円未満の世帯(ひとり親世帯については77,101円未満)は、保護者

ウ 保育料収納率 99.65%(令和2年度現年分保育料)

エ その他

市

(単位:円/月)

保育標準時間		保育短時間	
3号	2号	3号	2号
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3,000	0	3,000	0
0	0	0	0
8,100	0	7,900	0
3,600	0	3,500	0
3,400	0	3,400	0
0	0	0	0
11,400	0	11,200	0
5,100	0	5,000	0
3,900	0	3,800	0
0	0	0	0
13,200	0	12,900	0
5,900	0	5,800	0
4,400	0	4,300	0
0	0	0	0
15,500	0	15,200	0
6,900	0	6,800	0
4,900	0	4,800	0
0	0	0	0
17,800	0	17,500	0
8,000	0	7,800	0
5,400	0	5,300	0
0	0	0	0
20,100	0	19,800	0
9,000	0	8,900	0
22,500	0	22,200	0
10,100	0	9,900	0
26,100	0	25,700	0
13,000	0	12,800	0
29,700	0	29,300	0
14,800	0	14,600	0
33,300	0	32,900	0
16,600	0	16,400	0
41,000	0	40,400	0
20,500	0	20,200	0
48,800	0	48,000	0
24,400	0	24,000	0
56,400	0	55,500	0
28,200	0	27,700	0
64,000	0	63,000	0
32,000	0	31,500	0
73,600	0	72,400	0
36,800	0	36,200	0

と生計が同一の子等であれば年齢に関わらずその子を含めて数えます。

名 古 屋 市

令和3年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和3年4月～）（2・3号認定子ども）

階層区分			市の基準月額		
			3歳未満児		
			保育標準時間認定	保育短時間認定	
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円	円	
B階層	令和3年度分（4月分から8月分までは令和元年度分）の市民税	非課税世帯	0	0	
1		均等割のみ課税世帯	5,700	5,700	
C階層	2	10,000円未満	6,400	6,300	
	3	10,000円～40,800円未満	7,500	7,400	
	4	40,800円～43,800円未満	11,200	11,100	
	5	43,800円～55,200円未満	13,900	13,700	
	6	55,200円～67,000円未満	17,500	17,300	
	7	67,000円～88,800円未満	22,100	21,800	
	8	88,800円～110,000円未満	25,800	25,400	
	9	令和3年度分（4月分から8月分までは令和元年度分）の市民税所得割課税額（※）	110,000円～131,600円未満	29,400	29,000
	10		131,600円～180,000円未満	34,900	34,400
	11		180,000円～236,800円未満	42,700	42,000
	12		236,800円～281,000円未満	50,300	49,500
	13		281,000円～351,500円未満	58,300	57,400
	14		351,500円～411,800円未満	63,400	62,400
	15		411,800円～518,000円未満	63,900	62,900
	16		518,000円以上	64,000	63,000

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

〈3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度〉

①多子世帯軽減制度

C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度

C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度

18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。

- ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
- イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

京

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0~2歳児)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3号認定 基準額				
		保育短時間 認定	保育標準時間認定			
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100
	⑤ 35,000円以上 ~ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800
	⑥ 42,000円以上 ~ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300
	⑦ 48,600円以上 ~ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700
	⑧ 58,100円以上 ~ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800
	⑨ 67,600円以上 ~ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200
	⑩ 77,101円以上 ~ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300
	⑪ 87,000円以上 ~ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500
	⑫ 97,000円以上 ~ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600
	⑬ 102,600円以上 ~ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400
	⑭ 110,900円以上 ~ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400
	⑮ 125,000円以上 ~ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400
	⑯ 138,600円以上 ~ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900
	⑰ 169,000円以上 ~ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300
	⑱ 174,600円以上 ~ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200
	⑲ 211,201円以上 ~ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100
	⑳ 301,000円以上 ~ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800
	㉑ 358,000円以上 ~ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700
㉒ 397,000円以上 ~	77,900	80,800	83,600	86,500	89,300	

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

都

市

(0～2歳児 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)								
子どもはぐみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400
74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600
92,200	95,000	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

ア 市徴収基準額表		3号認定子ども(地域型保育事業)に係る利用者負担額				
階層区分	世帯区分	3号(0歳～2歳児)基準額				
		保育短時間認定	保育標準時間認定			
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000
	⑩ 77,101円以上～86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900
	⑪ 87,000円以上～96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300
	⑫ 97,000円以上～102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400
	⑬ 102,600円以上～110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500
	⑭ 110,900円以上～124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800
	⑮ 125,000円以上～138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200
	⑯ 138,600円以上～168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300
	⑰ 169,000円以上～174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600
	⑱ 174,600円以上～211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700
	⑲ 211,201円以上～300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200
	⑳ 301,000円以上～357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500
	㉑ 358,000円以上～396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900
	㉒ 397,000円以上～	54,100	56,300	58,300	60,300	62,400

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

都 市

【 地 域 型 保 育 事 業 】

		子どもはぐくみ応援額						
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
22,600	23,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
26,100	26,900	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
27,300	28,100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
32,500	33,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
34,900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
36,400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500	18,500
51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600	18,600
64,400	66,500	22,200	22,200	22,800	22,900	23,100	23,400	23,400

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3号認定 基準額				
		保育短時間 認定	保育標準時間認定			
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200
	㉒ 397,000円以上 ～	72,000	74,600	77,200	79,900	82,500

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

(0～2歳児 幼稚園型認定こども園)

		子どもはぐくみ応援額						
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
23,200	23,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
24,200	24,900	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
25,300	26,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
31,800	32,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
32,900	33,800	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
33,700	34,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
39,900	41,100	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
46,000	47,300	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
52,500	54,100	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
54,400	56,000	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
62,600	64,500	18,600	18,600	19,100	19,300	19,500	19,800	19,800
68,400	70,400	18,900	18,900	19,500	19,600	19,800	19,900	19,900
85,100	87,700	23,800	23,800	24,500	24,600	24,700	25,000	25,000

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和3年4月以降

大阪市

（月額、単位：円）

階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定		
				多子軽減2人目		多子軽減2人目	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和3年度分（令和3年4月から令和3年8月までの間にあっては令和2年度分）の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯（以下「ひとり親世帯等」）	0	0	0	0	
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0	
第3	同一世帯の保護者等全員の令和3年度分（令和3年4月から令和3年8月までの間にあっては令和2年度分）の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000	0	2,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	4,050	8,000	4,000	
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	0	3,500	0	
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	5,050	10,000	5,000	
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	0	5,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	5,900	11,700	5,850	
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	0	6,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	7,000	13,800	6,900	
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0	7,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	7,850	15,500	7,750	
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050	
	57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050	
第9	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	21,500	10,750	21,300	10,650	
第10	同一世帯の保護者等全員の令和3年度分（令和3年4月から令和3年8月までの間にあっては令和2年度分）の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯		77,101円以上 79,000円未満	21,500	10,750	21,300	10,650
第11			79,000円以上 97,000円未満	24,900	12,450	24,700	12,350
第12			97,000円以上 115,000円未満	28,300	14,150	27,900	13,950
第13			115,000円以上 133,000円未満	32,700	16,350	32,300	16,150
第14			133,000円以上 169,000円未満	39,400	19,700	39,000	19,500
第15			169,000円以上 211,201円未満	45,100	22,550	44,500	22,250
第16			211,201円以上 217,000円未満	45,100	22,550	44,500	22,250
第17			217,000円以上 256,000円未満	50,700	25,350	50,100	25,050
第18			256,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	52,400	26,200
第19			301,000円以上 358,000円未満	59,200	29,600	58,600	29,300
第20			358,000円以上 397,000円未満	61,700	30,850	61,100	30,550
第21			397,000円以上 432,901円未満	65,900	32,950	65,300	32,650
第22			432,901円以上 536,000円未満	65,900	32,950	65,300	32,650
第23			536,000円以上	70,600	35,300	70,000	35,000

(1) 保護者等

子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の最多収入者に限る。）とします。

ただし、①父母の年収が103万円以上の場合、又は、②父母以外の扶養義務者の年収がそれぞれ300万円未満の場合は、父母のみを保護者とします。

なお、父又は母と子どもが別居していても、父母の離婚に伴い別居している、父又は母が子どもを遺棄しているなどの事情がない限り、子どもと生計を一にしているものとします。

(2) 市町村民税の所得割

寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。

(3) ひとり親世帯

保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯とします。

(4) 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯とします。

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児
- ・国民年金の障がい基礎年金等の受給者

堺

ア 市徴収基準額表

税額等による階層区分		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	
B1	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	
B2	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	
C1	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)の世帯	
C2	市町村民税所得割額 48,600円未満	
D1	48,600円以上	70,900円未満
D2	70,900円以上	108,200円未満
D3	108,200円以上	138,100円未満
D4	A階層を除き前年度の市民税の課税世帯であって、その所得割の額が右の区分に該当するもの	
D5	138,100円以上	198,400円未満
D6	198,400円以上	297,400円未満
D7	297,400円以上	338,500円未満
D8	338,500円以上	397,000円未満
	397,000円以上	

イ 第二子以降軽減状況

国制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の0～2歳児の保育料を無償化

ウ 保育料収納率

令和2年度現年度 99.66% 過年度 13.01%

市

徴 収 金 額 (月 額)				単位:円	
3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
10,000	9,800	0	0	0	0
12,000	11,700	0	0	0	0
17,000	16,700	0	0	0	0
25,000	24,500	0	0	0	0
30,000	29,400	0	0	0	0
40,000	39,300	0	0	0	0
45,000	44,200	0	0	0	0
54,000	53,000	0	0	0	0
56,000	55,000	0	0	0	0
67,000	65,800	0	0	0	0

神

ア 市徴収基準額表

2021年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			
階層区分	定義	扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
B	A階層を除き、当該年度市町村民税(特別区民税を含む。)額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する)	市町村民税非課税世帯	
C		所得割課税額 48,600円未満である世帯	
D		1	所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯
		2	所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯
		3	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯
		4	所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯
		5	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯
6	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯		
		所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯	
		所得割課税額 397,000円以上である世帯	

注1

※算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します。

(注1) B、C、D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか
B階層
C階層
D1階層
D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯

(注2) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額

(注3) 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、

(注4) 神戸市が決定する利用者負担額以外に各施設で徴収するもの(給食費(主食費・副食費)、制服
なお、3歳以上児のうち、市民税の所得割合算額が57,700円未満(ひとり親家庭、在宅障害児(者)の給食費のうち、副食費(おかず代やおやつ代)が免除となります。

イ 第二子以降
軽減状況

国の制度を拡充し、市独自で全ての世帯を対象に、多子世帯にかかる年齢制限を撤廃し、

ウ 保育料収納率

99.72%

利用者負担額(月額 単位:円) ()内は保育短時間認定における額 ※3歳以上児については副食費免除の有無					
3歳未満児			3歳以上児		
第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
0			副食費免除有 (副食費はかかりません)		
0					
6,200 (6,100)	6,200 (6,100)	0	副食費免除無 (副食費はかかります)		所得割課税額 57,700円(注4)
10,300 (10,000)	10,200 (10,000)				
24,000 (23,600)	12,000 (11,800)				
35,600 (35,000)	17,800 (17,500)		副食費免除有 (副食費はかかりません)		
49,700 (48,900)	24,900 (24,500)				
66,000 (64,900)	33,000 (32,500)				

3歳未満児の利用者負担額には給食費が含まれています

クラス年齢3歳以上児の利用者負担額は0円

ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

3歳未満児		3歳以上児	
第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
0	0	副食費免除有 (副食費はかかりません)	
3,100			
4,500			
9,000			

又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。
代、教材費など)があります。詳しくは各施設見学の際などにご確認ください。
いる世帯等は77,100円未満)の世帯の児童及び、全ての世帯の第3子以降の児童については、

第2子保育料半額、第3子以降の保育料無償化を実施

<p>ア 市徴収基準額表</p>	<p>利用者負担額表(令和3年度)</p> <p style="text-align: center;">各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">階層区分</th> <th style="width: 90%;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A階層</td> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B階層</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C階層</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">1</th> <th style="width: 45%;">均等割のみ課税</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>所得割の額が</td> <td style="text-align: right;">10,800円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>10,800円以上</td> <td style="text-align: right;">48,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>48,600円以上</td> <td style="text-align: right;">57,700円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>57,700円以上</td> <td style="text-align: right;">65,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>65,000円以上</td> <td style="text-align: right;">81,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>81,000円以上</td> <td style="text-align: right;">97,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>97,000円以上</td> <td style="text-align: right;">121,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>121,000円以上</td> <td style="text-align: right;">145,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>145,000円以上</td> <td style="text-align: right;">169,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>169,000円以上</td> <td style="text-align: right;">199,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>199,000円以上</td> <td style="text-align: right;">229,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td>229,000円以上</td> <td style="text-align: right;">301,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td> <td>301,000円以上</td> <td style="text-align: right;">397,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>397,000円以上</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※利用者負担額の決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共 ※同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は利用者負担額表の() ※同一生計の子どもが2人以上いる世帯で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合(ひとり親世帯 表の()内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は()内の金額(3歳未満児の ※世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、同一生計の子 が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額(()内の額も含む)からさらに半額となります。 ※年齢について… 利用する年度の年度初日の前日(3月31日)の年齢を基準とします。年度の途中で年齢が変わって</p>	階層区分	定 義	A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	B階層	非課税	C階層	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">1</th> <th style="width: 45%;">均等割のみ課税</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>所得割の額が</td> <td style="text-align: right;">10,800円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>10,800円以上</td> <td style="text-align: right;">48,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>48,600円以上</td> <td style="text-align: right;">57,700円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>57,700円以上</td> <td style="text-align: right;">65,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>65,000円以上</td> <td style="text-align: right;">81,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>81,000円以上</td> <td style="text-align: right;">97,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>97,000円以上</td> <td style="text-align: right;">121,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>121,000円以上</td> <td style="text-align: right;">145,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>145,000円以上</td> <td style="text-align: right;">169,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>169,000円以上</td> <td style="text-align: right;">199,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>199,000円以上</td> <td style="text-align: right;">229,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td>229,000円以上</td> <td style="text-align: right;">301,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td> <td>301,000円以上</td> <td style="text-align: right;">397,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>397,000円以上</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯</p>	1	均等割のみ課税		2	所得割の額が	10,800円未満	3	10,800円以上	48,600円未満	4	48,600円以上	57,700円未満	5	57,700円以上	65,000円未満	6	65,000円以上	81,000円未満	7	81,000円以上	97,000円未満	8	97,000円以上	121,000円未満	9	121,000円以上	145,000円未満	10	145,000円以上	169,000円未満	11	169,000円以上	199,000円未満	12	199,000円以上	229,000円未満	13	229,000円以上	301,000円未満	14	301,000円以上	397,000円未満	15	397,000円以上	
階層区分	定 義																																																					
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯																																																					
B階層	非課税																																																					
C階層	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">1</th> <th style="width: 45%;">均等割のみ課税</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>所得割の額が</td> <td style="text-align: right;">10,800円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>10,800円以上</td> <td style="text-align: right;">48,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>48,600円以上</td> <td style="text-align: right;">57,700円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>57,700円以上</td> <td style="text-align: right;">65,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>65,000円以上</td> <td style="text-align: right;">81,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>81,000円以上</td> <td style="text-align: right;">97,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>97,000円以上</td> <td style="text-align: right;">121,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>121,000円以上</td> <td style="text-align: right;">145,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>145,000円以上</td> <td style="text-align: right;">169,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>169,000円以上</td> <td style="text-align: right;">199,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>199,000円以上</td> <td style="text-align: right;">229,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td>229,000円以上</td> <td style="text-align: right;">301,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td> <td>301,000円以上</td> <td style="text-align: right;">397,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>397,000円以上</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯</p>	1	均等割のみ課税		2	所得割の額が	10,800円未満	3	10,800円以上	48,600円未満	4	48,600円以上	57,700円未満	5	57,700円以上	65,000円未満	6	65,000円以上	81,000円未満	7	81,000円以上	97,000円未満	8	97,000円以上	121,000円未満	9	121,000円以上	145,000円未満	10	145,000円以上	169,000円未満	11	169,000円以上	199,000円未満	12	199,000円以上	229,000円未満	13	229,000円以上	301,000円未満	14	301,000円以上	397,000円未満	15	397,000円以上									
1	均等割のみ課税																																																					
2	所得割の額が	10,800円未満																																																				
3	10,800円以上	48,600円未満																																																				
4	48,600円以上	57,700円未満																																																				
5	57,700円以上	65,000円未満																																																				
6	65,000円以上	81,000円未満																																																				
7	81,000円以上	97,000円未満																																																				
8	97,000円以上	121,000円未満																																																				
9	121,000円以上	145,000円未満																																																				
10	145,000円以上	169,000円未満																																																				
11	169,000円以上	199,000円未満																																																				
12	199,000円以上	229,000円未満																																																				
13	229,000円以上	301,000円未満																																																				
14	301,000円以上	397,000円未満																																																				
15	397,000円以上																																																					
<p>イ 第二子以降 軽減状況</p>	<p>国制度に加え、世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、 している児童が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額からさらに半額としている。</p>																																																					
<p>ウ 保育料収納率</p>	<p>令和2年度実績 現年度 99.50% 過年度 30.41% 合計 91.30%</p>																																																					

利用者負担額（月額 単位:円）			
保育標準時間		保育短時間	
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
9,000 (4,500)	0	8,800 (4,400)	0
10,000 (5,000)	0	9,800 (4,900)	0
12,000 (6,000)	0	11,700 (5,850)	0
14,000 (7,000)	0	13,700 (6,850)	0
16,000 (8,000)	0	15,600 (7,800)	0
20,000 (10,000)	0	19,500 (9,750)	0
24,000 (12,000)	0	23,500 (11,750)	0
28,000 (14,000)	0	27,400 (13,700)	0
32,000 (16,000)	0	31,300 (15,650)	0
36,000 (18,000)	0	35,300 (17,650)	0
40,000 (20,000)	0	39,200 (19,600)	0
43,000 (21,500)	0	42,200 (21,100)	0
45,700 (22,850)	0	44,900 (22,450)	0
48,000 (24,000)	0	47,100 (23,550)	0
55,700 (27,850)	0	54,700 (27,350)	0

団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。

内の金額となり、第3子以降は無料となります。

等の場合は、77,101円未満)は、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は利用者負担額
場合は9,000円が上限)、第2子以降は無料となります。

どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している児童

も、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。

同一生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用

	各月初日の保護者の属する世帯の階層区分																																									
ア 市徴収基準額表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">A</td> <td style="width: 35%;">生活保護法による被保護世帯</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C1</td> <td rowspan="17" style="vertical-align: middle;">市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)</td> <td>均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C2</td> <td>所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C3</td> <td>44,100円以上 48,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C4</td> <td>48,600円以上 54,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C5</td> <td>54,000円以上 59,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C6</td> <td>59,000円以上 64,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C7</td> <td>64,000円以上 79,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C8</td> <td>79,000円以上 97,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C9</td> <td>97,000円以上 114,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C10</td> <td>114,000円以上 133,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C11</td> <td>133,000円以上 151,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C12</td> <td>151,000円以上 169,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C13</td> <td>169,000円以上 205,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C14</td> <td>205,000円以上 256,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C15</td> <td>256,000円以上 301,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C16</td> <td>301,000円以上 397,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C17</td> <td>397,000円以上</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(注)上記の税額は、住宅借入金等特別控除などをする前の税額です。</p>	A	生活保護法による被保護世帯		B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)		C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	C2	所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満	C3	44,100円以上 48,600円未満	C4	48,600円以上 54,000円未満	C5	54,000円以上 59,000円未満	C6	59,000円以上 64,000円未満	C7	64,000円以上 79,000円未満	C8	79,000円以上 97,000円未満	C9	97,000円以上 114,000円未満	C10	114,000円以上 133,000円未満	C11	133,000円以上 151,000円未満	C12	151,000円以上 169,000円未満	C13	169,000円以上 205,000円未満	C14	205,000円以上 256,000円未満	C15	256,000円以上 301,000円未満	C16	301,000円以上 397,000円未満	C17	397,000円以上
A	生活保護法による被保護世帯																																									
B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)																																									
C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満																																								
C2		所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満																																								
C3		44,100円以上 48,600円未満																																								
C4		48,600円以上 54,000円未満																																								
C5		54,000円以上 59,000円未満																																								
C6		59,000円以上 64,000円未満																																								
C7		64,000円以上 79,000円未満																																								
C8		79,000円以上 97,000円未満																																								
C9		97,000円以上 114,000円未満																																								
C10		114,000円以上 133,000円未満																																								
C11		133,000円以上 151,000円未満																																								
C12		151,000円以上 169,000円未満																																								
C13		169,000円以上 205,000円未満																																								
C14		205,000円以上 256,000円未満																																								
C15		256,000円以上 301,000円未満																																								
C16		301,000円以上 397,000円未満																																								
C17		397,000円以上																																								
イ 第二子以降軽減状況	同一世帯から同時期に2人以上が保育園と幼稚園などを利用している場合、2人目の保育料を半額に、なお、平成28年度より税額が一定額以下の場合、1人目の年齢にかかわらず、2人目の保育料を半額、																																									
ウ 保育料収納率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">R2決算</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">現年度分</td> <td style="text-align: right;">99.35%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td style="text-align: right;">29.15%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">95.17%</td> </tr> </table>	R2決算		現年度分	99.35%	滞納繰越分	29.15%	計	95.17%																																	
R2決算																																										
現年度分	99.35%																																									
滞納繰越分	29.15%																																									
計	95.17%																																									

市

保育料の額			
満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども	
標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
円	円	円	円
0	0	0	0
0	0	0	0
7,200	7,050	0	0
8,000	7,850	0	0
9,200	9,000	0	0
10,700	10,500	0	0
12,200	11,950	0	0
14,250	14,000	0	0
18,750	18,400	0	0
23,850	23,400	0	0
29,750	29,200	0	0
35,800	35,150	0	0
41,600	40,850	0	0
44,500	43,700	0	0
49,800	48,950	0	0
52,450	51,550	0	0
55,450	54,500	0	0
57,250	56,250	0	0
62,400	61,300	0	0

3人目以降を無料としている。軽減の方法は国に準じている。
 3人目以降を無料としている。

北 九 州

(単位:円)

ア 市徴収基準額表

階層区分	定 義	3 歳 未 満 児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900
D	1 " 48,600円～ 55,000円未満	17,100	16,800
	2 " 55,000円～ 79,000円未満	21,600	21,200
	3 " 79,000円～ 97,000円未満	28,400	27,900
	4 " 97,000円～ 115,000円未満	33,200	32,600
	5 " 115,000円～ 152,000円未満	39,900	39,200
	6 " 152,000円～ 169,000円未満	43,800	43,000
	7 " 169,000円～ 230,000円未満	49,800	48,900
	8 " 230,000円～ 269,000円未満	52,800	51,900
	9 " 269,000円～ 301,000円未満	55,800	54,800
	10 " 301,000円～ 351,000円未満	59,300	58,300
	11 " 351,000円～ 397,000円未満	61,300	60,200
	12 " 397,000円以上	63,300	62,200

ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に係る負担額

B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	6,000	5,900
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	7,050	6,950
D	1 市民税均等割のみ課税 55,000円未満	7,200	7,100
	2 市民税所得割課税額 77,101円未満	7,200	7,100

注1 4～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。

階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、婚姻歴のないひとり親世帯の場合、寡婦(夫)とみなして市民税額を計算します。

イ 第二子以降
軽減状況

市民税所得割課税額が57,700円以上の世帯は、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが、保育所、幼稚園、認定こども園、支援、医療型児童発達支援を利用している場合、上から2人目の子どもの保育料は半額、3人目以降の子どもは無料となります。
市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第2子は半額、第3子は無料となります。
ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等のうち、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、上のお子さんが小学生以上一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。

ウ 保育料収納率

95.7%(令和2年度実績)

市

3歳以上は無償化のため削除

配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達
ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象
の場合も含め、第2子は無料となります。ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を

福

ア 市徴収基準額表	利用児童の属する世帯の階層区分			
	階層区分	区 分 (税 額)		
	A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
	B	市町村民税非課税世帯		
	C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯		
	C2	市町村民税のうち所得割が 48,600円未満		
	D1	"	48,600円～	61,000円未満
	D2	"	61,000円～	73,000円未満
	D3	"	73,000円～	85,000円未満
	D4	"	85,000円～	97,000円未満
	D5	A階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯		
	D6	"	126,000円～	149,000円未満
	D7	"	149,000円～	169,000円未満
	D8	"	169,000円～	255,000円未満
	D9	"	255,000円～	301,000円未満
	D10	"	301,000円～	397,000円未満
	D11	"	397,000円以上	
	注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合(※)、保育所に入所し(※)保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。 保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、企業主導型保育 注2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税 注3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳のまた、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。			
イ 第二子以降軽減状況	同一世帯からの同時入所は国制度どおり。このほか市独自で、18歳未満の児童を3人以上			
ウ 保育料収納率	現年度 98.53% 過年度 16.33% 計 88.52%			

(参考)国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)

保育料の額(月額)	
保育標準時間	保育短時間
0円	0円
0	0
14,200 〔 7,100 〕	13,900 〔 7,000 〕
17,000 〔 8,500 〕	16,700 〔 8,400 〕
19,800 〔 9,900 〕	19,400 〔 9,700 〕
22,600 〔 11,300 〕	22,200 〔 11,100 〕
25,400 〔 12,700 〕	24,900 〔 12,500 〕
28,200 〔 14,100 〕	27,700 〔 13,900 〕
31,900 〔 16,000 〕	31,300 〔 15,700 〕
35,600 〔 17,800 〕	34,900 〔 17,500 〕
39,300 〔 19,700 〕	38,600 〔 19,300 〕
44,600 〔 22,300 〕	43,800 〔 21,900 〕
53,000 〔 26,500 〕	52,000 〔 26,000 〕
64,000 〔 32,000 〕	62,900 〔 31,500 〕
83,200 〔 41,600 〕	81,700 〔 40,900 〕

本市 区分	国 区分	徴収金基準額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	1	0円	0円
B	2	0	0
C1	3	19,500	19,300
C2			
D1	4	30,000	29,600
D2			
D3			
D4			
D5	5	44,500	43,900
D6			
D7			
D8	6	61,000	60,100
D9			
D10	7	80,000 〔保育単価 限度〕	78,800 〔保育単価 限度〕
D11	8	104,000 〔保育単価 限度〕	102,400 〔保育単価 限度〕

ている児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3人目以降の児童は無料となります。

事業施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設通所部を利用している就学前児童額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。

養育している場合、第3子以降の児童の就学前3年間の副食費を免除する第3子優遇事業を実施

熊

	熊	
ア 市徴収基準額表	令和2年度	
	入所児童の属する世帯の階層区分	
	階層区分	
	第1	生活保護世帯
	第2	市民税非課税世帯
	第3-1	市民税所得割課税 24,300円未満
	第3-2	" 24,300円以上 48,600円未満
	第4-1	" 48,600円以上 65,000円未満
	第4-2	" 65,000円以上 81,000円未満
	第4-3	" 81,000円以上 97,000円未満
	第5-1	" 97,000円以上 121,000円未満
	第5-2	" 121,000円以上 145,000円未満
	第5-3	" 145,000円以上 169,000円未満
	第6-1	" 169,000円以上 213,000円未満
	第6-2	" 213,000円以上 257,000円未満
	第6-3	" 257,000円以上 301,000円未満
	第7-1	" 301,000円以上 349,000円未満
	第7-2	" 349,000円以上 397,000円未満
	第8	" 397,000円以上
	<p>注1 表中の年齢については、令和3年3月31日現在の満年齢により決定します。</p> <p>注2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月から翌年3月は当年度分</p> <p>注3 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、</p>	
イ 第二子以降 軽減状況	国基準に準じた軽減に加え、第7階層未満の同一世帯の児童のうち18歳未満の第3子	
ウ 保育料収納率	現年度 99.2% 過年度 14.9% 計 86.2%(令和2年度)	

保 育 料 の 額 (月 額)			
3号認定		2号認定	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
0 円		0 円	
0 円		0 円	
10,000 円	9,900 円	0 円	0 円
12,000 円	11,800 円	0 円	0 円
16,000 円	15,700 円	0 円	0 円
22,500 円	22,100 円	0 円	0 円
27,500 円	27,100 円	0 円	0 円
33,000 円	32,500 円	0 円	0 円
34,500 円	34,000 円	0 円	0 円
38,000 円	37,400 円	0 円	0 円
45,000 円	44,300 円	0 円	0 円
47,000 円	46,200 円	0 円	0 円
50,000 円	49,200 円	0 円	0 円
53,000 円	52,200 円	0 円	0 円
55,000 円	54,100 円	0 円	0 円
58,000 円	57,000 円	0 円	0 円

の市民税により決定します。

住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

以降の保育料を無料としている。

2 住宅融資制度

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	
(1) 制度名		札幌市災害住宅補修資金貸付	-	さいたま市勤労者支援資金融資(住宅資金)	千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度(台風被災者) 千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度(平成29年度をもって新規受付終了)	
(2) 申込者資格		<ul style="list-style-type: none"> 本市内に所在する被災家屋又は傾斜家屋の所有者又は居住者 被災家屋について10万円以上の損害を受け、その補修工事を行う方 完済時の年齢が80歳未満の方 貸付金の償還が確実(収入要件等あり)で、別に定める要件を満たす連帯保証人(1名)を立てられる方 市町村民税を滞納していない方 	-	<p>次のすべてに該当する勤労者(事業主や事業専従者を除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内に1年以上居住している方(市内居住子定者を含む。)または市内の事業所に勤務している方 同一事業所に1年以上勤務している方 年齢満20歳以上65歳未満の方で最終の返済月における年齢が71歳未満の方 前年度の市県民税及び固定資産税を完納している方 安定継続した年収(前年税込年収)が150万円以上の方 	<p>①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する方で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者</p> <p>②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う者</p> <p>③被災者住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和4年3月31日までに融資の実行を受けた者</p> <p>④利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者</p>	
(3) 融資対象住宅		<p>被災家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長の災害指定を受けた台風、地震等の被害を受けたもの <p>傾斜家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長が指定する軟弱地盤地域で家屋が傾斜したもののうち市長が別に定める基準に適合するもの 傾斜が自己の責めに基づかず、補修等について他に責めを負う者がいないこと 	-	新築・住宅(中古住宅、マンションを含む)購入、現に居住している住宅の増改築・補修(リフォーム)	<p>令和元年9月9日の令和元年台風15号、令和元年10月12日の令和元年台風19号、令和元年10月25日の大雨により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅</p> <p>東日本大震災により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅</p>	
(4) 融資条件	ア 融資対象金額	円		500万円以内	融資額10万円以上500万円以下に対する利子補給	融資額100万円以上500万円以下に対する利子補給
	イ 利率	%	年3.0%以下で市長が定める率	-	固定金利年1.3%(別途保証料年0.8%)	年利2.0%以下
	ウ 返済期間		7年以内(被災家屋は、据置期間6か月を含む)	-	10年以内	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内(利子補給期間)
	エ 返済方法		元金均等割賦払	-	毎月元利均等割賦返済	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)
	オ 担保・保証人		連帯保証人が必要	-	なし	-
(5) 令和2年度融資実績	件 (円)	3件 6,200,000円	-	1件 5,000,000円	令和2年度利子補給件数25件 利子補給金額(576,655円)	令和2年度利子補給件数5件 利子補給金額(163,188円)
(6) その他		<ul style="list-style-type: none"> 本市の直接貸付 災害指定「平成30年北海道胆振東部地震」 				

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
川崎市勤労者生活資金貸付制度(住宅の増改築・修繕費用)	住宅リフォーム等支援事業	相模原市勤労者住宅資金利子補給制度	-	-	浜松市勤労者住宅建設資金等償還利子助成事業	-
次のいずれかに該当する者 (1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者	以下の条件を全て満たす人 1 借入先が神奈川県内の中央労働金庫で融資期間が10年以上 2 利子補給申請時に該当する住宅に居住し、同一事業所に1年以上勤務している 3 市民税を完納している ※すでに住宅を所有している人、事業主や自営業の人を除く ※建て替え、リフォーム、土地のみの購入、融資内容が住宅金融支援機構融資、フラット35は対象外	-	-	・静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り入れた勤労者(事業主に雇用されている者) ・市税を完納していること又は市から徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けていること ・市県民税額が30万円以下であること	-
現に居住している住宅の増改築・修繕	・市内に建築されている住宅 ・個人が所有する住宅(分譲マンションの場合は、居住者である所有者の中から管理組合等の代表理事が選任されていること) ・原則として賃貸借契約を締結していないもの	新築、購入または増築する市内の自己所有の住宅	-	-	・浜松市内に自ら居住するために購入した新築住宅、建売住宅又は中古住宅(マンションを含む) ・居住の用に供する部分の床面積が150㎡以下	-
10万円～300万円	【利子補給対象限度額】 ①バリアフリーリフォーム工事：350万円 ②マンション共用部分リフォーム工事：150万円/戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ③マンション共用部分工事(アスベスト除去、耐震改修)：150万円/戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ④木造住宅耐震改修工事：400万円 ⑤木造住宅耐震建替工事：800万円	100万円～600万円(対象借入金額)	-	-	利子補助対象上限額 3,000,000	-
年1.4%(別に保証料0.7%または1.2%)	【利子補給率】 ①、②：2.0% ③、④、⑤：借入金利同率	年3%以内	-	-	利子補助金利 0.75	-
10年以内	【利子補給期間】 ①、②、④、⑤：5年間 ③：10年間	24ヶ月(補給期間)	-	-	利子補助の期間 10年	-
元利均等割賦返済	-	-	-	-	(償還方法) 元利均等月賦償還により算出した利息に相当する額とし、当該相当する額を120で除した額に6を乗じて得た額を毎年2回、労働金庫を通じて対象者に交付する	-
-	-	-	-	-	-	-
0	30年度をもって事業終了	341件	-	-	令和2年度利子補給件数 1,918件	-
0円	30年度をもって事業終了	4,877,700円	-	-	22,643,005円	-
住宅の増改築・修繕費用の他に、冠婚葬祭費や教育費等の勤労者の生活資金に対する融資制度。 (5)については、住宅の増改築・修繕費用のみの実績を記載。	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者に対する利子補給金制度。平成21年度をもって新規申込の受付は終了。 また30年度をもって事業終了。	利子補給金額は、借入金、借入利率(上限3%)に応じて市で算出した額と、実際に支払った利子額の1/2の額を比較して低いほうの額	-	-	-	-

区 分		京都市				
(1) 制 度 名	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 一般リフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 バリアフリーリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 エコリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 耐震改修融資	京都市あんぜん住宅改善資金 融資制度 耐震建て替え融資	
(2) 申 込 者 資 格	①自ら居住する住宅のリフォームをする本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅のバリアフリーリフォームをする本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅の断熱改修や太陽光発電設備設置などのエコリフォームをする本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅又は借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定を受けた工事、耐震診断を受けた住宅の安全性を高める工事又は「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム補助金交付要綱」に掲げられた工事を行う本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①耐震診断を受け、危険と診断された木造住宅を除却した後の敷地に、自ら居住するために住宅金融支援機構の融資を受けて住宅の建て替えを行う者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上的住宅のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	
(3) 融 資 対 象 住 宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	耐震認定・耐震診断を受け、耐震性が低いと診断された本市の区域内の住宅	耐震診断を受け、安全性が低いと診断された木造住宅を除去した後の敷地に、住宅金融支援機構の融資を受けて新築する本市の区域内の住宅	
(4) 融 資 条 件	ア 融 資 対 象 金 額	抵当権設定：1,500万 その他：350万	300万	350万	一般耐震改修：300万 用地取得型耐震改修※：350万	一般耐震建て替え：700万 二戸一化耐震建て替え※：1,400万 二戸一化長期優良住宅耐震建て替え融資：1,800万
	イ 利 率	年1.70(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	年0.50(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)
	ウ 返 済 期 間	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	30年(機構返済期間が限度)
	エ 返 済 方 法	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)
オ 担 保 ・ 保 証 人	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用の上、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用の上、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用の上、抵当権設定	
(5) 令 和 2 年 度 融 資 実 績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
(6) そ の 他	※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	※エコリフォーム融資実績：京都府との協調により、市域の融資実績の全件を府市双方で実績として計上 ※平成30年度から新規受付休止	※用地取得型耐震改修：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震改修 ※平成30年度から新規受付休止	※二戸一化耐震建て替え：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震建て替え ※平成30年度から新規受付休止	

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 マンション建て替え融資	大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	-	-	-	-	-	-	住宅かさ上げ資金貸付
①高さ又は容積に係る既存不適格となっている分譲マンションに居住する区分所有者で、住宅金融支援機構の融資を受けて建て替え後のマンション又は市内の住宅を自ら居住するために取得する者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に取られる者 ⑤取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は火災保険契約を締結できる者 ⑥取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	(1) 自ら居住するため、対象住宅を、対象融資を受けて取得する者 (2) 持家一次取得者 (3) 申込時において、新婚世帯又は子育て世帯の世帯員である者 (4) 申込月が1月から5月までの場合は前々年の、申込月が6月から12月までの場合は前年の、所得金額の合計が1,200万円以下の者 (5) 対象融資の融資申込者又は連帯債務者 (6) 申込世帯において、申込者又は配偶者が、過去に申込者又は新婚世帯の配偶者として、本制度要綱又は大阪市民間分譲マンション購入融資利子補給金交付要綱に基づく利子補給の対象者として認定を受けたことがない者	-	-	-	-	-	-	本市に居住し、本市の市税を滞納していない者であること。貸付金の償還及び利子の支払について、十分な能力を有すると認められる者であること。貸付金の償還について、相当の資力を有すると認められる連帯保証人1人を有する者であること。かさ上げ工事をしようとするにつき、正当な権限を有する者であること。
住宅金融支援機構の融資を受けて取得する本市の区域内の建て替え後の分譲マンション又は本市の区域内の住宅	(1) 床面積（マンションの場合は専有面積）が50㎡以上のもの (2) 建築基準法に規定する検査済証の交付を受けているもの その他条件あり	-	-	-	-	-	-	水害のおそれがある住宅
700万	-	-	-	-	-	-	-	1,500,000
年0.20（平成29年10月現在）	年0.1%以上	-	-	-	-	-	-	3
30年（機構返済期間が限度）	10年以上	-	-	-	-	-	-	10年
元利息等月賦返済（ボーナス払い併用可）	-	-	-	-	-	-	-	元利均等月賦償還
住宅ローン保証を利用の上、抵当権設定	-	-	-	-	-	-	-	抵当権の設定・連帯保証人1人
0	令和2年度利子補給件数 14,973件	-	-	-	-	-	-	-
0	1,215,987,000円	-	-	-	-	-	-	-
※平成30年度から新規受付 休止	平成17年から実施	-	-	-	-	-	-	-

指定都市基本施策比較検討調

<令和2年度 決算編>

令和4年3月発行

福岡市議会事務局調査法制課

福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL (092) 711-4749

FAX (092) 733-5869

※この資料は、市議会ホームページの
市議会★情報BOX内でもご覧いただけます。